



平成30年6月21日  
～美ら島の未来を拓く～  
沖縄総合事務局

## 平成29年度「食料・農業・農村白書」「食育白書」「森林・林業白書」 「水産白書」に関する沖縄ブロック説明会の開催について

食料・農業・農村、食育、森林・林業及び水産に関する平成29年度の動向等を取りまとめた「食料・農業・農村白書」、「食育白書」、「森林・林業白書」及び「水産白書」が本年5月及び6月に閣議決定され、広く一般に公表されました。

農林水産省では、農林水産業の動向、農山漁村における新たな取組等について、国民の皆様の理解をより深めていただくために、広く一般の方々を対象に、これら白書の説明会を全国のブロック単位で開催しているところです。

沖縄地域においても、実際に白書を執筆した農林水産省担当官による説明会を下記の日程で開催いたします。

我が国の農林水産業の動向を深く知ることができる機会ですので、皆様方の積極的な御参加をお待ちしております。

### 記

- 1 日 時 平成30年7月4日（水）13：00～16：40
- 2 場 所 那覇第2地方合同庁舎2号館2階D・E共用会議室  
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
- 3 主 催 農林水産省、内閣府沖縄総合事務局
- 4 内 容
  - (1) 「森林・林業白書」について（予定 13:10～13:55）
  - (2) 「食料・農業・農村白書」について（予定 14:05～14:50）
  - (3) 「食育白書」について（予定 15:00～15:45）
  - (4) 「水産白書」について（予定 15:55～16:40）
- 5 申込み 別紙参加申込書に必要事項を御記入の上、6月27日（水）までにFAXにて御送付ください。なお、各白書定員（約90名）になり次第締め切らせていただきます。
- 6 その他の 各白書の説明はそれぞれ独立した時間設定となっており、一つの白書の部分だけの参加も可能です。

### [お問合せ及び申込先]

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1  
沖縄総合事務局 農林水産部 農政課  
(担当) 佐川、與那城  
電話 098-866-1627  
FAX 098-860-1395

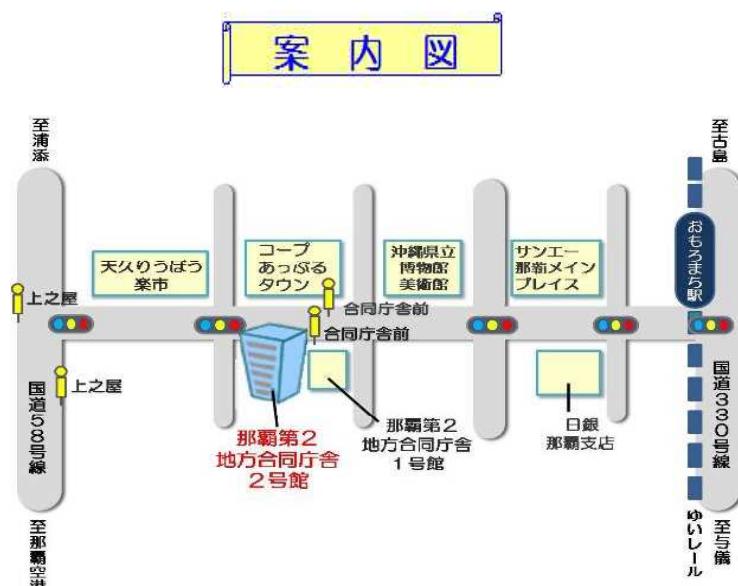
平成29年度「食料・農業・農村白書」「食育白書」「森林・林業白書」「水産白書」に関する沖縄ブロック説明会 参加申込書（FAX申込用）

沖縄総合事務局 農政課 098-860-1395 行き

|               |              |                 |       |
|---------------|--------------|-----------------|-------|
| フリガナ<br>お名前   |              | 所属・役職<br>(団体名等) |       |
| ご連絡先          | 〒<br>TEL ( ) | FAX ( )         |       |
| 参加希望に<br>○を記入 | ①森林・林業白書     | ②食料・農業・農村白書     | ③食育白書 |
| フリガナ<br>お名前   |              | 所属・役職<br>(団体名等) |       |
| ご連絡先          | 〒<br>TEL ( ) | FAX ( )         |       |
| 参加希望に<br>○を記入 | ①森林・林業白書     | ②食料・農業・農村白書     | ③食育白書 |
| フリガナ<br>お名前   |              | 所属・役職<br>(団体名等) |       |
| ご連絡先          | 〒<br>TEL ( ) | FAX ( )         |       |
| 参加希望に<br>○を記入 | ①森林・林業白書     | ②食料・農業・農村白書     | ③食育白書 |

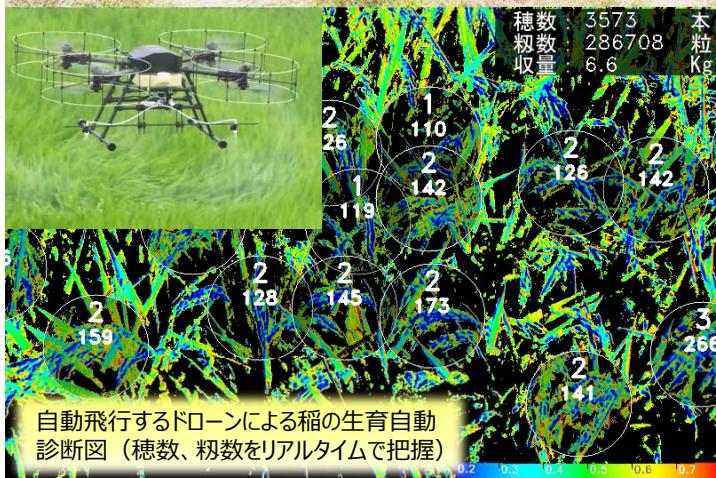
(注 意)

- 白書ごとに参加人数を把握するために、参加を希望する白書に○で印をつけて下さい。複数希望される場合は、該当する複数の白書に印を付けてください。
- 参加申込みは先着順に受け付けますが、定員（約90名）を超過した場合は参加をお断りする場合があることを予め御了承ください。
- 定員超過等の場合に当方からの連絡に使用いたしますので、連絡先は必ず御記入下さい。



# 平成29年度

## 食料・農業・農村白書の概要



平成30年5月  
農林水産省

○図表の数値は、原則として四捨五入しており、合計とは一致しない場合があります。  
○本資料に記載した地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。

## 目 次

### 平成29年度 食料・農業・農村の動向

|                               |                                       |    |
|-------------------------------|---------------------------------------|----|
| <b>特 集</b>                    | <b>次世代を担う若手農業者の姿 ～農業経営の更なる発展に向けて～</b> | 1  |
| トピックス1                        | 産出額が2年連続増加の農業、更なる発展に向け海外も視野に          | 7  |
| トピックス2                        | 日EU・EPA交渉の妥結と対策                       | 9  |
| トピックス3                        | 「明治150年」関連施策テーマ 我が国の近代化に大きく貢献した養蚕     | 11 |
| トピックス4                        | 動き出した農泊                               | 13 |
| <br>                          |                                       |    |
| <b>第1章</b>                    | <b>食料の安定供給の確保</b>                     |    |
| 1                             | 食料自給率と食料自給力指標                         | 15 |
| 2                             | グローバルマーケットの戦略的な開拓                     | 15 |
| 3                             | 世界の食料需給と食料安全保障の確立                     | 17 |
| 4                             | 食料消費の動向と食育の推進                         | 17 |
| 5                             | 食の安全と消費者の信頼確保                         | 18 |
| 6                             | 食品産業の動向                               | 19 |
| 7                             | 農林水産物・食品の新たな需要の開拓                     | 20 |
| <br>                          |                                       |    |
| <b>第2章</b>                    | <b>強い農業の創造</b>                        |    |
| 1                             | 農業の構造改革の推進                            | 21 |
| 2                             | 農業生産基盤の整備と保全管理                        | 23 |
| 3                             | 主要農畜産物の生産等の動向                         | 23 |
| 4                             | 生産現場の競争力強化等の推進                        | 27 |
| 5                             | 気候変動への対応等の環境政策の推進                     | 28 |
| 6                             | 農業を支える農業関連団体                          | 28 |
| <br>                          |                                       |    |
| <b>第3章</b>                    | <b>地域資源を活かした農村の振興・活性化</b>             |    |
| 1                             | 農村地域の現状と地方創生に向けた動き                    | 29 |
| 2                             | 中山間地域の農業の活性化                          | 30 |
| 3                             | 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮                  | 31 |
| 4                             | 鳥獣被害とジビエ                              | 31 |
| 5                             | 地域資源の積極的な活用                           | 33 |
| 6                             | 都市農業の振興                               | 33 |
| 7                             | 農業と多様な分野との連携                          | 34 |
| <br>                          |                                       |    |
| <b>第4章</b>                    | <b>東日本大震災・熊本地震からの復旧・復興</b>            |    |
| 1                             | 東日本大震災からの復旧・復興                        | 35 |
| 2                             | 熊本地震からの復旧・復興                          | 36 |
| <br>                          |                                       |    |
| <b>【参考】</b>                   | <b>事例・コラム一覧</b>                       | 37 |
| <br>                          |                                       |    |
| <b>「平成30年度 食料・農業・農村施策」の構成</b> |                                       | 40 |

## 次世代を担う若手農業者の姿

～農業経営の更なる発展に向けて～

- 担い手の高齢化や減少が課題となる中、近年、若手の新規就農者数が高水準で推移。次世代を担う若手農業者が、付加価値の向上や、規模拡大等を通じた生産性の向上に挑戦し、効率的かつ安定的な農業経営を実現していくことが重要
- 49歳以下の若手農業者に焦点を当て、農林業センサス等やwebアンケートから、経営構造の特徴、農業経営に対する考え方等を確認し、施策の展開方向を考察

### 1. 若手農業者がいる販売農家の経営構造分析

※ 以下、49歳以下の若手農業者がいる販売農家を「若手農家」、いない販売農家を「非若手農家」として記述

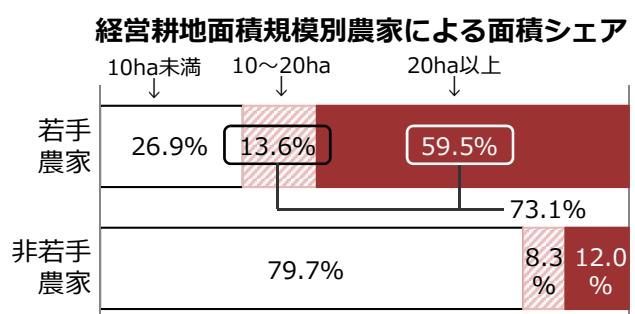
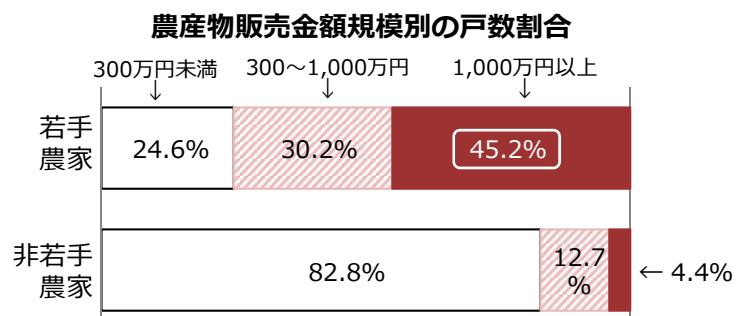
#### ＜若手農家と非若手農家の経営構造＞

- 販売農家のうち、若手農家は1割、非若手農家は9割

| <2015年農林業センサス> |            |  |
|----------------|------------|--|
| 販売農家           | 132万9,591戸 |  |
| うち若手農家         | 14万 675戸   |  |
| うち非若手農家        | 118万8,916戸 |  |

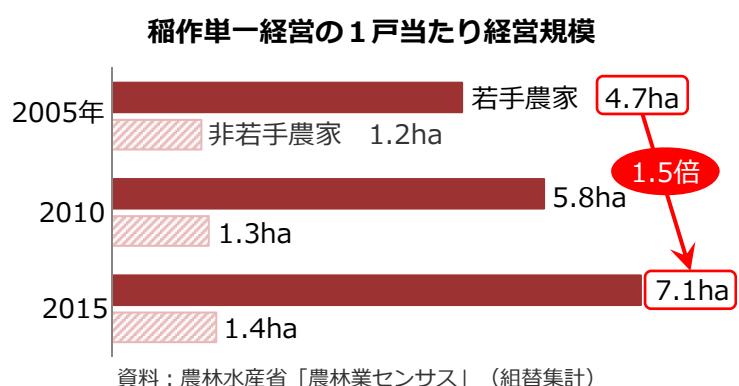
- 農産物販売金額規模別の戸数割合を見ると、若手農家は1,000万円以上が45.2%

- 経営耕地面積規模別の面積シェアを見ると、若手農家は10ha以上が73.1%



#### ＜若手農家における経営規模の拡大＞

- 直近10年間の稻作単一経営の1戸当たり経営規模を見ると、若手農家は1.5倍に拡大（非若手農家はほぼ横ばい）

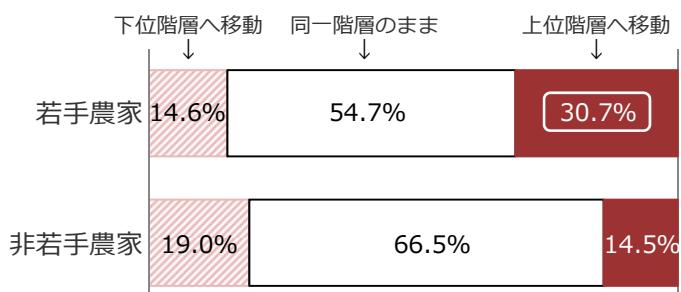


- 稻作単一経営について、2010年から2015年にかけての規模階層間の移動を見ると、若手農家では30.7%が規模拡大により上位階層へ移動

＜参考＞右図の規模階層（20階層）

|            |            |           |
|------------|------------|-----------|
| ①経営耕地なし    | ⑧2.5～3.0ha | ⑯20～25ha  |
| ②0.3ha未満   | ⑨3.0～4.0ha | ⑰25～30ha  |
| ③0.3～0.5ha | ⑩4.0～5.0ha | ⑱30～40ha  |
| ④0.5～1.0ha | ⑪5.0～7.5ha | ⑲40～50ha  |
| ⑤1.0～1.5ha | ⑫7.5～10ha  | ⑳50～100ha |
| ⑥1.5～2.0ha | ⑬10～15ha   | ㉑100ha以上  |
| ⑦2.0～2.5ha | ⑭15～20ha   |           |

直近5年間における稻作単一経営の規模の動向  
(2010年から2015年にかけての規模階層間移動)



資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）

- 稻作単一経営以外でも、若手農家では規模拡大が進展

主な部門の若手農家1戸当たり経営規模  
(上段：2005年、中段：2010年、下段：2015年)

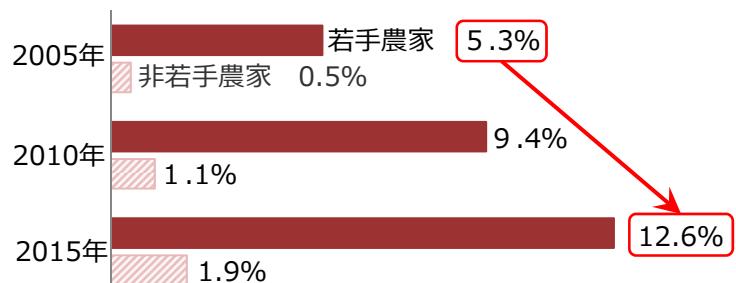


資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）

＜若手農家における常雇いの広がり＞

- 直近10年間で常雇いを雇い入れた若手農家数は増加し、その割合は5.3%から12.6%へ上昇

常雇いを雇い入れた農家の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）

＜若手農家における投資とその効果＞

- 水田作と酪農において、若手農家は非若手農家に比べ、単位面積・頭数当たり労働時間が短く、機械や設備の投資規模を示す農業固定資産装備率が高くなっている、労働時間短縮のための投資が進展

このことが、若手農家における規模拡大や高い農業所得につながっていると考えられる

水田作と酪農における若手農家の経営状況

|     |                    | 若手農家  | 非若手農家 |
|-----|--------------------|-------|-------|
| 水田作 | 10a当たり労働時間（時間/10a） | 34    | 58    |
|     | 農業固定資産装備率（円）       | 2,930 | 2,420 |
|     | 1経営体当たり農業所得（万円）    | 799   | 32    |
| 酪農  | 搾乳牛1頭当たり労働時間（時間/頭） | 129   | 176   |
|     | 農業固定資産装備率（円）       | 6,628 | 3,480 |
|     | 1経営体当たり農業所得（万円）    | 1,188 | 505   |

資料：農林水産省「営農類型別経営統計（個別経営）」（組替集計）  
備考：データは、2013年から2015年までの3か年平均

## 2. 若手農業者向けアンケート結果の分析

### 若手農業者向けアンケートの概要

【実施時期】2017年10月26日～11月5日

【実施方法】webアンケート  
(メールマガジンやSNSを活用して周知)

【対象者】2017年10月1日時点で49歳以下の農業者

【内容】「農家・法人役員編」と「雇用者編」の2種類  
(該当する方に回答)

【回答者数】1,885人

※ 本アンケートの結果は、若手農業者全体の考え方を統計的に推計したものではなく、アンケートに応じた1,885人の回答を集計したもの

農家の経営主1,357人

「農家・法人役員編」  
(人数は回答者数)

農家の世帯員 204人

法人役員 151人

「雇用者編」  
(人数は回答者数)

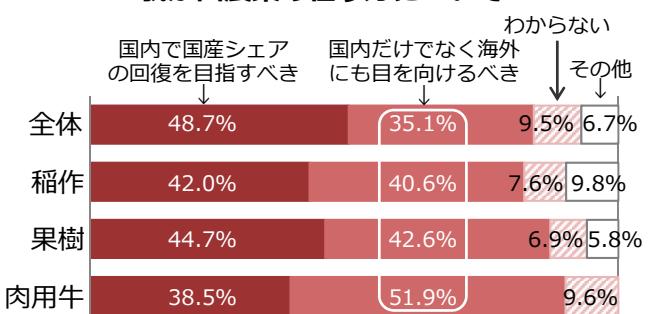
農家雇用者 94人

法人雇用者 79人

### 農業に対する考え方（農家の経営主・世帯員+法人役員+農家・法人の雇用者：1,885人）

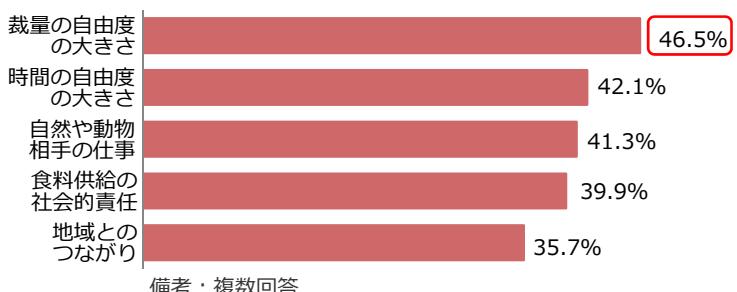
- 我が国農業の在り方について、全体では「国内だけでなく海外にも目を向けるべき」が35.1%を占め、部門別での同回答の割合を見ると稻作が40.6%、果樹が42.6%、肉用牛が51.9%

#### 我が国農業の在り方について



- 農業の魅力について、全体では「裁量の自由度の大きさ」が46.5%と最高

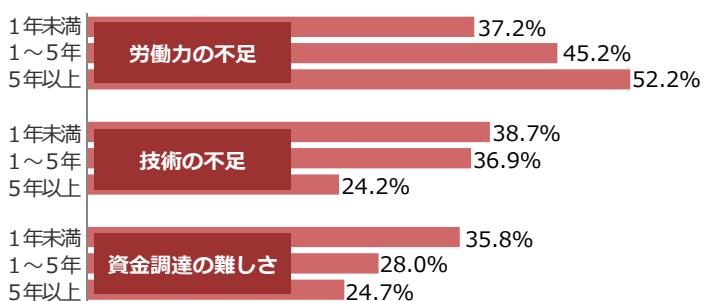
#### 農業の魅力について（上位5回答）



### 経営者の農業経営に対する考え方（農家の経営主+法人役員：1,508人）

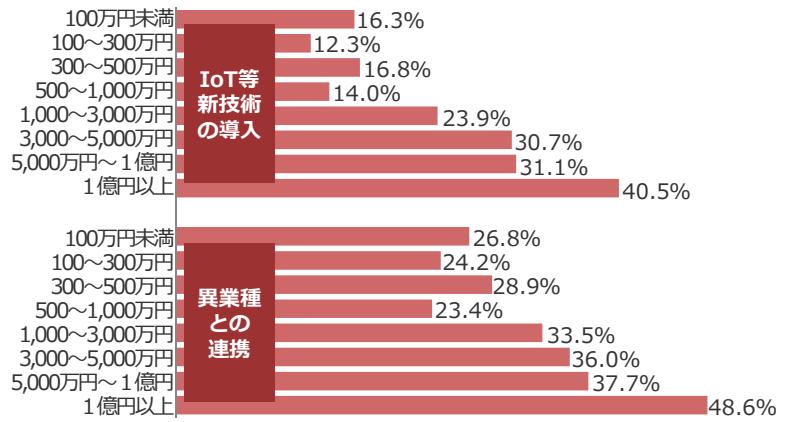
- 現在の経営における課題について、就農からの年数別に見ると、「労働力の不足」は年数が長いほど高く、「技術の不足」と「資金調達の難しさ」は年数が長いほど低い

#### 現在の経営における課題（就農からの年数別）



- ▶ 農業生産で今後伸ばしていきたい方向について、販売金額が大きいほど回答者の割合が高くなるのは「IoT等新技術の導入」と「異業種との連携」

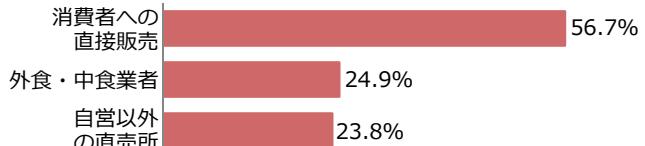
#### 農業生産で今後伸ばしていきたい方向として「IoT等新技術の導入」、「異業種との連携」と回答した者の割合



備考：複数回答

- ▶ 出荷・販売先で今後伸ばしていきたい方向について、「消費者への直接販売」が最高となり、続いて「外食・中食業者」、「自営以外の直売所」の順

#### 出荷・販売先で今後伸ばしていきたい方向（上位3回答）



備考：複数回答

### 3. 効率的かつ安定的な農業経営に向けた施策の展開方向

- ▶ 経営構造分析を通じ、若手農家においては、規模拡大とともに、常雇いの拡大、単位面積・頭数当たり労働時間の短縮を図る投資が行われていることが確認された
- ▶ また、若手農業者向けアンケートを通じ、農業生産、出荷・販売先で今後伸ばしていきたい方向について回答者の考え方が確認された
- ▶ 効率的かつ安定的な農業経営の育成に向けては、農業経営の法人化、AI・IoT・ロボット、ドローン等を取り入れた革新的な技術の開発、アンケート回答者を含め農業者が今後伸ばしていきたい方向を後押しできる環境づくりが重要



#### ＜事例＞

投資と機械の稼働率向上等を通じて、効率的稻作経営を実現（新潟県）

- ▶ 農外出身者の丸田洋さんは、2005年に31歳で有限会社穂海農耕を設立し、代表に就任。2017年度は130haの水田に業務用米を中心に作付け
- ▶ 規模拡大に合わせ農業機械の大型化を図り、10品種による作期分散で機械の稼働率を向上。従業員は、複数の職種を設けることで11人の若手を確保



代表の丸田洋さん（後列一番左）と若手従業員

## 4. 若手農業者の雇用に関する動向等

### 若手新規就農者の動向

- 49歳以下の新規就農者数は3年連続で2万人を超過

また、新規雇用就農者は、近年、増加傾向

#### <新規自営農業就農者>

家族経営体の世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」又は「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者

#### <新規雇用就農者>

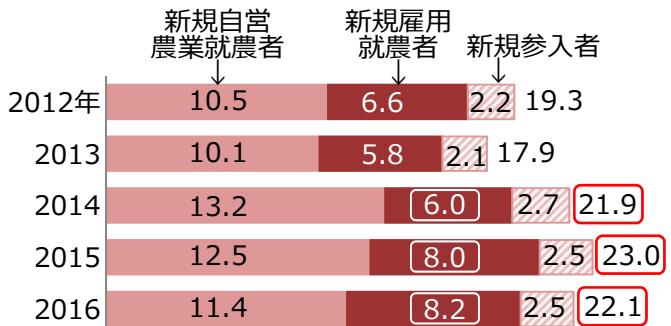
調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用され、農業に従事した者

#### <新規参入者>

調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者

#### 就農形態別の49歳以下の新規就農者

(単位：千人)



資料：農林水産省「新規就農者調査」

- 若手新規雇用就農者の雇用直前の就業状態を見ると、「農業以外に勤務」が61.3%と最も高く、次いで「学生」が22.4%

#### 若手新規雇用就農者の雇用直前の就業状態



資料：農林水産省「平成28年新規就農者調査」

備考：その他は、農業以外の自営業、家事・育児等



#### <事例>

農協が出資している農業法人が就農を支援（長野県）

- JA出資法人の有限会社信州うえだファームでは、独立就農を目指す就農希望者を雇用し、栽培技術等の研修を実施。就農希望者は給与支給を受けることで研修に専念
- 就農を目指す作目の研修ほ場が各人に設定され、2年間の研修後に研修ほ場を受け継ぐ形で独立。2016年度までに県外出身者13人を含む20人が当地域で就農

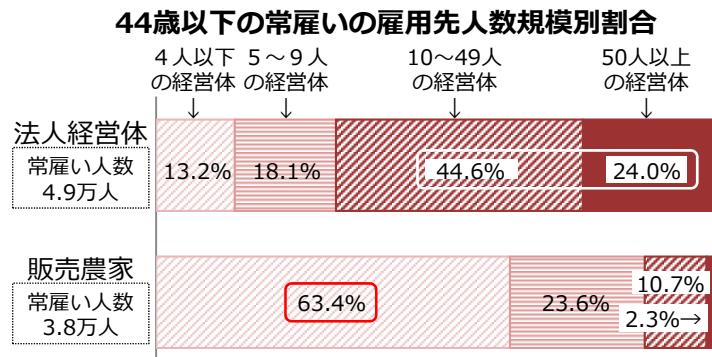


信州うえだファームでの研修を経て就農した宇田川さん夫妻

## 44歳以下の常雇いの分析

- 2015年において、44歳以下の常雇い人数は、法人経営体に4.9万人、販売農家に3.8万人

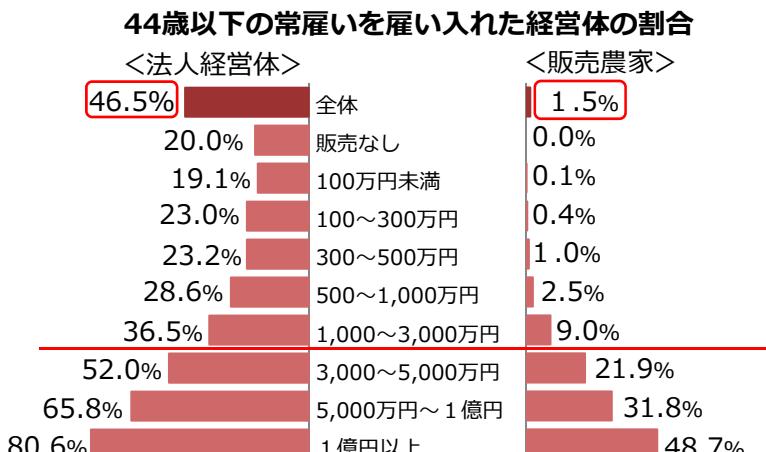
これを常雇いの雇用先人数規模別に見ると、法人経営体では10人以上の経営体が68.7%、販売農家では4人以下の経営体が63.4%



資料：農林水産省「2015年農林業センサス」（組替集計）

- 経営体側から見ると、44歳以下の常雇いを雇い入れた経営体の割合は、法人経営体で46.5%、販売農家で1.5%

これを販売金額別に見ると、法人経営体では3,000万円を境に50%を超える、販売農家では3,000万円を境に1割未満から2割台へと大きく向上

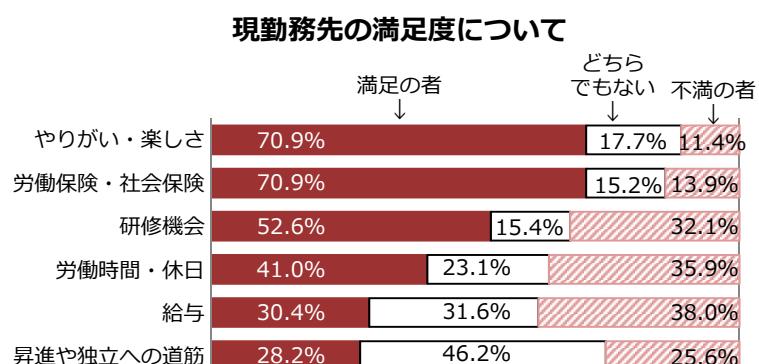


資料：農林水産省「2015年農林業センサス」（組替集計）

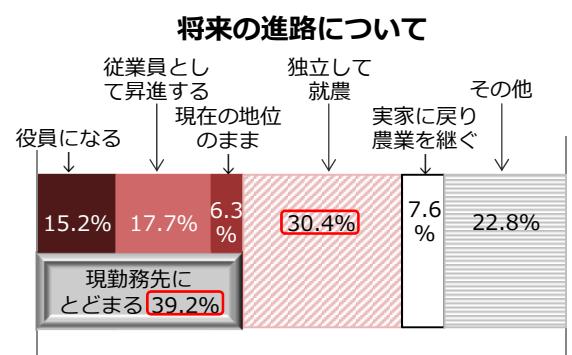
## 法人雇用者の満足度や将来に対する考え方 (若手農業者向けアンケート (法人雇用者: 79人))

- 現勤務先の満足度について、ほとんどの項目で「満足の者」が「不満の者」を上回る

ただし、給与は「不満の者」が「満足の者」を上回る



- 将来の進路について、「現勤務先にとどまる」が39.2%で最多となり、次いで「独立して就農」が30.4%



## トピックス

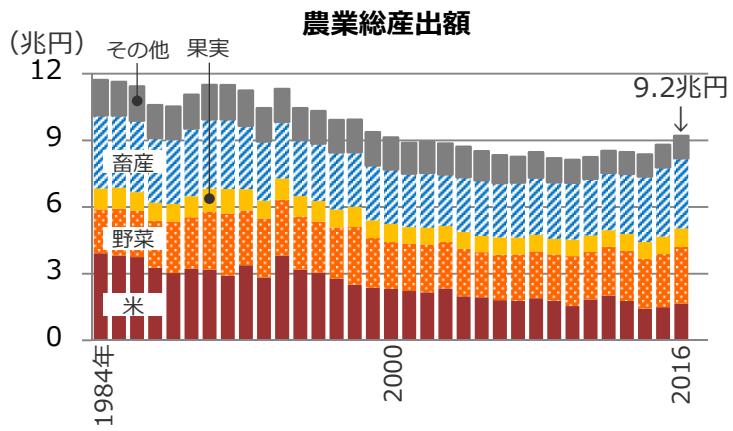
1

# 産出額が2年連続増加の農業、更なる発展に向け海外も視野に

- 農業総産出額は2年連続で増加
- 将来の食料需要は、国内では減少、海外では増加すると考えられており、農業の持続的発展に向けては、国内はもちろん、海外も視野に入れた農業の実現が一つの鍵に

## 農業総産出額は2年連続で増加し、16年ぶりに9兆円台を回復

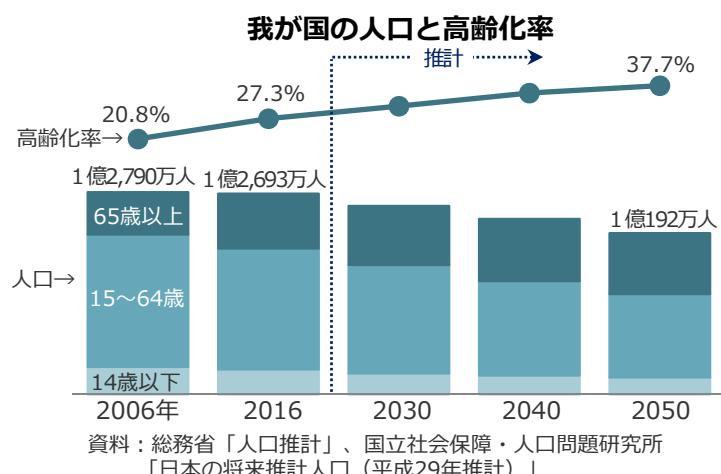
- 農業総産出額は、米の消費の減退による産出額の減少等を主たる要因として2014年まで長期的に減少
- 直近2年間は増加が続き、2016年は米や野菜等の需要に応じた生産の進展等から、2000年以来16年ぶりに9兆円台を回復



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

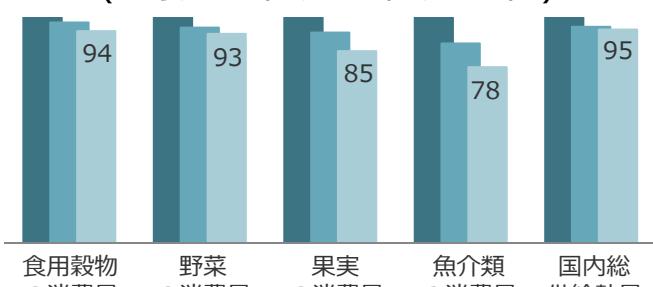
## 減少が続く食料の国内需要、増加に向かう食料の世界需要

- 我が国では、2006年から2016年までの10年間で、総人口が97万人減少するとともに、高齢化率は6.5ポイント上昇の27.3%と先進国の中でも最高水準を更新
- このような中、これまで食料の国内需要は減少
- 約30年後の2050年の総人口は2016年比19.7%（2,501万人）減少の1億192万人となり、高齢化率は同比10.4ポイント上昇の37.7%と推計
- これを踏まえれば、食料の国内需要はこれまで以上の減少が進行するものと考えられる



資料：総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

## 主要品目の国内需要（2006年度=100の指標） (左から、2006年度、2011年度、2016年度)

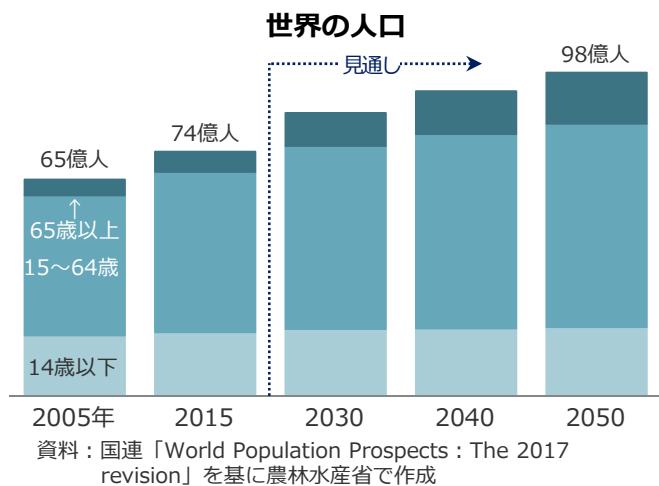


資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

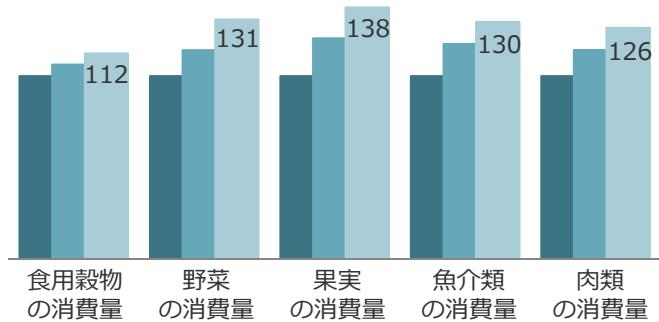
- 一方、世界では、2005年から2015年までの10年間で、人口が8億4,085万人（12.9%）増加するとともに、GDPは1.3倍に成長し、食料の世界需要は大幅に増加

- 約30年後の2050年の人口は、2015年比32.4%（24億人）増加の98億人と推計

- 人口増加とともに経済成長も進み、2050年の穀物の消費量は2005年から2007年の3か年平均比で1.5倍に増加の見通しで、食料の世界需要は引き続き増加へ



**主要品目の世界需要（2003年=100の指標）**  
(左から、2003年、2008年、2013年)



資料：FAOSTAT「Food Balance Sheets」を基に農林水産省で作成

## 専ら国内需要を念頭に置く農業生産から、世界需要も視野に入れた農業生産へ

- これまでの我が国農業は、専ら国内需要を念頭に需要に応じた生産を行い、販売価格の下落を回避
- 人口減少や高齢化が進行する中、従前と同様の農業生産を続けることは、需要減少に伴う生産縮小を余儀なくされ、農業の発展を困難とし、食料安全保障にも悪影響
- 販路の一つに輸出を位置付けることで、農業生産を拡大した際の販売価格の下落が避けられ、この結果、販売額全体が増え、農業所得を向上させることが可能に
- 専ら国内需要を念頭に置く農業生産から、国内需要に加えて世界需要も視野に入れた農業生産へと意識の転換を図ることが、農業の持続的発展と農村の振興を実現する一つの鍵
- より多くの意欲ある農業者、農業者団体、品目別輸出団体等による積極的な挑戦に期待

### 米の輸出に意欲的に取り組む農業者

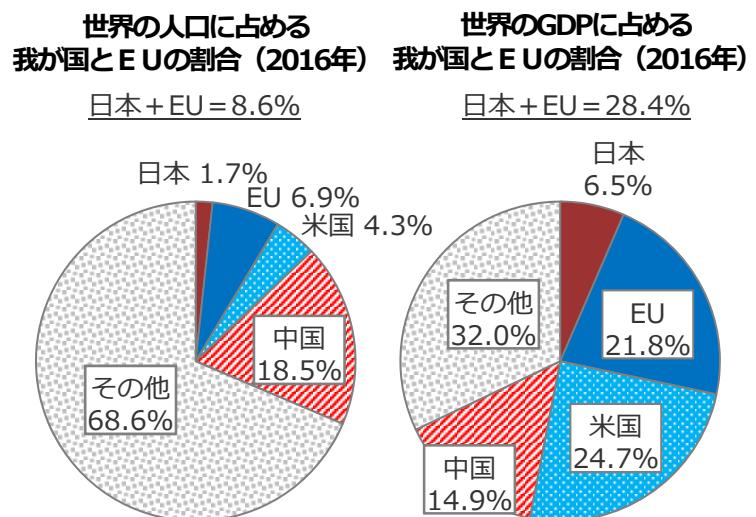
(香港で、バイヤーを囲む山形県遊佐町の米生産者)



- 日EU経済連携協定（日EU・EPA）が、2017年12月に交渉妥結。再生産が引き続き可能となる国境措置を確保
- 新たな国際環境の下でも、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることで、確実に再生産が可能となるよう万全の対策を実施

## 1 交渉の概要

- 日EU経済連携協定交渉は、4年以上の期間を経て、2017年12月8日の首脳電話会談で交渉妥結を確認
- 我が国とEUの人口は世界シェアの8.6%、GDPは世界シェアの28.4%に相当
- 内閣官房の経済効果分析では、GDPの押し上げ効果が約1%（約5兆円）、労働供給の増加が約0.5%（約29万人）
- 現在、早期の署名・発効に向けて、日EUの双方で鋭意作業を実施



資料：外務省資料を基に農林水産省で作成

## 2 合意内容

- 米は関税削減・撤廃等からの「除外」を確保、麦は現行の国家貿易制度を維持するとともに、ごく少量の関税割当枠を設定
- 乳製品のうち、ソフト系チーズは関税割当として、枠数量は国産の生産拡大と両立できる範囲にとどめ、脱脂粉乳・バター等は国家貿易を維持し、限定的な民間貿易枠を設定
- 豚肉は差額関税制度を維持した上で、長期の関税削減期間（9年）と輸入急増に対するセーフガードを確保、牛肉は長期の関税削減期間（15年）と輸入急増に対するセーフガードを確保
- 林産物は構造用集成材等の即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間を確保
- EU側からは、牛肉、茶、水産物等のほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得。また、日本側48品目、EU側71品目の地理的表示（GI）を相互に高いレベルで保護

### EUとの相互保護対象となる我が国のGI48商品

|                                      |                                  |                                  |                                   |                                   |
|--------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| AOYOMI PREF.<br>あおもりカシス<br>青森県       | ISHIKAWA PREF.<br>加賀丸いも<br>石川県   | HIROTA PREF.<br>前沢牛<br>岩手県       | MARUYAMA PREF.<br>紀州金山寺味噌<br>和歌山县 | MITSUOKA PREF.<br>宮崎牛<br>宮崎県      |
| HIGUCHI PREF.<br>但馬牛<br>兵庫県          | SHIZUOKA PREF.<br>三島馬鈴薯<br>静岡県   | MORITA PREF.<br>くるさき茶豆<br>新潟県    | YAMAGUCHI PREF.<br>美東ごぼう<br>山口県   | SUGIKA PREF.<br>近江牛<br>滋賀県        |
| HYODO PREF.<br>神戸ビーフ<br>兵庫県          | YAMAGUCHI PREF.<br>下関ふく<br>山口県   | YAMAGATA PREF.<br>東根さくらんぼ<br>山形県 | TOKUSHIMA PREF.<br>木頭ゆず<br>徳島県    | KAGOSHIMA PREF.<br>鹿児島黒牛<br>鹿児島県  |
| HOKKAIDO<br>夕張メロン<br>北海道             | ISHIKAWA PREF.<br>能登志賀ころ柿<br>石川県 | MIYAZAKI PREF.<br>みやぎサーモン<br>宮城県 | FUKUOKA PREF.<br>上庄さといも<br>福岡県    | TOYAMA PREF.<br>入善シャン木西瓜<br>富山県   |
| FUKUOKA PREF.<br>八女伝統本玉露<br>福岡県      | HOKKAIDO<br>十勝川西長いも<br>北海道       | AKITA PREF.<br>大館とんぶり<br>秋田県     | OIGAWA PREF.<br>琉球もろみ酢<br>沖縄県     | YASUWA PREF.<br>香川県紅早生みかん<br>香川県  |
| KAGOSHIMA PREF.<br>鹿児島の壹作り黒酢<br>鹿児島県 | OKINAWA PREF.<br>連島ごぼう<br>沖縄県    | DAITA PREF.<br>大分かほす<br>大分県      | FUKUOKA PREF.<br>若狭小浜小崎さざ清<br>福井県 | KAGOSHIMA PREF.<br>辺塚だいだい<br>鹿児島県 |
| KUMAMOTO PREF.<br>くまもと県産い草<br>熊本県    | OKAYAMA PREF.<br>十三湖産大和じみ<br>岡山県 | NANOGO PREF.<br>すんき<br>長野県       | KAGOSHIMA PREF.<br>桜島みかん<br>鹿児島県  | GIHOU PREF.<br>堂上蜂屋柿<br>岐阜県       |
| TOTTori PREF.<br>鳥取砂丘らっきょう<br>鳥取県    | MIE PREF.<br>特産松阪牛<br>三重県        | SHIZUOKA PREF.<br>田子の浦しらす<br>静岡県 | WATE PREF.<br>岩手野田村荒海木タケ<br>岩手県   | AOSHIMA PREF.<br>小川鹿瀬産大和じみ<br>青森県 |
| NARA PREF.<br>三輪素麺<br>奈良県            | YAMAGATA PREF.<br>米沢牛<br>山形県     | KYOTO PREF.<br>万願寺甘とう<br>京都府     | GIHOU PREF.<br>奥飛驒山之村寒干し芋根<br>岐阜県 | AKITA PREF.<br>八丁味噌<br>愛知県        |
| NAGANO PREF.<br>市田柿<br>長野県           | AKITA PREF.<br>西尾の抹茶<br>愛知県      | SHIZUOKA PREF.<br>飯沼栗<br>茨城県     |                                   |                                   |

野菜類 果実類 畜産物 水産物 加工品等



### 3 総合的なTPP関連政策大綱の改訂

- 日EU・EPAの交渉妥結により、我が国農林水産業は新たな国際環境に
- 政府は、TPPと日EU・EPAの発効を見据え、2017年11月に「総合的なTPP関連政策大綱」を改訂
 

大綱には、これまでのTPP対策について、実績の検証等を踏まえた所要の見直しを行った上で、国産チーズや構造用集成材等の競争力強化等、日EU・EPAにより新たに必要となる施策を盛り込み、TPP等を見据えた政策を体系的に整理
- 農林水産分野の対策の財源は、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保
 

改訂された大綱に基づく体質強化対策について、平成29年度補正予算において、3,170億円を措置。なお、これまでに、平成27年度補正予算において3,122億円、平成28年度補正予算において3,453億円を計上

#### 総合的なTPP等関連政策大綱の概要 (農林水産関係)

##### <農林水産業>

##### 1 強い農林水産業の構築（体質強化対策）

政策大綱策定以降、各種の体質強化策を実施。引き続き必要な施策を実施。

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進  
—国産チーズ等の競争力強化 等
- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要  
フロンティアの開拓
- 合板・材製・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
- 消費者との連携強化、規制改革・税制改正

##### 2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

TPP又は日EU・EPA発効後の経営安定に万全を期すため、協定発効に合わせて経営安定対策の充実の措置を講ずる。

- 米（政府備蓄米の運営見直し）
- 麦（経営所得安定対策の着実な実施）
- 牛肉・豚肉、乳製品（畜産・酪農の経営安定充実）
- 甘味資源作物(加糖調製品を調整金の対象)

##### <食の安全・安心>

- 輸入食品監視指導体制強化、加工食品の原料原産地表示制度の普及・啓発

資料：内閣官房TPP等政府対策本部資料を基に農林水産省で作成

#### 農林水産物の生産額への影響（試算）

関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるもの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策等の国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む。

##### 農林水産物の生産減少額

約600億円～1,100億円

##### 食料自給率（平成28（2016）年度）への影響

カロリーベース 38% → 試算を反映：38%

生産額ベース 68% → 試算を反映：68%

## 「明治150年」関連施策テーマ 我が国の近代化に大きく貢献した養蚕

- 我が国の生糸輸出は、欧州向けの反省を踏まえ、明治期に様々な取組が進められた結果、大正期に飛躍的に拡大
- 輸出先の米国が求める高品質の生糸の生産を実現し、我が国の近代化に大きく貢献

### 欧洲向け輸出：開港を機に始まるも、やがて停滞

- 江戸時代末期、フランスで蚕の病気が発生し、欧州の絹織物業では生糸を輸入で確保する動きが活発化
- 我が国では、安政6(1859)年の横浜等の開港を機に、欧州向けの生糸輸出が始まり、全国で生糸の増産が進展
- 農家ごとに生糸の品質にばらつきが大きく、また、くず生糸等が混入されたものも横行するようになり、信用を失った我が国生糸の輸出は、慶応2(1866)年に大きく落込み

農家が行っていた生糸の生産の様子

- 座縄製糸（ざぐりせいし） -



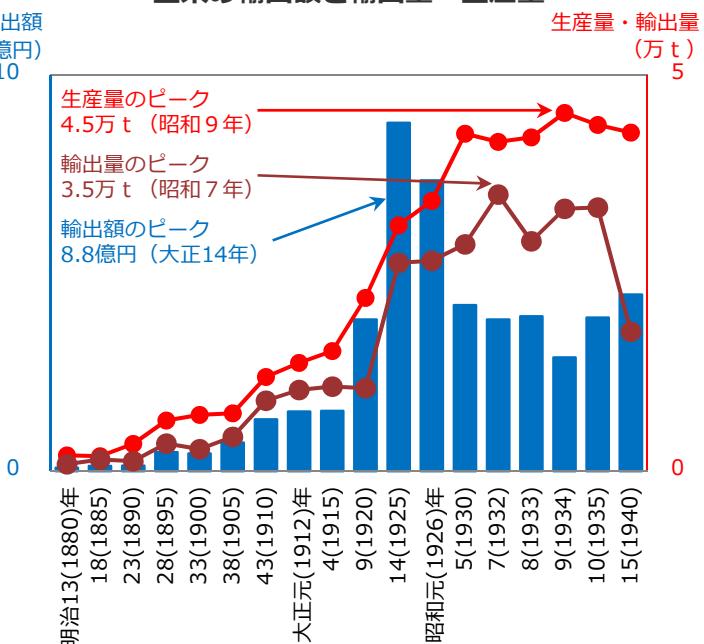
資料：横浜開港資料館所蔵

### 米国向け輸出：明治期の品質向上の取組により、大正期に飛躍的に拡大

- 絹織物業で最新の機械・設備の導入が進んでいた米国で、丈夫な生糸の需要が増大
- 我が国では、欧州での反省を踏まえ、
  - ①富岡製糸場を設置し、器械製糸による生糸の生産を開始（明治5(1872)年）
  - ②蚕に関する国立の試験場を設置し、優良蚕品種の育成等を開始（明治7(1874)年）
  - ③横浜市と神戸市に生糸検査所を設置し、輸出検査を開始（明治29(1896)年）
- これら取組により評価が高まった生糸は、明治9(1876)年から昭和8(1933)年にかけて、我が国の品目別輸出額第1位を維持

我が国の養蚕が生み出した生糸は、国内の生糸商人や貿易商人等に利益をもたらし、資本蓄積を通じて我が国の近代化に大きく貢献

生糸の輸出額と輸出量・生産量



資料：農林水産省「蚕糸業要覧」

## 教訓：マーケットインの発想で取り組むことで輸出の拡大は可能

- 我が国の生糸は、新たな製糸技術の導入、優良蚕品種の育成、輸出検査の導入等により良質な生糸の生産が可能となり、これを土台として輸出の飛躍的拡大に成功
- 一度落込んだ生糸の輸出が、新たな輸出先となる米国ニーズに応えるというマーケットインの発想で取組を進めたことで、再び盛り返した明治期の出来事は、現代に活かすべき教訓
- 将来、食料の国内需要は減少に向かい、世界需要は増加に向かうことを踏まえると、農業の持続的発展を実現するためには、農産物の販路の一つに輸出を位置付けていくことが重要
- 農林水産物・食品の輸出は、マーケットインの発想でより多くの農業者や農業者団体等が農業生産等に取り組むことで、更なる拡大は実現可能



### ＜コラム＞ 官営模範工場としての富岡製糸場

- 明治政府は、高品質な生糸を大量に生産できる器械製糸技術を広めるため、水と石炭を確保しやすい現在の群馬県富岡市に官営模範工場として富岡製糸場を建設
- 明治26（1893）年の民営化後、昭和62（1987）年まで100年以上操業が続いた同建物は、養蚕関連の史跡とともに平成26（2014）年にユネスコ世界遺産に登録

富岡製糸場の錦絵



資料：群馬県立歴史博物館提供



### ＜コラム＞ 蚕の今～純国産絹製品づくりの取組と新素材原材料の役割～

- 我が国の繭生産は、和装需要の減退や生糸・絹製品の輸入増加等により減少。一方で、養蚕農家、製糸業者、絹織物業者、呉服店等が連携した純国産絹製品づくりの取組が進展
- 近年、遺伝子組換え蚕を用いた光るシルクや、蚕が生成するたんぱく質を用いた骨粗しょう症の検査薬、動物用医薬品等が生産。また、人工血管や難病治療薬等の開発も進展

純国産絹マーク



＜マークの説明＞  
国産の繭・生糸だけを使って製造された絹製品に付けられる

資料：一般財団法人大日本蚕糸会

## トピックス 4

### 動き出した農泊

- 農泊とは、農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農山漁村の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行
- 農泊をビジネスとして実施できる体制を持った地域を2020年までに500地域創出することにより農山漁村の所得向上と活性化を実現

### 2020年までに、500地域の創出を目指す

- 訪日外国人を含む観光客に対し様々なサービスを提供し、リピーターや新たな観光客を獲得していくことは、農山漁村の所得向上と活性化に貢献
- 観光客の受け皿となる農山漁村では、地域資源を活用した観光コンテンツの創出や体制の整備が急務
- 地方創生や観光立国の関連施策でもある農泊については、2020年までに農泊をビジネスとして実施できる体制を持った500地域の創出が目標

2017年度の農山漁村振興交付金の農泊推進対策では、約400地域の応募の中から206地域を支援

農山漁村で滞在を楽しむ外国人観光客



(第3回「ディスカバー農山漁村の宝」選定地区（秋田県仙北市）)

### 地域の取組を「知って」もらう機会の創出

- 農泊の魅力を国内外へ発信することにより、地域の取組を「知って」もらう機会の創出を戦略的に実施

<2017年度の機会創出に向けた取組>

- ① 情報発信力のある海外のタレント等を起用し、農泊に取り組む地域を紹介する動画を東南アジア7か国でテレビ放映、動画配信サイト等で全世界へ情報を発信
- ② 海外のエージェントや情報発信力のあるブロガー等を対象にモニターリング等を実施し、食・景観・古民家等の地域の魅力をSNSで発信

海外のタレントを起用した動画



(東南アジアのCATV放送局LiTVによる放送)

- ③ 農泊の先進事例12地域を集めた農泊プロセス事例集を作成
- ④ 全国主要都市で、14回の農泊シンポジウムを開催

➤ 地域の食とそれを生み出す農林水産業を核とし、訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域での取組を「SAVOR JAPAN」として2017年度までに15地域認定



### <事例>

#### 新名物となるジビエ加工品の開発に挑戦（石川県）

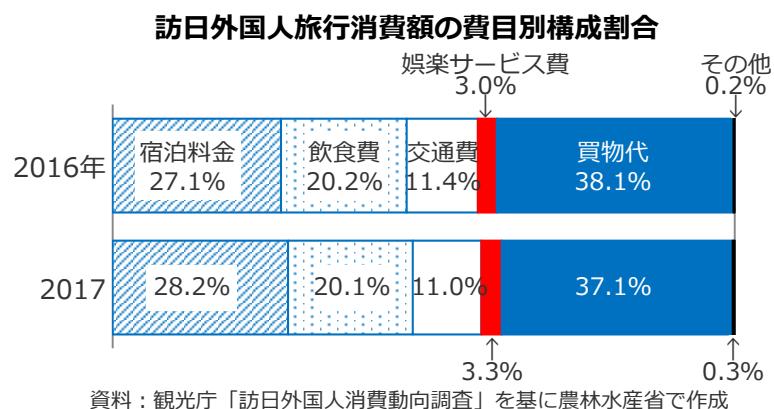
- 能登島の石坂淳さんは、2017年4月に農泊推進組織を設立。事業者の協力を得て良質のイノシシのジビエを確保し、イノシシメンチカツ等の商品開発に挑戦
- インバウンドも対象に含め、感動を与えるモノ（商品）とコト（体験）づくりを通じて能登島のブランド化を図り、採算性が高い取組を目指す



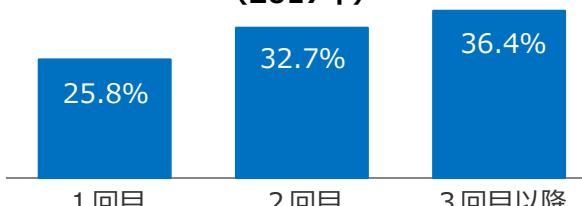
交流イベントでのイノシシメンチカツ販売の様子

## 訪日外国人旅行者は、訪日回数が多いほど地方部への訪問割合が増加

- 訪日外国人旅行者については、2020年までに、人数4千万人、旅行消費額8兆円等の目標が設定  
2017年は、旅行者数2,869万人、旅行消費額4兆4,162億円といずれも過去最高を記録
- 消費額の割合を見ると、買物代が減少する一方、娯楽サービス費が増加し、モノからコトへのシフトが進行
- 訪問地を訪日回数別に見ると、回数が多いほど訪問地に占める地方部の割合が上昇



### 訪日回数別の訪問地に占める地方部の割合 (2017年)



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」を基に農林水産省で作成  
備考：地方部とは、三大都市圏の8都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県）以外の道県

# 第1章 食料の安定供給の確保

## 1. 食料自給率と食料自給力指標

- 直近20年間の食料自給率を見ると、カロリーベースは40%前後で、生産額ベースは60%台後半を中心に推移  
2016年度では、カロリーベースは小麦等の生産量が減少したこと等から1ポイント低下の38%、生産額ベースは野菜と果実の生産額が増加したこと等から2ポイント上昇の68%
- 食料の潜在生産能力を表す食料自給力指標は、農地面積の減少や单収の伸び悩み等により低下傾向で推移
- 農業生産では農地の利用集積・集約化等による生産拡大、食料消費では国内外での国産農産物の需要拡大等を図り、食料自給率・食料自給力の維持向上を目指す



資料：農林水産省「食料需給表」

### 消費者に対する働き掛けの一例



資料：農林水産省作成パンフレット「ニッポン食べもの力見つけ隊」

## 2. グローバルマーケットの戦略的な開拓

### 農林水産物・食品の輸出促進

- 輸出額は5年連続で過去最高を更新し、農産物では、牛肉、植木等、緑茶、米、いちご等が過去最高を記録
- 米の飛躍的な輸出拡大を目指す「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を2017年9月に立ち上げ
- 2017年10月の国内初開催となる食品輸出に特化した「“日本の食品”輸出EXPO」には海外バイヤー等が多数来場
- 日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）が、和牛等7テーマのプロモーション戦略を公表し、取組を開始
- 相手国の輸入規制は、米国（柿）、豪州（柿）、マレーシア（牛肉）、EU（放射性生物質関係）等で解禁・緩和

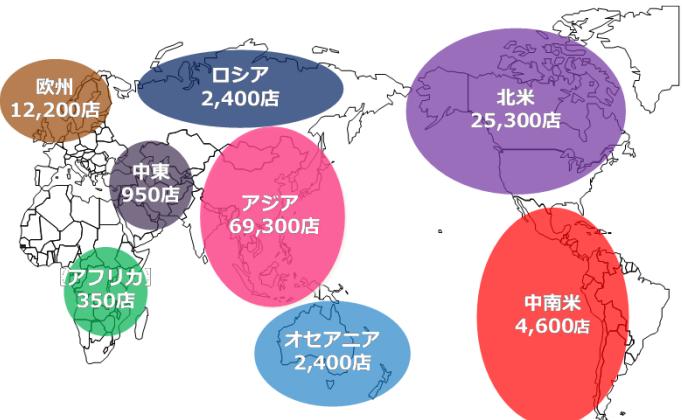


資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

## 日本食・食文化の海外展開

- 海外での日本食・食文化への関心は高まっており、海外の日本食レストラン数は約11万8千店となり、2年間で3割増加
- 日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店として民間団体等によって認定された日本産食材センター店は、35の国・地域において2,931店舗（2017年度末時点）
- 日本料理に関する知識と調理技能が一定のレベルに達したとして民間団体等によって認定された外国人料理人は470人

海外における日本食レストラン約11万8千店



資料：外務省調べ、農林水産省推計  
備考：2017年10月時点

## 調理技能認定制度と認定者数

| 認定ロゴマーク | 認定の基準                        | 認定者数 |
|---------|------------------------------|------|
|         | 実務経験がおおむね2年程度の者              | 4人   |
|         | 日本料理学校等の卒業者又は実務経験がおおむね1年程度の者 | 168人 |
|         | 短期料理講習会等の受講者                 | 298人 |

資料：農林水産省作成  
備考：認定者数は、2017年度末時点

## 規格・認証・知的財産の活用

- GAP認証取得は、取引先等の信頼確保につながるもの  
2019年度末までに2017年4月末時点（4,500経営体）の3倍以上の認証取得が目標
- HACCPの実施を含む我が国発の食品安全管理規格（JFS）について、国際的な標準との同等性承認を申請
- JAS制度の拡充により、強みのアピールにつながる多様な規格の制定が可能となり、2018年3月に3つの新規格を制定
- 地理的表示の登録は、2020年までに各都道府県1產品以上を目標に掲げており、2017年度末時点で登録が済んだのは34都道府県で58產品
- 海外における植物品種保護を進めるため、海外における品種登録（育成者権の取得）を支援

## 制度の拡充を受けて新たに制定されたJAS規格

| 規格 |  | 活用における利点   |
|----|--|--|
| 1  | 日持ち生産管理切り花の日本農林規格                            | 規格認正品は、日持ち性に優れた切り花として内外に広く訴求が可能に   |
| 2  | べにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格     | 日本産品の優位性の客観的な説明・証明が可能に<br>データを活用した特長の説明・証明に当たり、試験方法を個々に開発する必要がなくなり、事業者の負担軽減が期待 |
| 3  | ウンシュウミカン中のβ-クリプトキサンチンの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格 |  |

資料：農林水産省作成  
備考：2017年度末時点

## 地理的表示として登録された34都道府県の58產品

|     |   |      |   |      |   |     |   |      |   |
|-----|---|------|---|------|---|-----|---|------|---|
| 北海道 | 2 | 埼玉県  | 0 | 福井県  | 5 | 鳥取県 | 1 | 佐賀県  | 0 |
| 青森県 | 3 | 千葉県  | 0 | 岐阜県  | 2 | 島根県 | 0 | 長崎県  | 0 |
| 岩手県 | 2 | 東京都  | 0 | 愛知県  | 2 | 岡山県 | 1 | 熊本県  | 2 |
| 宮城県 | 1 | 神奈川県 | 0 | 三重県  | 1 | 広島県 | 0 | 大分県  | 2 |
| 秋田県 | 2 | 山梨県  | 0 | 滋賀県  | 1 | 山口県 | 2 | 宮崎県  | 1 |
| 山形県 | 2 | 長野県  | 2 | 京都府  | 1 | 徳島県 | 1 | 鹿児島県 | 4 |
| 福島県 | 0 | 静岡県  | 2 | 大阪府  | 0 | 香川県 | 1 | 沖縄県  | 1 |
| 茨城県 | 3 | 新潟県  | 1 | 兵庫県  | 2 | 愛媛県 | 1 |      |   |
| 栃木県 | 1 | 富山県  | 1 | 奈良県  | 1 | 高知県 | 0 |      |   |
| 群馬県 | 0 | 石川県  | 2 | 和歌山县 | 1 | 福岡県 | 1 |      |   |

資料：農林水産省作成  
備考：上記のほか、イタリアの1产品を登録

### 3. 世界の食料需給と食料安全保障の確立

#### 世界の食料需給の動向

- 世界の穀物は、人口増加等により食用、飼料用、バイオエタノール原料用の需要が増す一方で、これまでの増産を支えてきた単収は伸びが鈍化し、中長期的に需給逼迫も懸念

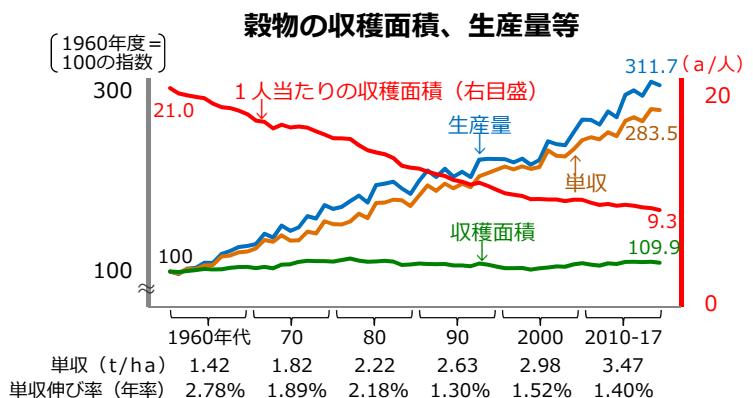
#### 総合的な食料安全保障の確立

- 主要な農産物で特定の国への輸入依存度が高い状況
- 食料の安定供給は国内生産の増大を基本に輸入・備蓄を組み合わせて確保
- 農林水産省は、不測の事態に備え、リスクの影響等を定期的に分析・評価

#### 農産物の貿易交渉

- 12か国が署名を行ったTPP協定は、2017年1月の米国の離脱表明を受けて11か国による協定として議論が開始され、2018年1月に協定文が最終的に確定、3月に署名

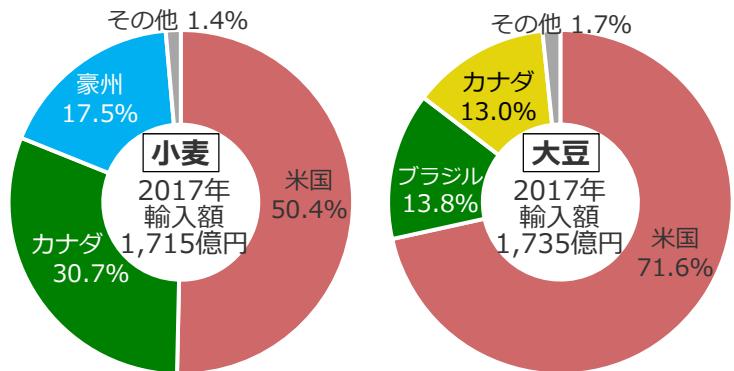
今後、6か国で国内手続が完了した日の60日後に協定が発効



資料：米国農務省「PS&D」、国連「World Population Prospects : The 2017 Revision」を基に農林水産省で作成（平成30年3月時点）

備考：穀物は、小麦、粗粒穀物（とうもろこし、大麦等）、米（精米）の合計

#### 小麦と大豆の国別輸入額割合

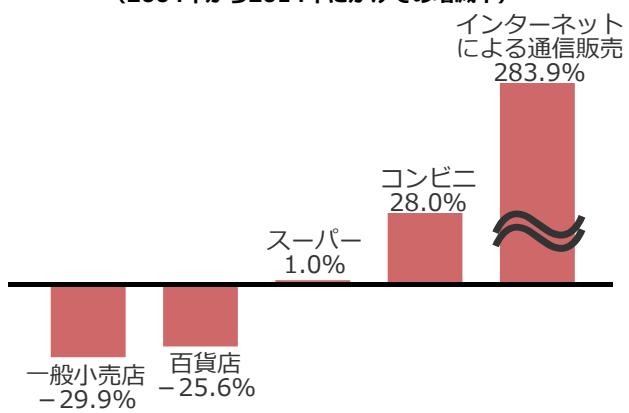


資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

### 4. 食料消費の動向と食育の推進

- 食料消費支出に占める調理食品の割合は、直近10年間で、全世代で上昇  
一方、外食の割合は、直近10年間で、29歳以下が低下、50歳代で上昇
- 食料の購入先は、直近10年間で、インターネットによる通信販売が急増しており、その品目別支出額では、生鮮果物、生鮮野菜、生鮮肉、乳製品が大きく増加

#### 食料の購入先別の支出額の変化 (2004年から2014年にかけての増減率)



資料：総務省「平成26年全国消費実態調査」

- フード・アクション・ニッポン アワードでは、国内の食に関する大手企業のトップにより、国産農林水産物を原材料とする優れた加工品等が選定され、大手企業の店舗等で販売
- 和食文化の保護・継承は、子育て世代に接点のある栄養士等向けの講座等の実施、和食文化国民会議等民間企業・団体が普及啓発等の活動を展開

### フード・アクション・ニッポン アワード2017の表彰式



## 5. 食の安全と消費者の信頼確保

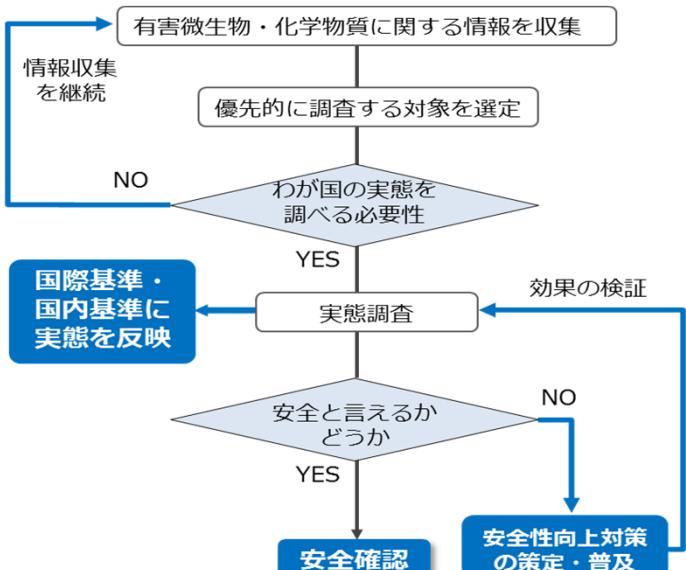
### 食品の安全性向上

- 科学的根拠に基づき、生産から消費の必要な段階で汚染の防止や低減を図る措置の策定・普及が重要
- 農林水産省は、有害微生物・化学物質による農畜水産物・加工食品の汚染実態の調査、安全性向上対策の策定・普及を実施
- 2017年度には、バーベキューの際の食中毒防止のリーフレット、豚肉の生産段階での衛生管理をまとめたハンドブック等を作成し普及を実施

### 消費者の信頼確保

- 農林水産省は、新たな食品表示制度に関する相談対応や、食品表示法に基づく地方農政局等の職員による監視・取締りを実施
- これまで一部の加工食品にのみ義務付けられていた原料原産地表示を、全ての加工食品に拡大する新たな制度が2017年9月にスタート
- 消費者庁は、2018年3月に遺伝子組換え食品の表示制度の見直しについて、検討結果を取りまとめ、今後、具体的な制度の検討を行う予定

### 食品安全に関するリスク管理の流れ



### 新たな加工食品の原料原産地表示制度での表示例

重量割合上位 1 位の原材料が「生鮮食品」の場合、産地を重量順に表示  
(国別重量別表示の場合)

|         |   |   |
|---------|---|---|
| これまでの表示 | <b>名称</b> ウインナーソーセージ<br><b>原材料名</b> 豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、...   |  |
| 新たな表示   |   |   |
|         | <b>豚肉産地</b>   <b>豚肉部分の表示</b><br>1か国   豚肉（アメリカ産）<br>2か国   豚肉（アメリカ産、国産）<br>全て表示する場合<br>→豚肉（アメリカ産、国産、カナダ産、デンマーク産）<br>3か国目以降を「その他」と表示する場合<br>→豚肉（アメリカ産、国産、その他）<br>※3か国目以降は、「その他」とまとめて表示可能 |   |
|         |   |   |

重量割合上位 1 位の原材料が「加工食品」の場合、原産国名を「○○製造」と表示

|         |   |   |
|---------|---|---|
| これまでの表示 | <b>名称</b> チョコレートケーキ<br><b>原材料名</b> チョコレート、小麦粉、...         |  |
| 新たな表示   | <b>名称</b> チョコレートケーキ<br><b>原材料名</b> チョコレート（ベルギー製造）、小麦粉、... |   |

資料：農林水産省作成

## 動植物の防疫

- 旅行客の増加等に伴い家畜の伝染病の侵入リスクが高まっており、2017年度に、国際便の到着する空港・港の家畜防疫官の増員、動植物検疫探知犬の増頭等を実施  
国内においては、飼養衛生管理の徹底や防疫演習等を実施
- 高病原性鳥インフルエンザの2017年度の発生件数は1件、速やかな対応により発生から1か月以内に移動制限区域が解除
- 農作物の栽培に被害を及ぼす植物病害虫の侵入防止を図るため、植物検疫では、2017年度に、国際便の到着する空港・港の植物防疫官を増員

国際便の到着する空港・港での旅行客に対する水際対策



家畜の伝染病発生国からの入国者に質問を行う家畜防疫官



入国者の手荷物検査を行う動植物検疫探知犬

2017年度に発生した高病原性鳥インフルエンザ

| 発生事例    | 発生日・移動制限区域解除日 | 飼養羽数／種別    |
|---------|---------------|------------|
| 香川県さぬき市 | 1/11－2/5      | 約9.1万羽／肉用鶏 |

## 6. 食品産業の動向

- 食品産業の事業再編等を支援する農業競争力強化支援法が2017年8月に施行され、2017年度には流通・加工分野で4件の事業再編計画が認定
- 消費者向け電子商取引の市場規模8兆円の2割が食品等
- 卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進するための法案を国会に提出
- 流通業者、実需者、生産者の農林水産物取引のマッチングを支援するため、2017年6月に「agreach」を開設

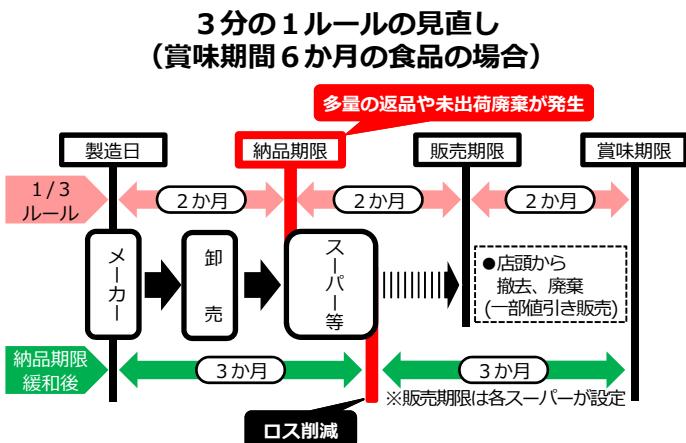
2016年度の消費者向け電子商取引の市場規模

| 物販系分野       | 電子商取引<br>市場規模(A) | 構成割合           |                   | 電子商取引<br>化率 (A/B) |
|-------------|------------------|----------------|-------------------|-------------------|
|             |                  | 商取引<br>市場規模(B) | 電子商取引<br>化率 (A/B) |                   |
| 食品等         | 1.5兆円            | 18.1%          | 64.5兆円            | 2.3%              |
| 生活家電、AV機器等  | 1.4兆円            | 17.8%          | 4.8兆円             | 29.9%             |
| 書籍、映像・音楽ソフト | 1.1兆円            | 13.4%          | 4.4兆円             | 24.5%             |
| 雑貨・家具等      | 1.4兆円            | 16.9%          | 7.2兆円             | 18.7%             |
| 衣類、服飾雑貨等    | 1.5兆円            | 19.1%          | 14.0兆円            | 10.9%             |
| その他         | 1.2兆円            | 14.7%          | 52.6兆円            | 2.2%              |
| 合計          | 8.0兆円            | 100%           | 147.5兆円           | 5.4%              |

資料：経済産業省「電子商取引に関する市場調査」

農林水産業流通マッチングサイト「agreach」アグリーチ

- 食品産業における働き方改革の推進に向け、農林水産省では、経営層を対象に取組へのきっかけづくりとなるよう、取組のポイント等を盛り込んだハンドブックを2018年3月に作成
- 栄養不足人口が8億1,500万人（2017年9月FAO発表）存在する中、我が国では国連WFPの食料援助量の2倍に相当する食品を毎年廃棄  
食品ロスの削減に向け、納品期限の緩和、技術開発による賞味期限の延長の取組が拡大



資料：農林水産省作成



### <事例>

#### 農業者が店舗や価格を決定できる小売店向け販売の仕組み（全国）

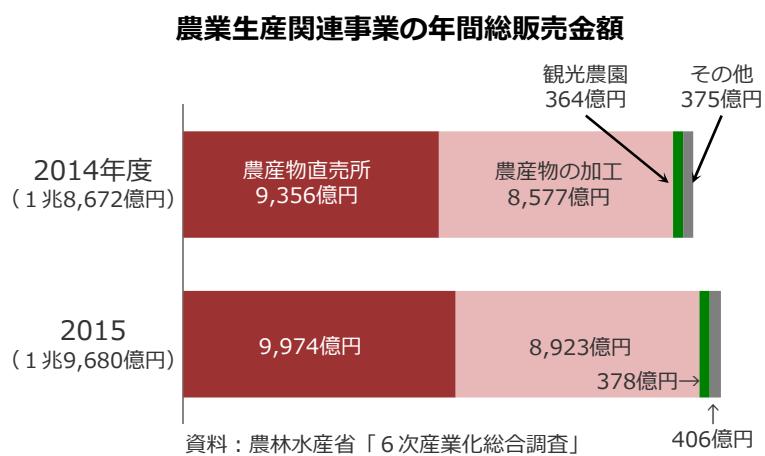
- 株式会社農業総合研究所の出荷システムは、農業者が集荷場で自らが決めた店舗や価格のシールを農産物に貼り付ければ、原則翌朝に売り場に陳列
- 価格の60～65%は農業者の手取りとなり、同社から農業者に提供される売り場や相場の情報は、パッケージの工夫、店舗選択、価格設定等の参考に



バーコードシールの発券機とタブレット

## 7. 農林水産物・食品の新たな需要の開拓

- 2015年度における農業生産関連事業の年間総販売金額は、前年度に比べ1,008億円増加の1兆9,680億円  
また、農業生産関連事業における雇用者の女性の割合は7割にのぼり、女性の活躍が顕著
- 医療機関との連携により、国産農林水産物・食品の健康機能性を解明する研究開発等が国家プロジェクト（SIP）によって進行中  
2018年度までにエビデンスの取得と15品目以上の商品化が目標に掲げられ、2017年度には臨床試験等を実施



## 第2章 強い農業の創造

### 1. 農業の構造改革の推進

#### 農業所得の動向

- 2016年の水田作経営等における1経営体当たりの農業所得は、直近5年間で最高を記録
- 国内の農業生産によって新たに生まれ出された付加価値である2016年の生産農業所得は、前年に比べ5千億円増加の3兆8千億円

#### 1 経営体当たりの農業所得

(単位：万円)

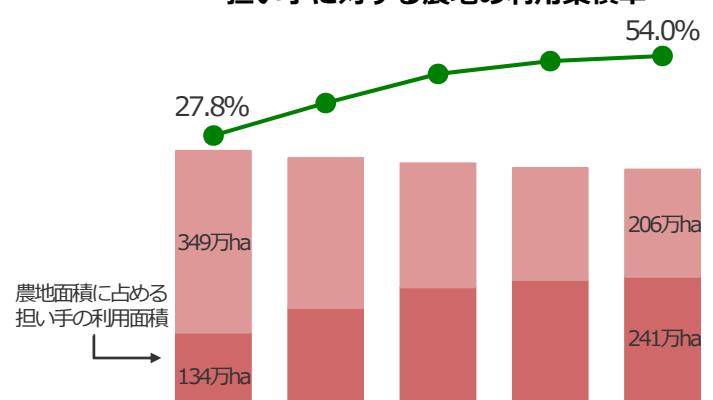
| 営農類型    | 2012年   | 2013    | 2014    | 2015    | 2016    |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 水田作経営   | 70.2    | 61.5    | 34.3    | 63.3    | 77.6    |
| 20ha以上  | 1,822.4 | 1,629.8 | 1,363.5 | 1,808.8 | 1,967.2 |
| 施設野菜作経営 | 451.2   | 445.1   | 429.5   | 509.9   | 572.9   |
| 1 ha以上  | 843.1   | 863.9   | 1,051.5 | 1,270.1 | 1,663.6 |
| 酪農経営    | 711.3   | 806.7   | 900.5   | 1,125.0 | 1,558.2 |
| 100頭以上  | 2,125.3 | 2,539.8 | 2,689.0 | 3,174.2 | 4,771.0 |

資料：農林水産省「農業経営統計調査 営農類型別経営統計」を基に作成  
備考：個別経営体と組織法人経営体の調査結果を母集団（農林業センサス）の経営体数で加重平均した1経営体当たりの結果

#### 農地中間管理機構の活用による農地の集積・集約化

- 2017年の農地面積は前年比0.6%減少の444万ha
- 2016年度の担い手に対する農地の利用集積率は前年度比1.7ポイント上昇の54.0%
- 2016年度中に機構が転貸した面積は4.3万ha、2016年度末時点の累計の転貸面積は14.2万ha  
農地の利用集積率は2023年度までに8割への引上げが目標に掲げられており、農地利用最適化推進委員会と機構との連携、基盤整備等との連携の強化により、機構の取組の加速化が必要
- 全農地の2割に相当する相続未登記農地等の貸借を進めやすくなるよう、相続人の一人が簡易な手続で機構に最長20年間の利用権設定を可能とするための法案を国会に提出

#### 担い手に対する農地の利用集積率



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「集落営農実態調査」（組替集計）、農林水産省調べを基に作成  
備考：各年度末時点

#### 農地中間管理機構の転貸面積（累計）

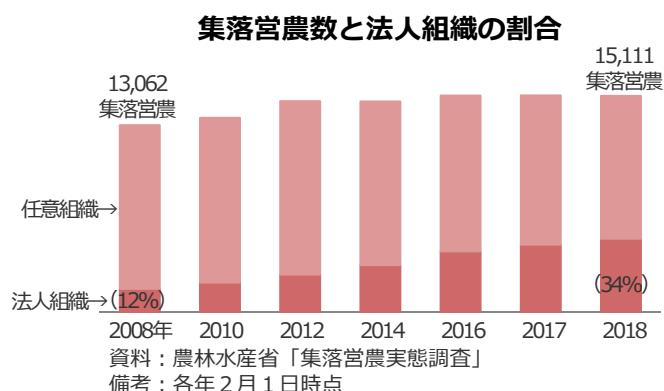
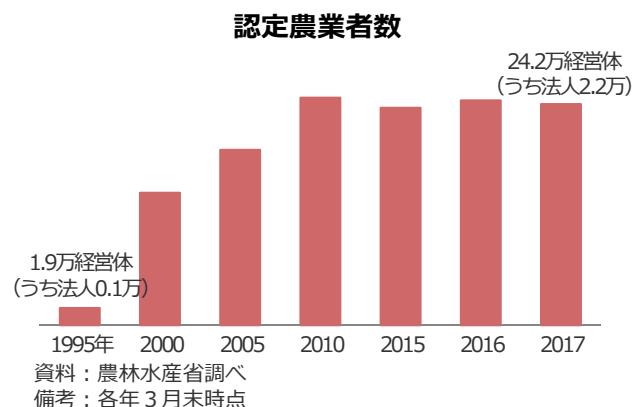


資料：農林水産省調べ  
備考：各年度末時点

#### 担い手の育成・確保

- 法人経営体数は2023年までに5万法人とする目標が掲げられており、2017年は前年に比べ1千法人（4.8%）増加の2万2千法人

- 生産年齢人口が1995年をピークに減少の一途をたどり、多くの業種で深刻な人手不足が発生
- 他産業との人材確保競争が激化する中、農林水産省では農業の「働き方改革」検討会を開催し、農業経営者が取り組む具体的手法等を2018年3月に取りまとめ
- 2017年3月末時点の認定農業者数は前年比1.5%減少するも、このうち法人の数は8.0%増加
- 集落営農数は、近年、1万5千程度で横ばいで推移する中、法人組織の割合は着実に上昇
- 2009年の農地法改正で全面自由化されたリース方式により農業参入した法人は、2016年12月末時点で2,676法人



## 人材力の強化

- 2017年度に21県で農業経営塾が開講され、受講生は441人
- 2013年度に始まった官民による海外留学支援制度を活用して留学等を行った者は、2017年度末時点で農学系の大学生137人、農業高校生15人
- 国家戦略特区における農業支援外国人受入事業が2017年9月に創設

## 農業経営塾の開講状況



資料：農林水産省作成

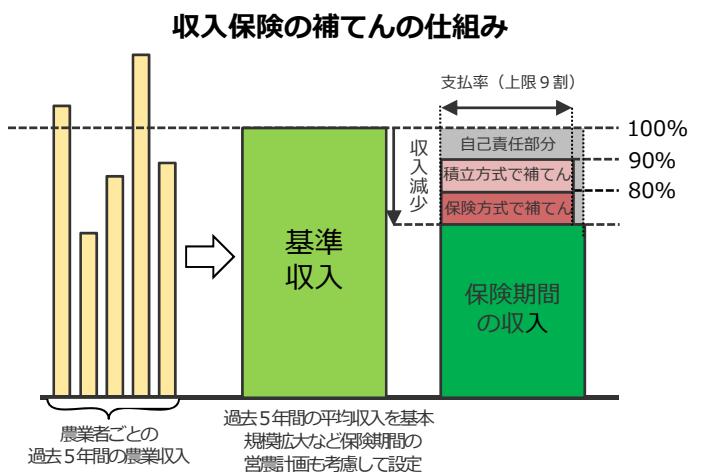
## 農業労働力における女性の割合

|                | 2016年   |        |       | 2017年   |        |       |
|----------------|---------|--------|-------|---------|--------|-------|
|                | 全体      | うち女性   | 女性割合  | 全体      | うち女性   | 女性割合  |
| 基幹的農業従事者（販売農家） | 158.6万人 | 65.6万人 | 41.4% | 150.7万人 | 61.9万人 | 41.1% |
| 常雇い（組織経営体）     | 12.5万人  | 5.2万人  | 41.9% | 12.8万人  | 5.7万人  | 44.2% |

資料：農林水産省「農業構造動態調査」（組替集計）

## 収入保険

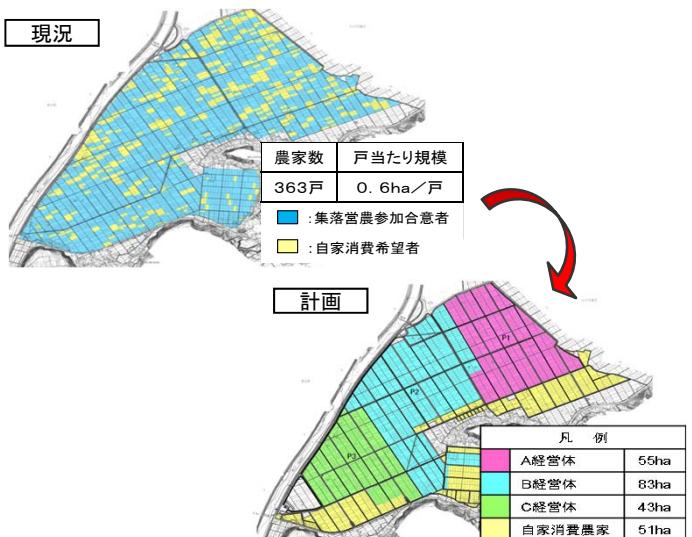
- 収入全体を対象とした総合的なセーフティネットとしての機能を持つ収入保険が2019年1月にスタート



## 2. 農業生産基盤の整備と保全管理

- 農業農村整備事業は、①担い手のニーズに応える強い農業基盤づくり、②農業生産の継続に欠かせない農業水利施設の長寿命化、③災害リスクから農業・農村を守る防災・減災で構成
- 2015年度末の水田の整備状況は、30a程度以上区画に整備済みが全体の64.7%
- 老朽化した農業水利施設は、ストックマネジメントにより機能を保全
- 防災重点ため池を中心に、堤体の改修、ハザードマップの作成等を推進

### 基盤整備を通じた担い手への集積・集約化のイメージ



資料：農林水産省作成

## 3. 主要農畜産物の生産等の動向

### 農業産出額の動向

- 直近10年間で農業産出額が増加したのは、野菜又は畜産のいずれかの割合が高い都道府県を中心に34都道府県、減少したのは米の割合が高い県を中心に13県

農業産出額の増減別都道府県数  
(2006年 - 2016年の増減)

| 増加した都道府県 | うち、野菜又は畜産のいずれかの割合が高い | 減少した県      |   |
|----------|----------------------|------------|---|
|          |                      | うち、米の割合が高い |   |
| 34       | 28                   | 13         | 8 |

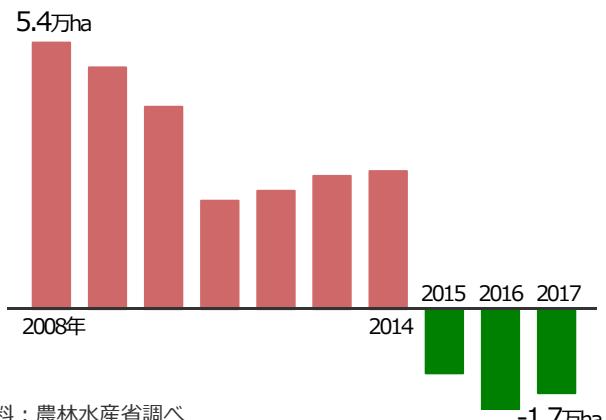
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

備考：表中の「割合が高い」の考え方は、「農業産出額に占める割合が3割以上で1位部門となっていること」とした。

## 米

- 主食用米では戦略作物等の取組が定着し、超過作付けは3年連続で解消
- 担い手の米の生産コストは、2011年の全国平均に比べ、3割程度低い水準
- 主食用米の需要に占める外食・中食向けの割合は近年高まっており、米の産地には一般家庭用と業務用各々の需要に応じた生産・販売に取り組んでいくことが期待
- 2013年から環境整備を進めていた行政による生産数量目標の配分に頼らずに需要に応じた生産が行われる新しい仕組みが、2018年産からスタート
- 飼料用米を給与し生産した畜産物のブランド日本一コンテストが初開催
- 米粉では、2017年12月に、ノングルテン表示ガイドラインに適合する米粉製品の認証制度、用途別基準に適合する米粉製品の推奨制度がスタート

### 主食用米の超過作付面積



### ノングルテン米粉製品の認証等マーク



ノングルテン米粉  
認証ロゴマーク



米粉の利用拡大のための推奨ロゴマーク

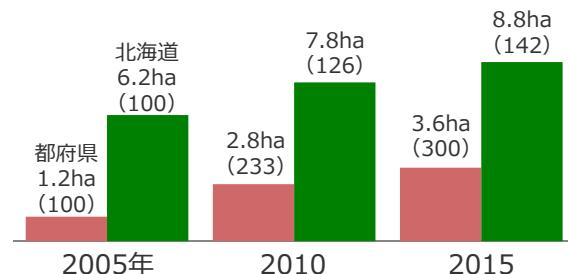
資料：日本米粉協会

## 小麦

- 1経営体当たり作付面積は着実に拡大し、都府県でより大きな伸び
- 近年、国産小麦を使用した商品の開発や優良な新品種の育成・普及が進み、国産需要が増加

### 小麦の1経営体当たり作付面積

(下段は2005年=100とした指数)

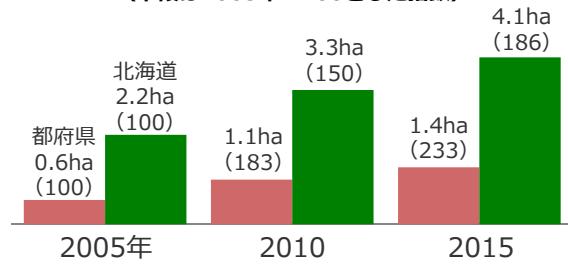


## 大豆

- 1経営体当たり作付面積は着実に拡大し、都府県でより大きな伸び
- 近年、豆腐や納豆では、国産大豆使用の表示を行っている商品の販売額が増加傾向で推移しており、国産需要が増加

### 大豆の1経営体当たり作付面積

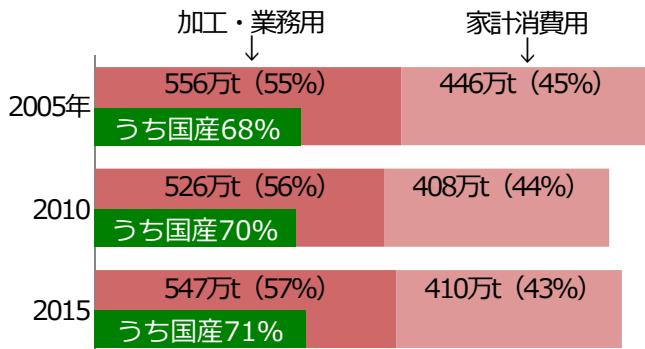
(下段は2005年=100とした指数)



## 野菜

- 2016年産は前年から作付面積がわずかに減少し、だいこんが最も減少  
一方、えだまめ、パクチー等、一部の野菜で生産が広がる動き
- 野菜の需要量に占める加工・業務用の割合が高まる中、加工・業務用における国産割合は上昇傾向にあり、国産シェアは回復

### 野菜の加工・業務用と家計消費用の需要量

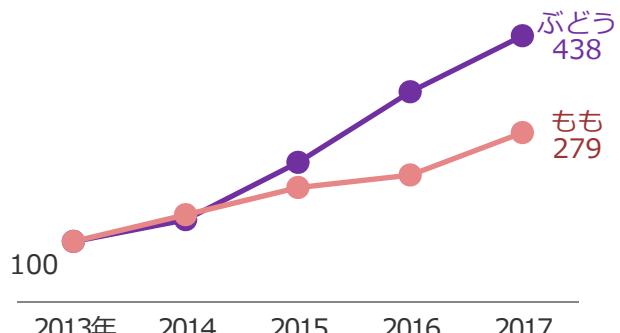


資料：農林水産政策研究所資料を基に農林水産省作成

## 果実

- 2016年産は前年から栽培面積がわずかに減少し、みかんが最も減少  
一方、良食味かんきつの紅まどんな、甘平、高糖度りんごのシナノスイートの生産が拡大  
また、ぶどうのシャインマスカットは、国内外での旺盛な需要を受け、市場出荷量が増加するとともに、2017年産市場価格は前年以上を実現
- 近年、ぶどう、ももの輸出額の伸びが続いている果実  
(2013年の輸出額 = 100)

### 輸出額の伸びが続いている果実 (2013年の輸出額 = 100)

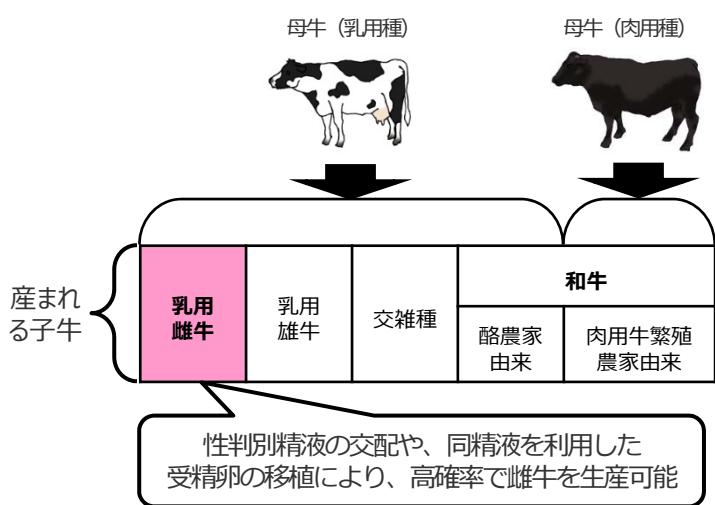


資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

## 畜産物

- 2017年は全ての畜種で、飼養戸数が減少し、1戸当たり飼養頭羽数は増加
- 生乳の生産量は、近年、経産牛の頭数減少に伴い減少傾向で推移  
この数年間、肉用子牛価格の高値が続き、都府県の酪農家を中心に交雑種や和牛受精卵の移植による黒毛和種の生産を拡大させたこと等が要因  
生乳の増産に向け、乳用種の性別別精液の利用拡大、子牛預託育成体制の整備等による乳用後継牛の確保が重要

### 性別別精液等による乳用雌牛確保のイメージ



資料：農林水産省作成

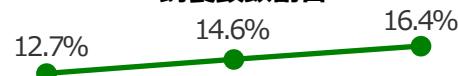
備考：酪農家由来とは、乳用牛への和牛受精卵移植により生産された和牛

- ▶ 肉用牛については、肥育牛の飼養頭数の減少に歯止めがかかり、また、繁殖雌牛の飼養頭数は2年連続で増加

肉用牛の生産基盤を強化するため、繁殖肥育一貫経営等の推進が重要

牛肉の輸出額も伸びが続いているおり、この5年間で3.3倍に増加

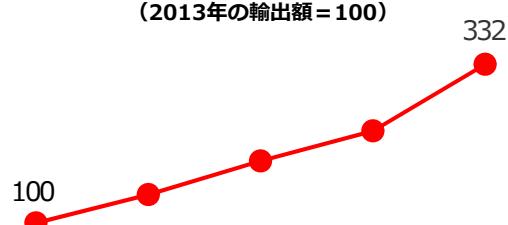
#### 肉用種経営に占める繁殖肥育一貫経営の飼養頭数割合



2007年 2012 2017

資料：農林水産省「畜産統計」

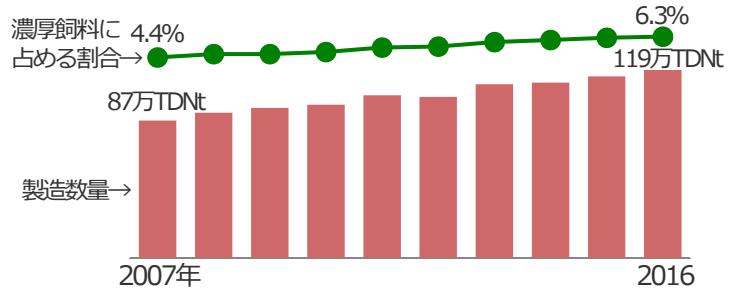
#### 輸出額の伸びが続いている牛肉 (2013年の輸出額 = 100)



2013年 2014 2015 2016 2017

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

#### エコフィードの製造数量と濃厚飼料に占める割合



資料：農林水産省調べ

備考：TDNとはTotal Digestible Nutrientsの略で、家畜が消化できる養分の総量

- ▶ 飼料作物の作付面積は、この数年間、飼料用米等の拡大により増加傾向

エコフィードの製造数量はほぼ一貫して増加傾向

飼料費は経営コストの3割から7割を占めており、国際相場や為替レート等の影響を受けやすい輸入飼料を国産飼料に置換していくことは、畜産物の生産基盤を強化する上で重要

## 2017年度の自然災害による農業関係の被害

- ▶ 5つの台風と梅雨前線による大雨・暴風により、農業関係で1,264億円の被害（2018年1月末時点）

被災地への技術者の派遣や共済金の早期支払等により、被災農業者を支援

台風第3号と梅雨前線による大雨、台風第18号、台風第21号については、激甚災害に指定

- ▶ 大雪により、農業関係で44億円の被害（2018年3月29日時点）

農業ハウスの導入経費の助成等により、被災農業者を支援

#### 九州北部における大雨被害の様子



#### 北陸地方や北海道における大雪被害の様子



## 4. 生産現場の競争力強化等の推進

### スマート農業の推進

- AI技術は2017年度にコンソーシアムにより11課題の開発が進行中。IoT技術は2017年度に端末による遠隔操作が可能な水管理システムを開発
- ロボット技術はトラクターの有人監視下での自動走行システムを2018年に市販化できるよう開発が進行
- 農薬散布用ドローンの活用推進に向け、自動飛行機体の開発導入等を念頭にガイドラインを改正
- 農業のSociety5.0の実現に資する「農業データ連携基盤」のプロトタイプを2017年12月に構築
- 産業界との連携により、先端技術を農業界に取り入れる動きも進展

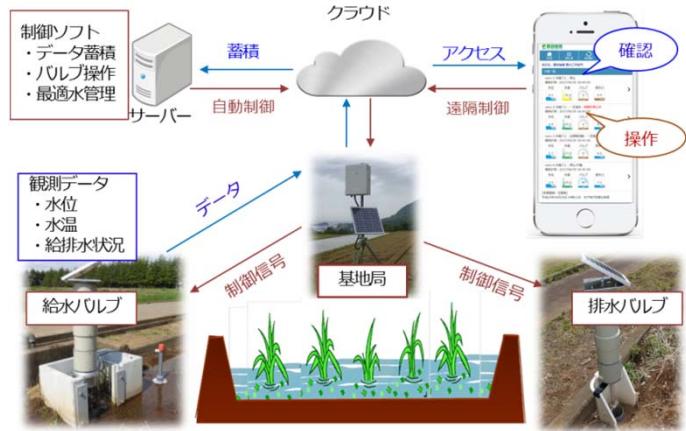
### 農業生産資材価格の動向と引下げに向けた動き

- 農業者が資材の購入先を比較し選択できるよう、2017年6月に農業資材比較サイト「AGMIRU」が開設
- 農薬では、2017年4月から、果樹類で、個別作物ごとの登録に加え、作物群での登録も可能とする仕組みを導入
- 肥料では、多銘柄・少量生産の一因となっている施肥基準の見直しが進行
- 飼料では、農業競争力強化支援法により創設された事業再編スキームを企業が活用する動き

### 農作業安全対策の推進

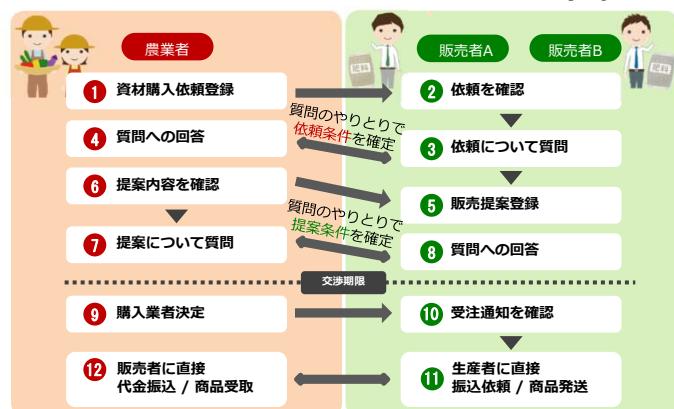
- 農作業死亡事故は、近年、年間350件程度で推移
- 2017年3月に、農業者に応じた啓発資料として「農作業安全リスクカルテ」を作成。配布先となる普及指導員等を通じて農業現場で普及・活用

#### IoT技術による水田の水管理の仕組み



資料：農研機構の資料を基に農林水産省で作成

#### 農業資材比較サイト「AGMIRU」の仕組み



資料：農林水産省作成

#### 農作業安全リスクカルテ（「刈払機」部分の抜粋）

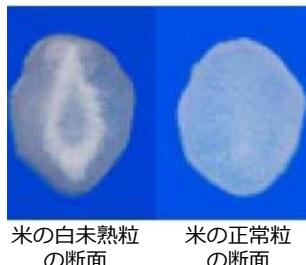
| 事項   | チェック内容  | 対策優先 |     |
|------|---|------|-----|
|      |   | そうだ  | ちがう |
| 作業場所 | 滑りやすい傾斜地だが、法面途中に足場や小段が設けている。                  |      |     |
|      | 作業開始前に、作業場所を確認し、構造物や切り株、針金、石、空き缶などがないことを点検する。 |      |     |
|      | 朝露や雨で作業面が濡れていると滑りやすくなるので作業しない。                |      |     |



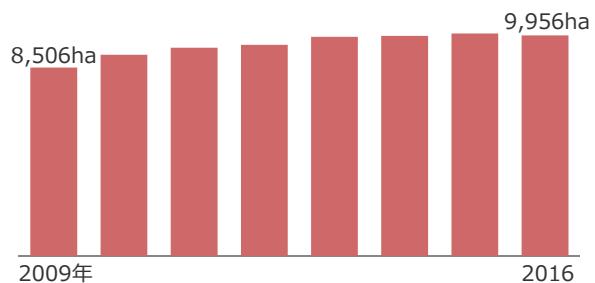
## 5. 気候変動への対応等の環境政策の推進

- エスティージース 国連が掲げるSDGsにおいては、気候変動の緩和と適応、生物多様性の損失の阻止等が位置付け
- 地球温暖化の影響で農産物の品質低下等が発生しており、これが発生しにくい品種の導入等を推進
- 水田から排出されるメタン、家畜の排せつ物から発生するメタンと一酸化二窒素の発生抑制策を推進
- 有機農業を中心とする環境保全に配慮した農業は、生物の生育・生息環境の維持に寄与
- 有機JAS認証ほ場面積は、近年、1万ha程度で推移

平均気温の違いによる水稻とりんごの品質低下の様子



有機JAS認証ほ場の面積



資料：農林水産省調べ

## 6. 農業を支える農業関連団体

- 総合農協と農業者に対し実施した農協改革に関するアンケート調査では、事業の見直しについて取組を開始したとする回答の割合が増加しているが、総合農協と農業者との間には一定の差
- 農業委員会改革により新設された農地利用最適化推進委員は、農業委員の改選時期に合わせて順次委嘱が進展
- 農業共済団体は、収入保険を実施するため、全国連合会の設立準備等体制を整備
- 土地改良区は、土地持ち非農家が増加する中、耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制への移行や事務の効率化が必要であり、これらを実現するための法案を国会に提出

農協改革に関するアンケート結果

| 区分  | 回答者  | 2016年度調査 | 2017年度調査 |
|---|------|----------|----------|
| 農産物販売事業の見直しについて、「具体的な取組を開始した」と回答したもの                | 総合農協 | 68.0%    | 87.7%    |
|   | 農業者  | 25.6%    | 32.2%    |
| 生産資材購買事業の見直しについて、「具体的な取組を開始した」と回答したもの               | 総合農協 | 65.5%    | 88.3%    |
|   | 農業者  | 24.0%    | 34.1%    |
| 農産物販売事業の進め方や役員の選び方等について、「組合員と徹底した話し合いを進めている」と回答したもの | 総合農協 | 48.9%    | 76.6%    |
|   | 農業者  | 21.9%    | 30.6%    |

資料：農林水産省調べ

# 第3章 地域資源を活かした農村の振興・活性化

## 1. 農村地域の現状と地方創生に向けた動き

- 農村地域の人口は全国を超えるペースで減少し、高齢化率も、近年、都市を6から7ポイント上回る水準で推移

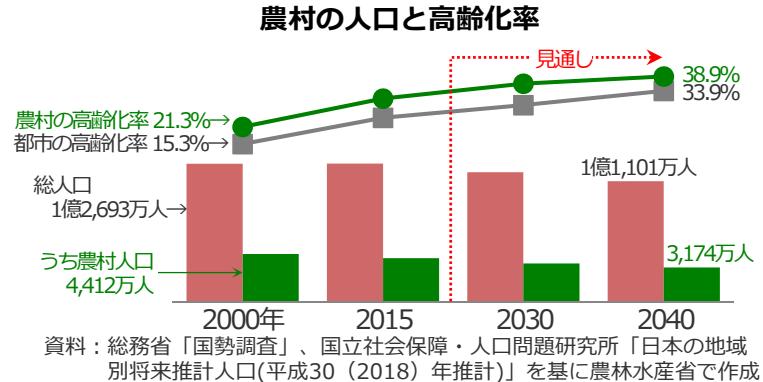
農村地域における住民の減少は、生活関連サービスの撤退等をもたらし、就業機会の減少や利便性の低下等を招くことで、更なる住民の減少を引き起こすこととも

- 政府は、農村地域の住民が生活関連サービスを受け続けられるよう、「小さな拠点」づくり等を推進

また、移住者の仕事を確保できるよう、農村産業法等の2つの法整備を図るとともに、6次産業化、農泊、地域おこし協力隊の活動等を推進

- ふるさと回帰支援センターへの移住相談者等の数は引き続き増加

- 地方創生の実現や地域農政を担う人材育成のため、2016年から、地方公共団体職員が必要な技能や知識を習得できるeラーニングシステムや、全国町村会による独自の養成講座がスタート

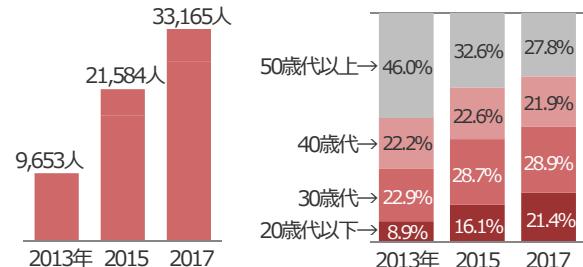


「小さな拠点」のイメージ図



資料：内閣官房資料を基に農林水産省で作成

移住相談者等の延べ数と年代別割合



### ＜事例＞

元地域おこし協力隊員が、こだわりの米づくりを実践（新潟県）

- 横浜市で会社員をしていた宮原大樹さんは、地域おこし協力隊の活動を経て、2015年に37歳で新潟県十日町市で就農し、夫婦で水田1.2haで米づくりを実践
- シンプルなメッセージが必要と考え、無農薬、無化学肥料、手植え、手刈り、自然乾燥をキーワードに米を生産し、都市部の消費者等に1kg当たり平均900円で販売



手作業で田植を行う宮原大樹さん

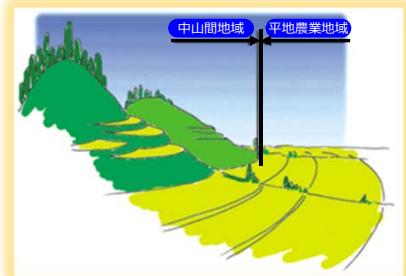
## 2. 中山間地域の農業の活性化

- 中山間地域とは山間地及びその周辺の地域を指す概念であり、農地面積、農業産出額で一定のシェア

中山間地域や、より地理的条件が厳しい山村においては、地域資源を「宝」として活用することにより、収益力を高めることができる可能性

- 各地の優良事例を発掘・分析し、横展開を図っていくことが重要
- 意欲ある農業者の新たな取組を支援するため、各種事業において優先枠の設定や面積要件の緩和等を行う中山間地農業ルネッサンス事業を実施  
また、所得向上の取組を支援する中山間地域所得向上支援対策を実施

中山間地域のイメージ



資料：農林水産省作成

中山間地域の主要指標

|              | 全国     | 中山間地域  | 割合    |
|--------------|--------|--------|-------|
| 人口（2015年）    | 1.27億人 | 0.14億人 | 11.2% |
| 農地面積（2015年）  | 450万ha | 182万ha | 40.6% |
| 農業産出額（2015年） | 8.86兆円 | 3.57兆円 | 40.3% |

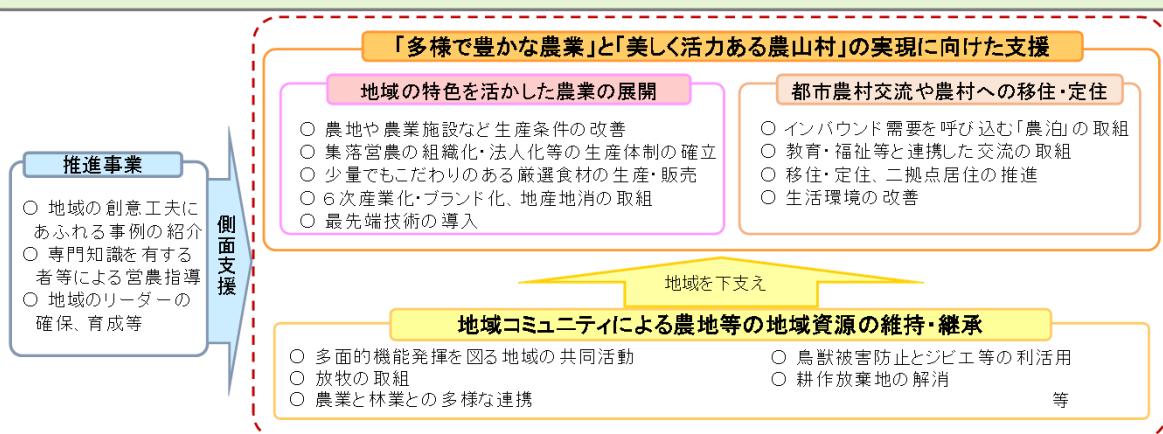
資料：総務省「平成27年国勢調査」、農林水産省「平成27年耕地及び作付面積統計」、「平成27年生産農業所得統計」

備考：中山間地域の各種数値は、上記の資料を基に農林水産省で推計

中山間地農業ルネッサンス事業（模式図）

地域別農業振興計画

都道府県が複数の市町村単位等で作成する地域別農業振興計画に基づき、各種支援事業等を総合的かつ優先的に実施。



資料：農林水産省作成



## &lt;事例&gt;

集落の体制を整備し、都市住民との交流や6次産業化を展開（福島県）

- 福島県猪苗代町の見初集落では、農作業受託組織を法人化し、結乃村農楽団として体制を整備し、都市住民との交流活動や農家レストランの運営を展開
- 東京の自治会組織等との交流や水田オーナー制度により多くの都市住民が同集落を訪れるとともに、農家レストランは2人の雇用確保と地元食材の消費拡大に貢献



アスパラガスの収穫体験の様子

### 3. 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

- 農業・農村が持つ国土保全等の多面的機能の効果は国民全体が享受
- 多面的機能の維持・発揮を図るため、2015年度に法律に基づく日本型直接支払制度がスタート
- 多面的機能支払の活動組織に対するアンケートでは、85%が景観形成・生活環境保全に効果が発現と回答
- 中山間地域等直接支払における1協定当たり平均交付面積は3期対策から4期対策にかけて拡大
- 環境保全型農業直接支払における2017年度の実施面積（見込み）は、前年度比6.2%（5,213ha）増加の8万9,778ha

#### 日本型直接支払制度の全体像

##### 多面的機能支払

###### 【農地維持支払】

農地法面の草刈り等の地域資源の基礎的保全活動等を支援



###### 【資源向上支払】

水路、農道、ため池の軽微な補修等の地域資源の質的向上を図る共同活動等を支援



##### 中山間地域等直接支払

中山間地域等の条件不利地域の農業生産活動の継続を支援



##### 環境保全型農業直接支払

自然環境の保全に資する農業生産活動を支援



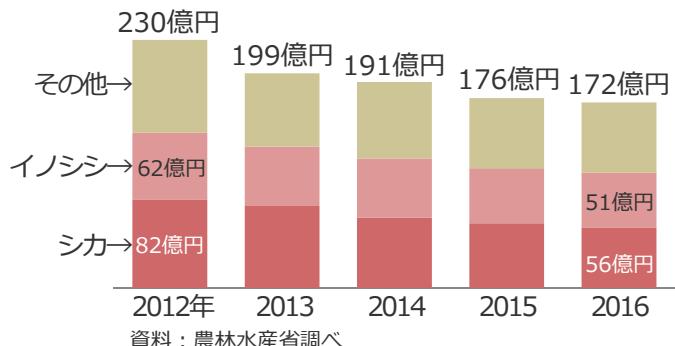
資料：農林水産省作成

### 4. 鳥獣被害とジビエ

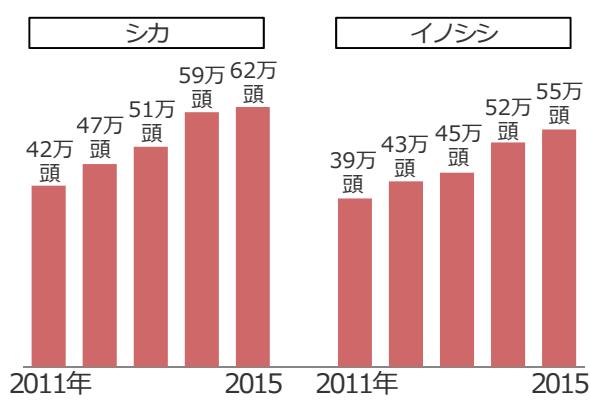
#### 鳥獣被害の現状と対策

- 2016年度の農作物被害額172億円は、1999年度の調査開始以来最低の水準  
しかし、営農意欲の減退等数字に現れる以上に深刻な影響もあり
- 狩猟免許の延べ所持者数は近年横ばいとなっているが、そのなかで、49歳以下の若手、女性が共に増加
- 鳥獣被害対策実施隊の設置市町村数を2020年度に1,200市町村とする目標を掲げており、2017年4月末時点で1,140市町村
- シカとイノシシの生息頭数を2023年度までに半減させる目標が掲げられる中、これらの捕獲頭数は近年増加

#### 野生鳥獣による農作物被害額



#### シカとイノシシの捕獲頭数





## &lt;事例&gt;

狩猟に興味を持つ県内外の女性がつながる「狩女の会」（石川県）

- 白山市の長田富士子さんは、自身の狩猟免許の取得を機に、女性狩猟者同士がつながりを持てるよう、2016年3月、仲間4人と「狩女の会」を結成
- マスコミ等で取り上げられ県外の女性を含め30人以上のメンバーを抱えるようになった狩女の会は、現在、SNS上の意見交換や情報発信等を中心に活動を展開



自身が経営するカフェの前に立つ長田富士子さん

## ジビエの利用拡大

- 多くが埋設や焼却で処理されてきたシカやイノシシを、近年、ジビエとして利用する動きが拡大
- 2016年度のジビエ利用量は1,283tで、販売先は卸売業者の割合が最高
- 2019年度にジビエの利用量を倍増させる目標を掲げ、ジビエ利用モデル地区を全国から17地区選定
- 「ジビエ料理コンテスト」を開催し、入賞したレシピを公表するとともに、料理人向けセミナーを全国で開催
- 学校給食でジビエを提供している小中学校は、2017年10月末時点で320校

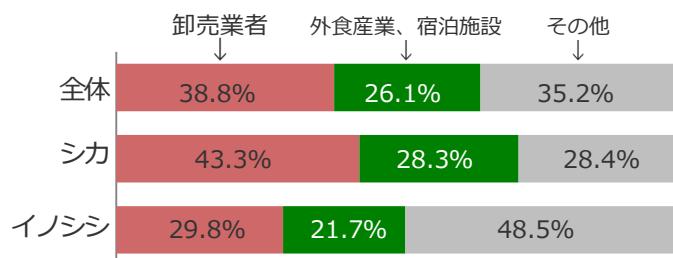
### 食肉処理施設で解体された野生鳥獣のジビエの利用量（2016年度）



資料：農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査（平成28年度）」

備考：その他は、「解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉」、「自家消費向け食肉」

### 食肉処理施設における食用ジビエの販売先割合（2016年度）



資料：農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査（平成28年度）」

備考：上記は、卸売・小売した食肉の販売先割合  
その他は、「小売業者」、「消費者への直接販売」等



## &lt;事例&gt;

調理師専門学校で全国初のジビエのカリキュラム化が実現（熊本県）

- 熊本県では、くまもとジビエの活用を図るため、2012年度に、処理加工業者、飲食店業者、市町村等が構成員となって「くまもとジビエ研究会」が設立
- 2015年度には、同研究会の協力により熊本市の調理師専門学校で全国初となるジビエのカリキュラム化が実現。同校卒業生の活躍によるジビエ料理の普及が期待



ジビエの授業の様子

## 5. 地域資源の積極的な活用

- 農村に豊富に存在する水やバイオマス等の地域資源を活用し、地域の活性化につなげていくことが重要
  - 農業農村整備事業等により、小水力発電施設等の整備を推進
  - 農地の上部で行う営農型太陽光発電は近年増加
- バイオマス産業を軸としたまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市は2017年度末時点で79市町村

### 営農型太陽光発電に取り組む農地（イメージ）



資料：市民エネルギーちば合同会社

## 6. 都市農業の振興

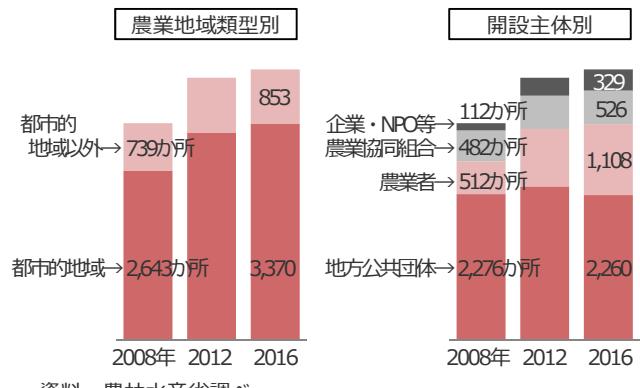
- 都市農業は、消費地に近接しているという特徴を活かし多様な役割を保有
- かつての都市農地の位置付けは、市街化により消えていく過渡的な存在
  - 2016年5月に策定された都市農業振興基本計画により、都市農地の位置付けは「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと転換
  - 兵庫県や東京都国立市等、都道府県や市町村段階の地方計画の作成も進展
- 生産緑地地区に指定された農地は30年を経過すると市町村に買取り申出ができるようになることを受け、特定生産緑地として10年間の指定を継続して受けられる制度が2018年4月に開始
- 意欲ある都市農業者によって都市農地が有効に活用されるよう、都市農地の貸し借りをしやすくするための法案を国会に提出
- 都市住民の要望を受けて、都市的地域を中心に市民農園の開設数が増加
  - 近年は、農業者が開設するケースも増加

### 都市農業の多様な役割



資料：農林水産省作成

### 農業地域類型別・開設主体別の市民農園の開設数



資料：農林水産省調べ

## 7. 農業と多様な分野との連携

### 教育分野との連携

- 農林水産省、文部科学省、総務省では、2008年度に「子ども農山漁村交流プロジェクト」をスタート
- これまでに子供の受入れを行ったモデル地域は2016年度末時点で185地域
- 教育旅行の受入れは、子供の訪問時期が限られるなどの理由から収益性が低く施設整備等が難しいという課題があり、教育旅行に加え農泊にも取り組む地域が増加

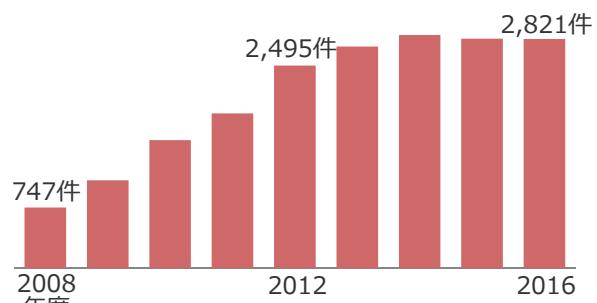
子ども農山漁村交流プロジェクトでのりんごの収穫体験の様子



### 福祉分野との連携

- ハローワークを通じた障害者の農林漁業分野への年間就職件数は、2008年度から2013年度までの5年間で約4倍に増加し、その後、3千件弱で推移
- 2020年東京オリンピック大会の農畜産物の調達基準解説（2018年1月公表）では、障害者が主体的に携わって生産された農畜産物であることを都道府県が確認すると記載
- 京都府では、障害者の働く意識の醸成等のため、農業の知識や技能等を評価・認証する制度を2017年度に創設

ハローワークを通じた農林漁業分野への障害者の就職件数



資料：厚生労働省「ハローワークにおける障害者の職業紹介状況」



#### 〈事例〉

安定した販路により、全国平均を大きく超える賃金を実現（北海道）

- 就労継続支援A型事業所として設立された北海道芽室町の株式会社九神ファームめむろでは、19人の障害者がじゃがいも栽培や皮むき等の1次加工の作業に従事
- 総菜製造販売会社が同社の1次加工品を全量買い取ることで安定した販路が確保され、障害者の賃金は全国平均の6万円台後半を大きく上回る11万5千円を実現



じゃがいもの皮むき作業の様子

# 第4章 東日本大震災・熊本地震からの復旧・復興

## 1. 東日本大震災からの復旧・復興

### 地震・津波による被害と復旧・復興

- 津波被災農地では除塩や畦畔の修復等が進められ、2017年度末時点で対象農地の89%で営農再開が可能
- 津波被災農地の復旧に併せて大区画化に取り組むとともに、防災集団移転と連携した農地整備事業を2018年1月末時点で10市町16地区で実施
- 2011年度から2017年度にかけて実施した産学官連携による農業・農村分野の大規模実証研究は34課題  
今後、被災地域における研究成果の普及・実用化に向けた取組の発展・強化が重要

### 「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」の研究成果例

|  |   |
|--|---|
| <p>〈岩手県〉</p> <p><u>中小区画土地利用型営農技術の実証研究</u></p> <p>湛水直播栽培により、移植栽培に比べて生産費を22~24%削減 等</p>                      |  <p>グレーンドリルによる播種</p> |
| <p>〈宮城県〉</p> <p><u>土地利用型営農技術の実証研究</u></p> <p>大区画(ほ場)に対応した水田輪作体系として、乾田直播等の稻-麦-大豆の2年3作体系を確立 等</p>            |  <p>電照栽培される小ギク</p>  |
| <p>〈福島県〉</p> <p><u>周年安定生産を可能とする花き栽培技術の実証研究</u></p> <p>露地電照栽培を核とした夏秋小ギクの安定出荷により、8月と9月の単位面積当たり所得を16%向上 等</p> |   |

### 東電福島第一原発事故の影響と復旧・復興

- 2017年4月までに、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示を解除  
帰還困難区域については改正福島特措法において復興・再生に向けた計画※制度が創設され、4町が計画を作成※ 特定復興再生拠点区域復興再生計画
- 2017年産水稻の作付再開面積は、前年産約2,500haから約3,000haに拡大
- 風評払拭の取組を強化するため、
  - ① 特措法に販売不振の実態調査と調査に基づく指導・助言等を位置付け
  - ② 2017年度から、生産から流通・販売に至るまでの総合的な支援を実施
  - ③ 2017年12月に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定
- 福島県は、2017年5月に、GAP認証取得日本一を目指す「ふくしま。GAPチャレンジ宣言」を実施

### 特定復興再生拠点区域の例（双葉町）



### 作付再開した水田での稲刈りの様子（葛尾村）



## 2. 熊本地震からの復旧・復興

- 熊本県は2016年8月に2019年度までの完了を目指す「熊本地震からの復旧・復興プラン」を策定
- 農地等の県営・団体営事業による復旧は、2017年度末時点で40.2%が完了  
また、県内3地区では大区画化と農地集積を図る基盤整備事業に順次着手
- 水路の破損により水稻以外へ作付転換された水田約1,000haのうち約660haが大豆へ転換。その過半は広域農場等によって担われ、営農体制の強化が進展
- 畜産農家の家畜の再導入や畜舎等の整備は2017年度末時点で33事業のうち24事業が完了
- 選果場等の共同利用施設の国庫補助による復旧は、2017年度末時点でほぼ完了
- JA熊本中央会は、労働力確保対策のためモデル産地において実施している農業労働力確保サポート事業を2019年度までに県全域に拡大予定

### 農地・農業用施設の復旧状況

(単位：件、%)

|     | 復旧予定期数 | 工事着手件数 | 工事完了件数 |     |
|-----|--------|--------|--------|-----|
|     |        |        | 着手率    | 完了率 |
| 全体  | 2,239  | 1,975  | 88.2   | 901 |
| 県営  | 183    | 152    | 83.1   | 10  |
| 団体営 | 2,056  | 1,823  | 88.7   | 891 |

備考：2017年度末時点

広域農場による大豆収穫の様子（嘉島町）



整備を終えた牛舎（菊池市）



復旧を終えたカントリーエレベーター（嘉島町）



### 〈事例〉

#### 被災箇所を含めた水田等の区画整理による創造的復興（熊本県）

- 南阿蘇村乙ヶ瀬地区では、熊本地震で山腹が崩壊し、大量の土砂が農地を直撃。同地区では、被災箇所を含めた水田等の区画整理による創造的復興に着手
- 区画整理事業は2018年度から2年間で実施され、完了後は担い手への農地集積率が71%に向上し、はくさい、高菜、さといも等の作付けも行われる予定



区画整理の完成予想図

# 【参考】事例・コラム一覧

(2次元バーコードから白書本文へジャンプ。事例・コラムの掲載位置は枠内左下の頁)

## 特集



事例 **投資と機械の稼働率向上等を通じて、効率的稻作経営を実現**  
18頁 【新潟県】(有)穂海農耕

事例 **農協が出資している農業法人が就農を支援**  
20頁 【長野県】(有)信州うえだファーム

## トピックス3



コラム **官営模範工場としての富岡製糸場**  
37頁

コラム **蚕の今～純国産絹製品づくりの取組と新素材原材料の役割～**  
38頁

## トピックス4



事例 **新名物となるジビエ加工品の開発に挑戦**  
40頁 【石川県】能登島ペスカグリ・ネットワーク

事例 **外国人延べ宿泊者数の倍増を目指し、滞在拠点等を整備**  
41頁 【徳島県】にし阿波地域

## 第1章 第2節



事例 **小型のサツマイモ生産への転換で、輸出を飛躍的に拡大**  
53頁 【宮崎県】(株)くしまアオイファーム

事例 **卸売会社の強みを活かし、米国向け切り花輸出をけん引**  
53頁 【大阪府】(株)なにわ花いちば

事例 **日本料理の海外普及を夢に、外国人が日本料亭等で研修**  
58頁 【京都府ほか】エドガー・シュトウカさん

事例 **作業事故の防止を目指し、GLOBALG.A.P.の団体認証を取得**  
60頁 【滋賀県】JAグリーン近江老蘇集落営農連絡協議会

事例 **2020年を目指し、北海道初のJGAP家畜・畜産物の認証を取得**  
61頁 【北海道】(株)大野ファーム

コラム **我が国で初の開催となったGFSI世界食品安全会議2018**  
63頁

## 第1章 第4節



コラム **家計調査で見る米消費の動向**  
77頁

事例 **子供たちが自ら考えて学ぶ食育プログラムを農協が開始**  
82頁 【愛知県】海部東農業協同組合

## 第1章 第6節



コラム **「明治150年」関連施策テーマ 明治期のグルタミン酸ナトリウムに始まる「うま味」成分の発見**  
91頁

事例 **農業者が店舗や価格を決定できる小売店向け販売の仕組み**  
95頁 【全国】(株)農業総合研究所

事例 **生産者が需要に応じて出荷できる飲食店向け販売の仕組み**  
96頁 【東京都】プラネットテーブル(株)

コラム **気象データとAI技術を活用し、豆腐の廃棄をほぼゼロに**  
100頁

事例 **みかん産地の農業者が作り出した新発想の調味料加工品**  
102頁 【愛媛県】(株)ミヤモトオレンジガーデン

事例 **地産地消の取組モデルの一つとなる地域支援型農業**  
105頁 【茨城県】飯野信行さん・恵理さん夫妻

事例 **高栄養価にんじんによる農業と医療分野との連携**  
106頁 【岡山県】岡山淳風会タニタ食堂

事例 **第三者継承による新規就農(酪農)**  
115頁 【北海道】大宮睦美さん・菜々子さん夫妻

## 第2章 第1節



事例 **農外参入企業が7haの巨大温室を再生し、黒字化を実現**  
114頁 【北海道】(株)エア・ウォーター農園

第2章  
第1節

事例 第三者継承による新規就農（花き）  
116頁 【岡山県】尾上博信さん

事例 農業大学校として全国初のGLOBALG.A.P.認証取得  
120頁 【新潟県】新潟県農業大学校

コラム 我が国とフランスの農業高校間の交流がスタート！  
120頁

事例 大学生の目線で、全国の元気な農業者情報を発信  
121頁 【東京都】(株) NOPPO

事例 全国に先駆けて農業経営塾が開講  
123頁 【山口県】やまぐち尊農塾

事例 25歳で北海道酪農の経営者になった女性農業者  
126頁 【北海道】芳賀ひとみさん

事例 農業法人で実現された女性従業員が働きやすい職場環境  
127頁 【香川県】(株) Sun so

事例 女性の家畜人工授精師等にこだわりを持つ女性農業者  
128頁 【北海道】小林晴香さん

事例 女性酪農ヘルパーが語る仕事の魅力  
129頁 【北海道】渡辺有紀さん

事例 農業向け融資の拡大により、地域農業の発展を目指す銀行  
130頁 【滋賀県】(株) 滋賀銀行

コラム 優遇措置が付与され、経営上の利点もある青色申告  
132頁

事例 畑地かんがい施設の整備により、農業所得が大きく増加  
136頁 【長崎県】雲仙市山田原地区

第2章  
第2節

コラム 「明治150年」関連施策テーマ 農業水利発展の一翼を担った明治期の逆サイホンの設置  
139頁

事例 ため池の水を活用する防災協定の締結  
141頁 【大阪府】光明池土地改良区

第2章  
第3節

事例 マイルドなパクチー「岡山マイルドパクチー・OKAPAKU」  
154頁 【岡山県】植田輝義さん

事例 業務用野菜への転換により、大規模経営が出現  
154頁 【千葉県】JA君津市

事例 収穫機の導入による加工原料りんごの生産  
156頁 【青森県】木村才樹さん

事例 後継者育成や肥育農家の経営安定の役割を果たす繁殖農場  
164頁 【岩手県】JA全農北日本くみあい飼料(株)

コラム 飛騨高山高等学校が、和牛の共進会「高校の部」で最優秀賞を獲得  
165頁

事例 ドローンとAI技術を活用した、大豆のコスト削減と高付加価値化  
173頁 【佐賀県】(株) オプティム

第2章  
第4節

事例 ドローンを活用した、稲作のコスト削減と品質向上  
173頁 【東京都】(株) ナイルワークス

コラム ゲノム編集技術を大きく進化させたクリスパー / キャスナイン CRISPR/Cas 9  
176頁

第2章  
第5節

事例 地球温暖化を契機とし、りんご産地で広がるものもの生産  
182頁 【青森県】JA津軽みらい

事例 豚肉で国内初となる有機JAS畜産物の認証取得  
184頁 【鹿児島県】(有) 三清屋

事例 生協の信頼を得て、地域ぐるみで環境保全型農業を実践  
185頁 【宮城県】大崎市田尻地区

## 【参考】事例・コラム一覧

第2章  
第6節



事例 一括仕入れ等の導入で、  
生産資材の販売価格を引下げ  
187頁 【宮崎県】JA西都

事例 農地利用の現状を地域で  
共有するため、独自の地図を作成  
188頁 【茨城県】藤田恒男さん

第3章  
第1節



事例 元地域おこし協力隊員が、  
こだわりの米づくりを実践  
194頁 【新潟県】宮原大樹さん

事例 集落に移住した若者によるリターン  
のきっかけづくり  
197頁 【高知県】田畠勇太さん

第3章  
第2節



事例 集落の体制を整備し、都市住民との  
交流や6次産業化を展開  
200頁 【福島県】猪苗代町美祢集落

第3章  
第3節



事例 多面的機能支払の事務負担軽減等に  
貢献する広域組織  
204頁 【新潟県】見附市広域協定運営委員会

第3章  
第4節



事例 狩猟に興味を持つ県内外の女性が  
つながる「狩女の会」  
208頁 【石川県】長田富士子さん

事例 カメラとICTを活用した  
イノシシの捕獲システム  
210頁 【福岡県】直方市

第3章  
第5節



事例 ブルーベリーの品質と収量を  
維持しつつ、売電収入を獲得  
214頁 【千葉県】藤江信一郎さん

第3章  
第6節



事例 農業体験の場や災害時の避難場所  
となる都市の農地  
217頁 【神奈川県】木所大輔さん

第3章  
第7節



事例 安定した販路により、  
全国平均を大きく超える賃金を実現  
222頁 【北海道】(株)九神ファームめむろ

第4章  
第1節



事例 大規模農業法人が  
被災農業者の雇用の受皿に  
225頁 【宮城県】(株)やまもとファームみらい野

事例 老舗のしょうゆ醸造企業が、  
特徴ある商品を次々と発売  
228頁 【岩手県】(株)八木澤商店

第4章  
第2節



事例 被災箇所を含めた水田等の区画整理  
による創造的復興  
239頁 【熊本県】南阿蘇村乙ヶ瀬地区

事例 トマトのテーマパークで、  
地域を元気に  
232頁 【福島県】(株)ワンダーフーム

事例 台湾向けの情報発信が期待される  
台湾大学生の受け入れ  
242頁 【熊本県】NPO法人ASO田園空間博物館

事例 学生の援農活動が  
熊本農業の復興の一助に  
242頁 【熊本県】東海大学農学部

# 「平成30年度 食料・農業・農村施策」の構成

## 概説

- ・施策の重点、財政措置、立法措置、税制上の措置、金融措置、政策評価

## I 食料自給力・食料自給率の維持向上に向けた施策

- ・食料自給力・食料自給率の維持向上に向けた取組
- ・主要品目ごとの生産努力目標の実現に向けた施策

## II 食料の安定供給の確保に関する施策

- ・国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保
- ・幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承
- ・生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓
- ・グローバルマーケットの戦略的な開拓
- ・様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立
- ・国際交渉への戦略的な対応

## III 農業の持続的な発展に関する施策

- ・力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保
- ・女性農業者が能力を最大限發揮できる環境の整備
- ・農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保
- ・担い手に対する経営所得安定対策の推進、収入保険等の実施
- ・構造改革の加速化や国土強靭化に資する農業生産基盤整備
- ・需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革
- ・コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等
- ・気候変動への対応等の環境政策の推進

## IV 農村の振興に関する施策

- ・多面的機能支払制度の着実な推進、中山間地域の農業の振興、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等
- ・多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出
- ・多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等

## V 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

## VI 団体の再編整備等に関する施策

## VII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 本資料と食料・農業・農村白書の本体は、農林水産省のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.maff.go.jp/j/wpaper/index.html>

農林水産省 白書

検索



- 食料・農業・農村白書に対する皆様からのご質問やご意見をお待ちしています。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 大臣官房 広報評価課 情報分析室 年次報告班

TEL : 03-3501-3883 FAX : 03-6744-1526

# 平成29年度食育推進施策 (食育白書)

[概要]

農林水産省

この報告書は、食育基本法（平成17年法律第63号）第15条に規定する「食育の推進に関して講じた施策に関する報告書」であり、政府が毎年国会に提出しなければならないとされているものである。

その内容としては、平成29年度に講じた食育推進施策について整理し、説明している。

# 目 次

はじめに 食育推進施策の基本的枠組み ..... 1

## 第1部 食育推進施策をめぐる状況

### 特集 多様な暮らしに対応した食育の推進

～食卓を囲み食事を共にすることから始める食育の環～

- |                               |   |
|-------------------------------|---|
| 1. 第3次食育推進基本計画における位置付け        | 2 |
| 2. 家族と一緒に食べる食事の状況と取組          | 3 |
| 3. 一日の全ての食事を一人で食べている「孤食」の状況   | 4 |
| 4. 地域等において、みんなで一緒に食べる食事の状況と取組 | 5 |

## 第2部 食育推進施策の具体的取組

- |                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 家庭における食育の推進                       | 8  |
| 第2章 学校、保育所等における食育の推進                  | 10 |
| 第3章 地域における食育の推進                       | 12 |
| 第4章 食育推進運動の展開                         | 16 |
| 第5章 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等 | 18 |
| 第6章 食文化の継承のための活動                      | 20 |
| 第7章 食品の安全性・栄養等に関する情報提供の推進             | 22 |
| 第8章 調査、研究その他の施策の推進                    | 24 |

## 第3部 食育推進施策の目標と現状に関する評価

食育推進施策の目標と現状に関する評価 ..... 26

○図表の数値は、原則として四捨五入しており、合計とは一致しない場合があります。

○本資料に記載した地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。

# はじめに 食育推進施策の基本的枠組み

## 1 食育基本法

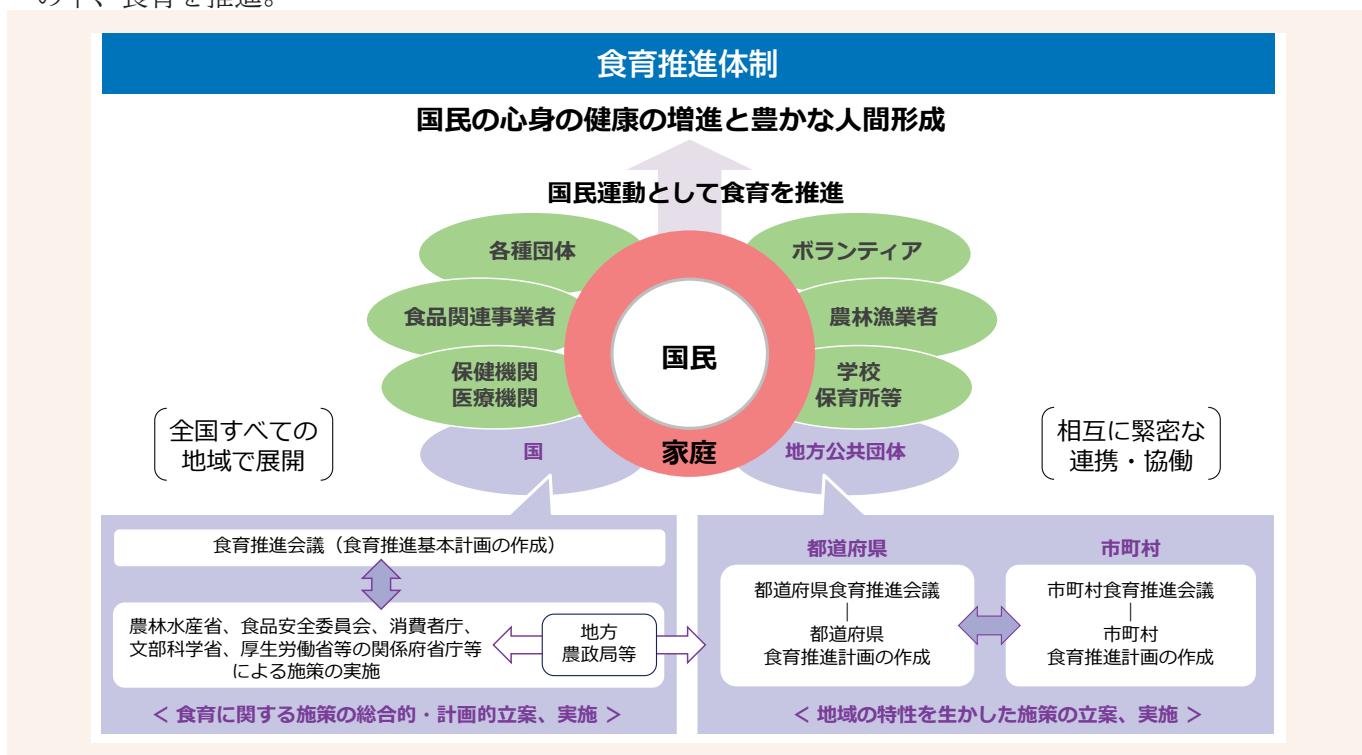
- 食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、平成17年6月に公布、同年7月に施行。
- 食育は、生きる上での基本であって、知育、德育、体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。
- 食育の推進に当たっては、国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することが重要。また、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮することが求められる。

## 2 食育推進基本計画

- 平成28年3月には、過去5年間の食育に関する取組の成果と課題を踏まえ、「第3次食育推進基本計画」を決定。平成28（2016）年度から2020年度までの5年間を対象とし、食育の推進に当たっての基本的な方針や目標値を掲げるとともに、食育の総合的な促進に関する事項として取り組むべき施策等を提示。
- 基本的な方針として、以下の5つの重点課題を規定。
  - (1) 若い世代を中心とした食育の推進、(2) 多様な暮らしに対応した食育の推進、
  - (3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進、(4) 食の循環や環境を意識した食育の推進、
  - (5) 食文化の継承に向けた食育の推進

## 3 食育に関する施策の推進体制

- 農林水産省は、食育推進基本計画の作成及び推進に関する事務を担っており、食品安全委員会、消費者庁、文部科学省、厚生労働省等の関係各府省庁等との連携を図りながら、政府として一体的に食育を推進。
- 食育を国民運動として推進していくため、国、地方公共団体による取組とともに、地域においては、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者の緊密な連携・協働の下、食育を推進。



# 第1部 食育推進施策をめぐる状況

## 特集 多様な暮らしに対応した食育の推進 ～食卓を囲み食事を共にすることから始める食育の環～

### ① 第3次食育推進基本計画における位置付け

- 第3次食育推進基本計画において、重点課題の一つとして、「多様な暮らしに対応した食育の推進」が位置付けられ、地域や関係団体の連携・協働を図りつつ、子供や高齢者を含む全ての国民が健全で充実した食生活を実現できるよう、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながる共食の機会の提供等を行う食育を推進することが求められている。
- 本特集では、多様な暮らしに対応した食育の推進について、食卓を囲み食事を共にすることに着目し、
  - ・日常生活の基盤である家庭において、家族と一緒に食べる食事
  - ・一日の全ての食事を一人で食べている「孤食」
  - ・地域等において、みんなで一緒に食べる食事の状況や取組について、取り上げた。

### コラム 食事を共にする頻度が高い人は、食生活が良好な傾向

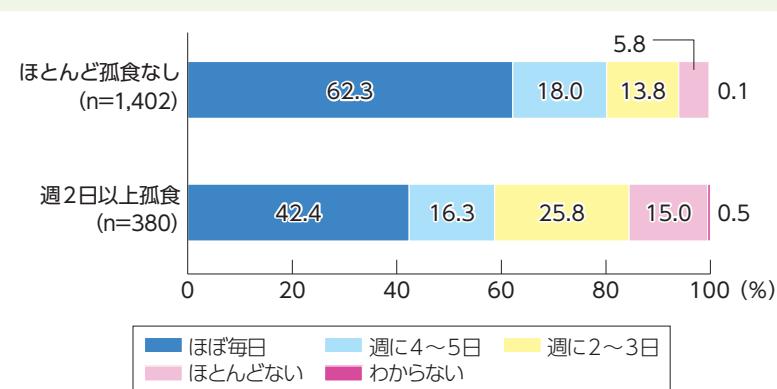
近年、食事を共にすることと健康や良好な食生活に関する国内の研究結果を分析した報告<sup>1</sup>がある。その報告によると、誰かと食事を共にする頻度が高い人は、①心の健康状態について、「気が散る・根気がないなどの精神的な自覚症状が少ない」、②食生活について、「ファストフードの利用が少ない」、「野菜や果物など健康的な食品の摂取頻度が高い」といった傾向がみられた。

海外の研究結果でも、同様の報告<sup>2</sup>があり、家族と食事を共にする頻度が高いと、野菜や果物の摂取量が多いなど食物摂取状況が良好であることが示唆されている。

農林水産省の「食育に関する意識調査」においても、孤食がほとんどなく、ほぼ毎日誰かと食事を共にしている人は、孤食が週2日以上の人と比べ、ほぼ毎日主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる割合が多く、食事のバランスが良い傾向。

さらに、朝食摂取頻度や生活習慣病の予防や改善のために気をつけた食生活の実践状況も、食事を共にする頻度が高い人のほうが、良好な傾向。

孤食の状況別 主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる頻度



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」(平成29年11月実施)

1 會退友美、衛藤久美. 共食行動と健康・栄養状態ならびに食物・栄養素摂取との関連－国内文献データベースとハンドサーチを用いた文献レビュー－. 日本健康教育学会誌. 2015; 23 (4): 279-289.

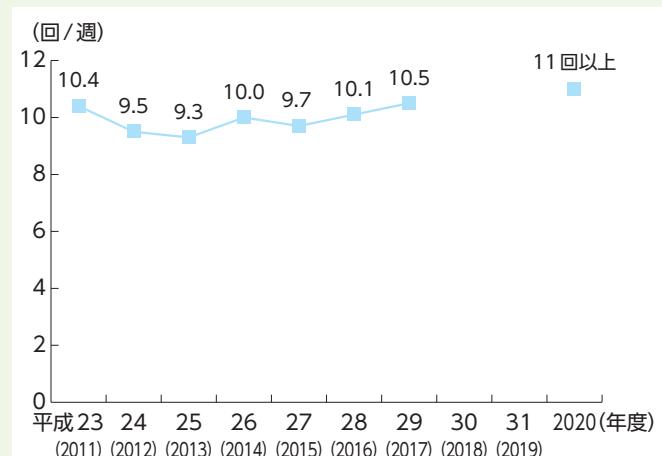
2 衛藤久美、會退友美. 家族との共食行動と健康・栄養状態ならびに食物・栄養素摂取との関連－海外文献データベースを用いた文献レビュー－. 日本健康教育学会誌. 2015; 23 (2): 71-86

## 2 家族と一緒に食べる食事の状況と取組

(家族との「共食」の回数は目標に近づくが、20～50歳代で頻度が少ない傾向)

- 「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる『共食』の回数」は、平成29（2017）年度は週10.5回（第3次基本計画の目標：2020年度までに週11回以上）。
- 20～50歳代で頻度が少ない傾向。
- 全ての年代で、家族と一緒に食事をすることは重要であると認識（各年代とも約9割）。
- 家族と一緒に食事をする良い点としては、「家族とのコミュニケーションを図ることができる」（79.4%）、「楽しく食べることができる」（62.3%）が上位。

### 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数

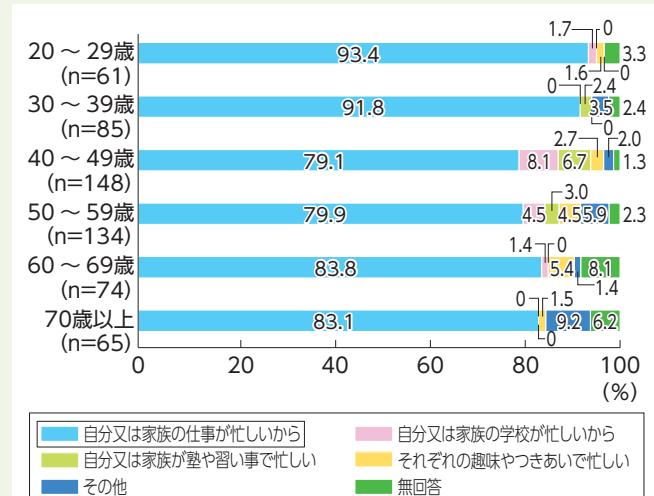


資料：農林水産省（平成27年度までは内閣府）「食育に関する意識調査」

(家族と一緒に食事をすることが困難な理由は、仕事の忙しさ)

- 20～50歳代では、3割強が家族と一緒に食事をする時間を作ることが難しい状況。
- 家族と一緒に食事をすることが困難な理由としては、自分や家族の仕事の忙しさが最も多い。
- 男性の長時間労働者の割合は、一貫して30歳代、40歳代が高い。
- 家族が食卓を囲み、食事を共にするためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が重要。

### 家族と一緒に食事をすることが困難な理由



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」（平成29年11月実施）

注：家族と同居している人で、家族が一緒に食事をする時間を作るのが難しいかという問い合わせに対し、「とてもそう思う」、「そう思う」、「どちらともいえない」と回答した人が対象

## 事例 「ゆう活」による職員のワーク・ライフ・バランスの充実

西武鉄道では平成23年、夏季の始業時間を1時間早めるサマータイム制度を試験的に実施。節電への効果だけではなく、時間外労働が対前年比25%削減。翌年からは就業規則を改正し、今ではゆう活の取組として定着。

健康的な朝型生活になり、自身の健康改善につながったという声や、早く帰宅できることから子供と一緒に食事をとる時間が増え、これまで以上に家族とのコミュニケーションが深まったという声も多く、家庭において家族が食事を共にする機会の増加にもつながっている。



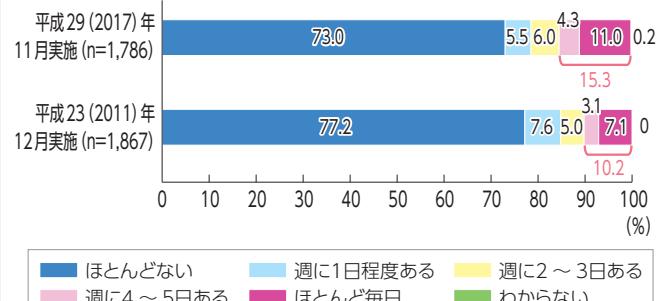
社員からの声

### 3 一日の全ての食事を一人で食べている「孤食」の状況

(週の半分以上「孤食」の人は、約15%)

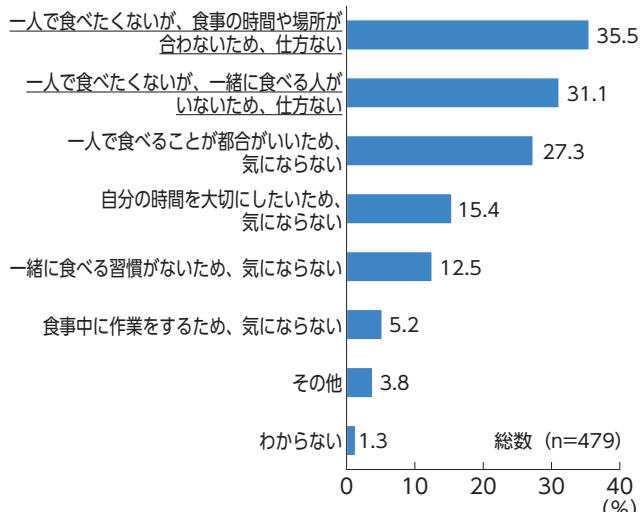
- 家族と一緒に食事をすることが重要ではあるが、家庭や個人の努力だけでは難しい状況がある。
- 週の半分以上、一日の全ての食事を一人で食べている「孤食」の人は約15%で、平成23年と比べて増加。
- 一人で食べたくないが、他の人と時間や場所が合わない、一緒に食べる人がいないといった理由で、仕方なく一人で食べている状況。
- 仕方なく「孤食」になってしまう背景として、単独世帯や夫婦のみの世帯、ひとり親世帯が増加。
- 特に、65歳以上の高齢者では、一人暮らしの者の割合が増加してきており、平成27(2015)年は男性高齢者13.3%、女性高齢者21.1%。2040年には男性高齢者の20.8%、女性高齢者の24.5%が一人暮らしであると推計。

一日の全ての食事を一人で食べる頻度



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」

一日の全ての食事を一人で食べる感想



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」(平成29年11月実施)

注：1) 一日の全ての食事を一人で食べることがあるかという問い合わせに対し、「週に1日程度ある」、「週に2～3日ある」、「週に4～5日ある」、「ほとんど毎日」と回答した人が対象

2) 複数回答

### 事例 高齢者が仲間たちと食卓を囲むサロン活動

宮城県岩沼市のホームひなたぼっこは、保育、介護、障害児支援活動とともに、東日本大震災後の仮設住宅入居者も含めた高齢者の自立した生活を支援するために、誰もが気軽に集える地域サロン活動を実施。

家に閉じこもりがちな高齢者が外出するきっかけとなるように、平成15年から地域サロン「ひなたくらぶ」を開始。週1回、参加者がサロンに集まり、絵手紙教室や健康セミナー、軽体操など様々な活動を実施。月に1回は、昼食会も実施。

平成28年からは、男性にも参加してもらいやすくするため、毎月1回、主に一人暮らしの高齢男性を対象とした夕食会「おばんですサロン」を開催。近所の方や社会福祉協議会から紹介された方などが参加し、回を重ねるごとに、参加者同士はすっかり顔なじみに。

仲間たちと食卓を囲む食事は、「楽しい」「美味しい」と、参加者たちは次回を楽しみに帰宅。



「ひなたくらぶ」の様子



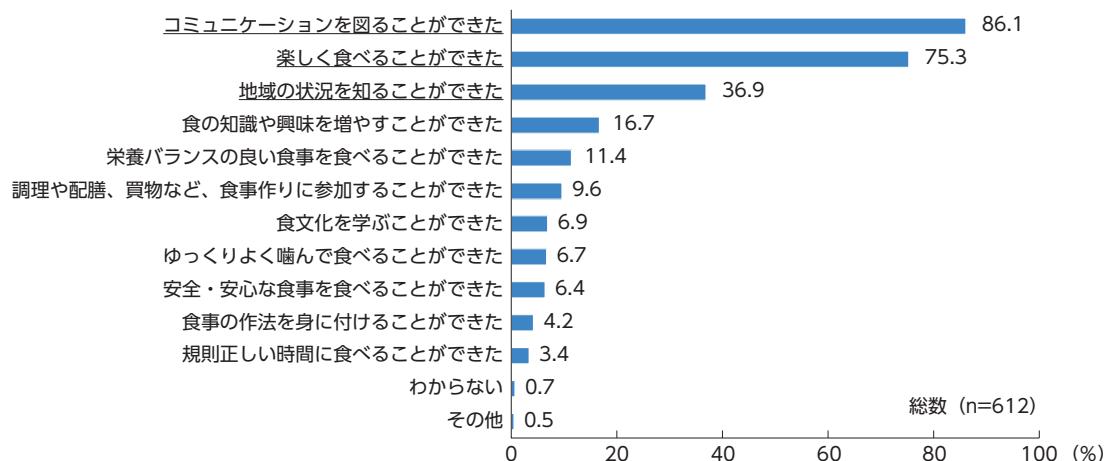
「おばんですサロン」の様子

## 4 地域等において、みんなで一緒に食べる食事の状況と取組

### (地域等で共食したいと思う人が共食する割合は、増加)

- 「地域等で共食したいと思う人が共食する割合」は、平成29（2017）年度は72.6%で、第3次基本計画作成時の64.6%から増加し、既に目標（2020年度までに70%以上）を達成。
- 地域等での食事会に参加することで、他の参加者とコミュニケーションが図れたり、楽しく食べることができたり、地域の状況を知ることができるなどの効果。
- 家族と食事を共にすることは難しいが、食を通じたコミュニケーション等を図りたい人にとって、地域や職場等の所属するコミュニティを通じて、様々な人と食事を共にする機会を持つことが重要。

#### 地域等での食事会に参加した感想



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」（平成29年11月実施）

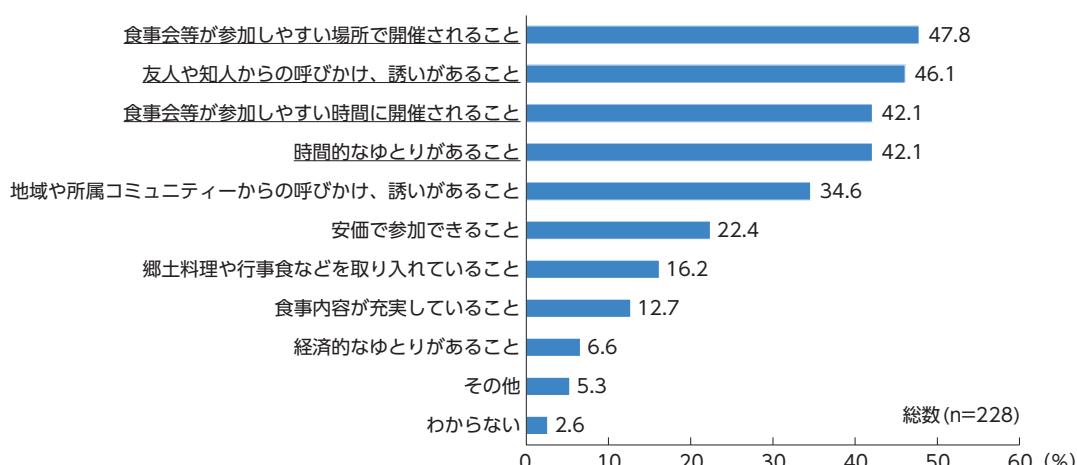
注：1) 過去1年間に、地域や所属コミュニティ（職場等を含む）での食事会等へ「参加した」と回答した人が対象

2) 複数回答

### (地域等での食事会は、参加しやすい身近な場所で)

- 地域等での食事会に参加していない人が今後参加するための条件としては、参加しやすい場所や時間で開催されることや身近な人からの声かけがあることが上位。地域等での食事会への参加を更に推進するためには、このような観点が重要。

#### 地域等での食事会に参加する条件



資料：農林水産省「食育に関する意識調査」（平成29年11月実施）

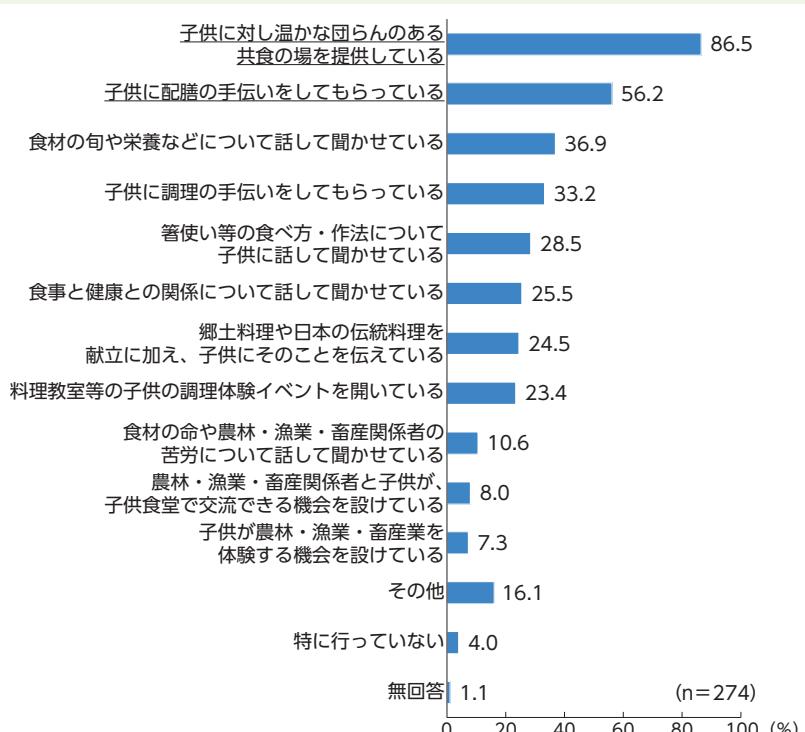
注：1) 過去1年間に、地域や所属コミュニティ（職場等を含む）での食事会等へ「参加していない」と回答した人が対象

2) 複数回答

## (子供食堂と連携した様々な食育の取組が展開)

- 近年、地域住民等による自主的な取組として無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する子供食堂等が広まっている。家庭において誰かと食事を共にすることが難しい子供たちに対し、その機会を提供している。
- 農林水産省において、子供食堂を対象としたアンケート調査を行ったところ、主な活動目的として、「高齢者や障害者を含む多様な地域の人との共食の場の提供」や「子供たちにマナーや食文化、食事や栄養の大切さを伝えること」を意識している子供食堂が、それぞれ約7割。
- 子供食堂における食育の取組としては、子供に対し温かな団らんのある食事の場を提供することや子供に配膳の手伝いをしてもらっていることが多い。
- その他にも、食材の旬や食事のマナー、健康、郷土料理等について話して聞かせたり、調理の体験や農林漁業に関する体験の機会を設けるなど、ほとんどの子供食堂で食育の取組を実施。
- 参加者は、子供だけではなく、子供に付き添う親や高齢者、それ以外の大人（18歳以上）を対象としている所も多く、幅広い世代が対象。

子供食堂において行われている食育の取組



資料：農林水産省「子供食堂と地域が連携して進める食育活動事例集」(平成30年3月)

## コラム 子供食堂と連携した地域における食育の推進活動

子供が一人でも来られる無料又は安価で食事を提供する子供食堂は、子供にとって食卓を囲み食事を共にする貴重な場であるとともに、地域コミュニティの中での子供の居場所となっている。そこで、農林水産省では、地方自治体や地域における食育関係者が、食育推進の観点から、子供食堂の活動の意義を理解し、適切な連携が図られるよう、子供食堂と連携した地域における食育の推進に関連する情報を整理し、ホームページで公表。

また、子供食堂や食育に詳しい有識者、子供食堂やそのネットワークに携わる実践者、地方公共団体の担当者の協力を得て、子供食堂と地域とが連携して食育に取り組む事例の収集や普及啓発に関する検討を実施。アンケート調査や子供食堂のヒアリングにより、子供食堂の現状・課題、地域との連携状況を取りまとめるとともに、地域が子供食堂と連携している具体的な事例を、課題や食育の取組ごとに整理した事例集を作成。

子供食堂が抱える課題の解決や食育の取組の充実に向けて、行政・団体関係者や地域の方々に活用してもらえるよう、事例集の普及啓発を図る。



子供食堂と地域が連携して進める  
食育活動事例集

～地域との連携で食育の橋が広がっています～

子供食堂と地域が連携して  
進める食育活動事例集

## 事例 生産者と連携して地産地消に取り組む子供食堂

信州こども食堂ネットワークは、NPOホットライン信州が事務局を務め、長野県全域の子供食堂をつなぐ。

各地の子供食堂に対して、フードバンクに寄付された食料品の配布等の支援を行っているほか、子供食堂を開きたい人を対象としたセミナー開催や、子供食堂の活動をまとめた「信州こども食堂ネットワーク便り」の発行など、情報発信。

子供食堂を開催するに当たり、「子供たちに栄養のある食事を提供したい」という思いから、生鮮食品へのニーズが高いため、個別生産者や地区農協（JA中野市、JAグリーンながの）から農産物の提供を受け、生鮮食品のフードバンク活動を実施。

平成29年度からは、子供食堂が地元の農産物直売所やAコープで購入した生鮮食品を中心とした食材等の費用を、JAながのと長野県みらい基金が協力し、キャッシュバックする制度を開始。

生産者や関係団体と連携することで、地場産物を多く使った食事を提供するとともに、子供たちが生産者らから食に関する話を聞く機会もある。



JA中野市が提供したきのこに子供は大喜び



生産者の話「命をいただく」を聴く

## 事例 農業と食を通じて、多様な世代や暮らしの人々の居場所を作る「畑食堂」

島根県安来市にある眞知子農園は、無農薬有機栽培にこだわった野菜や果物の栽培と、子供や若者に対する学習支援や居場所作りの取組等を実施。

開催する「畑食堂」には、小学校や養護学校の生徒、不登校の子供や引きこもりの若者、大学生、デイサービスの高齢者、地域のボランティアなど様々な方が参加。苗を植えたり、草むしりをしたり、野菜を収穫したり、収穫した大豆や落花生の選別をしたり、一人一人に役割。畠で採れた野菜を使った昼食を皆で作った後は、様々な世代が食卓を囲み、食事を共にしながら、その日の農作業や料理の話、地域の昔の話など会話も弾む。

「畑食堂」は子供たちの食育の場であるとともに、社会に出にくい子供や若者が世代を超えた人たちとコミュニケーションを図ったり、高齢者が好きな農作業をしていきいきと過ごせる心地よい居場所として、地域の支え合いの要となっている。



農作業の様子



多世代が食卓を囲む昼食

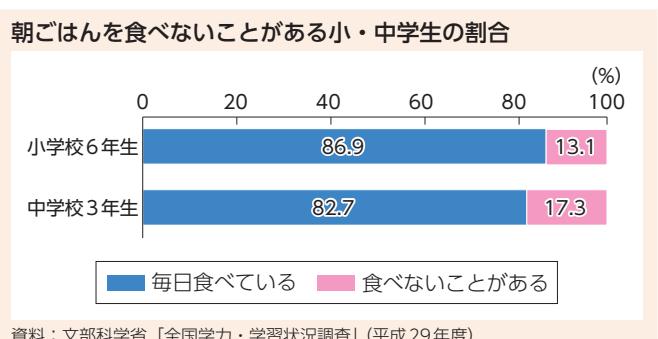
### (地域の力で、食卓を囲み食事を共にすることから始まる食育の環)

- 家族と一緒に食事をすることは重要であると認識しているものの、自分や家族の仕事の忙しさで、実践が困難な状況。また、少子高齢化や世帯構造等の変化で、「孤食」の人は、更に増加する可能性がある。
- そのような中、子供から高齢者まで幅広い世代を対象とし、地域の力で、様々な人たちが食卓を囲み食事を共にする取組が広がっている。
- これらの取組は、バランスよい食事を楽しく食べることに加えて、農業体験などにより生産から食卓までの食べ物の循環への理解を深めたり、幅広い世代の交流で、次世代へ食文化や食に関する知識・経験を伝えることにもつながっている。さらには、地域が連携するきっかけにもなっているなど食育の環が広がっている。

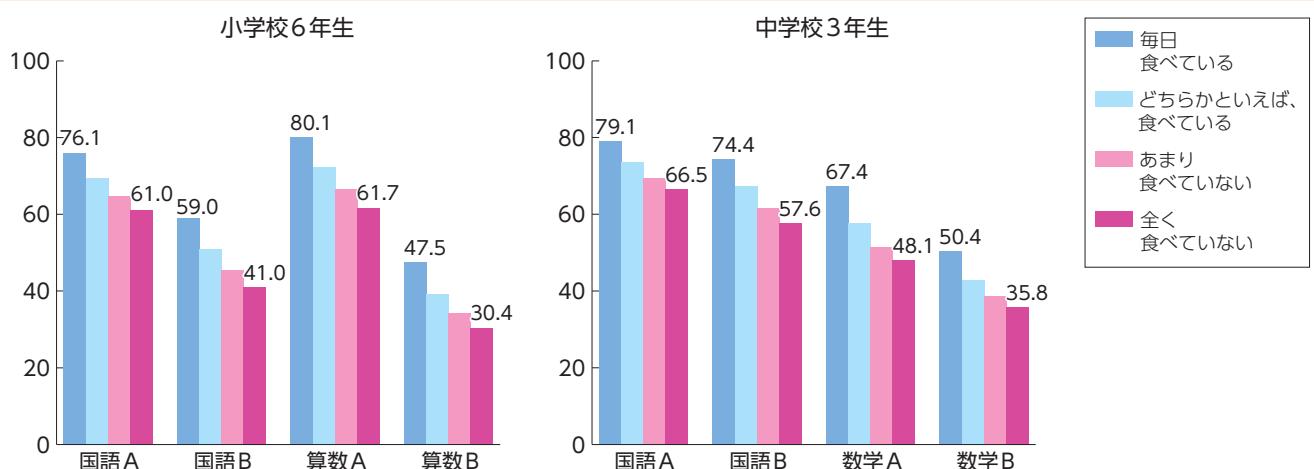
## 第2部 食育推進施策の具体的取組

### 第1章 家庭における食育の推進

- 子供の朝食摂取について、朝食を食べないことがある小・中学生の割合は、小学校6年生で13.1%、中学校3年生で17.3%。
- 毎日朝食を食べる子供ほど、学力調査の平均正答率が高い傾向。



朝食摂取と学力調査の平均正答率との関係



- 平成29年度から「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するためのフォーラム事業を全国4か所で実施。
- 中学生の基本的な生活習慣の実態把握を行い、課題を明確化し、その課題解決に向け創意工夫した取組を行う「早寝早起き朝ごはん」推進校事業を全国9か所で実施。



秋田県フォーラムチラシ

平成29(2017)年度「早寝早起き朝ごはん」推進校事業実施校

| No. | 都道府県 | 委託団体       | 事業の題名                     |
|-----|------|------------|---------------------------|
| 1   | 千葉県  | 富津市立佐貫中学校  | 朝食でつくる！元気UP習慣             |
| 2   | 千葉県  | 銚子市立第三中学校  | 早寝早起き朝ごはん推進校事業            |
| 3   | 滋賀県  | 湖南市        | 「早寝」から見直そう基本的生活習慣         |
| 4   | 大阪府  | 大阪府教育委員会   | 早寝早起き朝ごはん推進校事業            |
| 5   | 大阪府  | 堺市教育委員会    | 睡眠教育を軸とした「家での7つのやくそく」推進事業 |
| 6   | 和歌山県 | かつらぎ町      | 妙寺中学校 家庭での学びのすすめ推進計画      |
| 7   | 和歌山県 | 和歌山県立桐蔭中学校 | 『チーム桐蔭』で、より良い生き方を切り拓く     |
| 8   | 和歌山県 | 湯浅町        | 早寝早起き朝ごはん推進校事業            |
| 9   | 長崎県  | 平戸市立中部中学校  | 早寝早起き朝ごはん推進校事業            |

- 「早寝早起き朝ごはん」全国協議会では、幼児期から「早寝早起き朝ごはん」を始めとした規則正しい生活習慣について楽しみながら理解し、実践してもらうことを目的に、絵本「にこにこげんきのおまじない」を作成し、全国の図書館等に配布。
- 妊産婦に対しては、「妊産婦のための食事バランスガイド」や「妊産婦のための食生活指針」を健康診査や各種教室等において活用。乳幼児に対しては、発達段階に応じた栄養指導を充実。
- 母子保健における国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」を推進し、学校など関係機関のほか、食品産業や子育て支援に関連する民間企業等とも新たに連携、協働し、幅広い対象者に向けた普及啓発を実施。
- 平成29年11月の「子供・若者育成支援強調月間」では、食育の推進、生活時間の改善等により、子供の生活習慣の見直しに取り組むこと等を実施要綱中に規定。
- 平成29年6月6日に「女性活躍加速のための重点方針 2017」が決定され、男性の家事・育児等への参画について国民全体の気運醸成を図るとされたことを踏まえ、内閣府は、平成29年度から、子育て世代の男性の家事・育児等の中で、料理への参画促進を目的とした「“おとう飯”始めよう」キャンペーンを実施。



絵本「にこにこげんきのおまじない」  
©やなせスタジオ

### 事例 お父さんとお子さんで作る父の日特製ピザ

神奈川県平塚市は、「父の日」だからこそ、お子さんと一緒にいる時間を大切にし、楽しい思い出を作るためのクッキング講座「お父さんとお子さんで作る父の日特製ピザ」を平成26年度から開催。

初年度は、地場産野菜で簡単に作ることができるカレーライスにサラダやデザートから始まり、回を重ねるごとに、市の関係課の連携が深まり、企画が充実。応募者も増加し、平成29年度の応募数は申込み可能数の5倍以上に。

このイベントでは、試食の時間に小学生に向けた食育講話を実施し、小学生が別室で「父の日」のメッセージカードを作成している最中には、お父さんに向けた「栄養バランスに配慮した食生活」などの食育講話も実施。

普段はお互いに料理をする姿を見る機会が少ないお父さんとお子さんが、一緒に料理をすることでコミュニケーションが生まれ、日頃食事を作ってくれることが多いお母さんへの感謝も生まれている。



クッキングの様子



完成したピザとサラダ

## 第2章 学校、保育所等における食育の推進

○ 学校における食育は、栄養教諭を中心に、全教職員が共通理解の下に連携・協力しつつ指導を展開することが重要であり、栄養教諭の更なる配置の促進を図ることが必要。公立小・中学校等の栄養教諭配置数は、全都道府県で6,092人を配置（平成29年5月1日現在）。

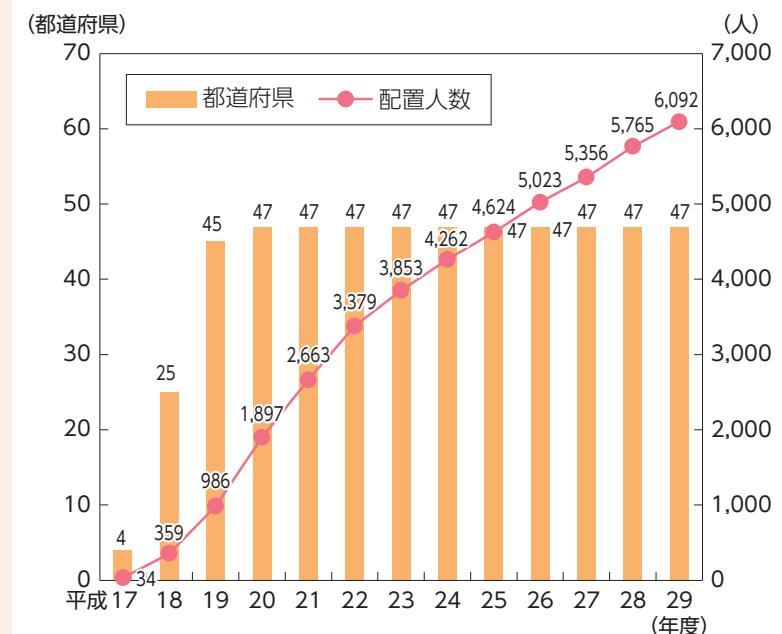
○ 高等学校及び特別支援学校（高等部）の学習指導要領を平成30年に改訂。平成29年に改訂された小・中学校、特別支援学校（小・中学部）と同様に、引き続き学校の教育活動全体を通じて食育を推進することを明記。

○ 栄養教諭と養護教諭等が連携した家庭へのアプローチなど、学校を核として家庭を巻き込んだ取組により、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す「つながる食育推進事業」を実施。平成29年度は、全国で15事業（モデル校17校）で取組を実施。

○ 平成28年度の国産食材の使用割合は、全国平均で75.2%（食材数ベース）。地場産物の使用割合は、全国平均で25.8%（食材数ベース）。

○ 学校給食は、全小学校数の99.2%、全中学校数の89.0%で実施（平成28年5月現在）。第3次基本計画の目標である「中学校（公立）における学校給食実施率（2020年度までに90%以上）」は、平成28（2016）年度は90.2%で、目標達成。

公立学校栄養教諭の配置状況



資料：平成27年度まで、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 調べ（各年度4月1日現在）、平成28年度以降、文部科学省「学校基本調査」（各年度5月1日現在）

### 事例 つながる食育推進事業を活用した取組

徳島県の三好市立辻小学校は、文部科学省の平成29年度「つながる食育推進事業」モデル校として、学校・家庭・地域が双方向でつながり、三者協働で子供の生きる力を育む食育を実践。

子供に対しては、学校給食をモデルとして、栄養バランスを考えて料理を選択する必要性について、担任、栄養教諭、養護教諭が連携して授業を実施。保護者に対しても、保護者が参画して作成した食育通信を各家庭に配付するほか、郷土料理の調理などの様々な親子体験学習プログラムを実施。親子調理実習や食育教材の製作等に際しては、学校支援ボランティアの支援を得るなど地域とも連携。

これらの取組により、子供の家庭における栄養バランスを考えた食事摂取や食事マナーの向上等、行動面での変容がみられた。



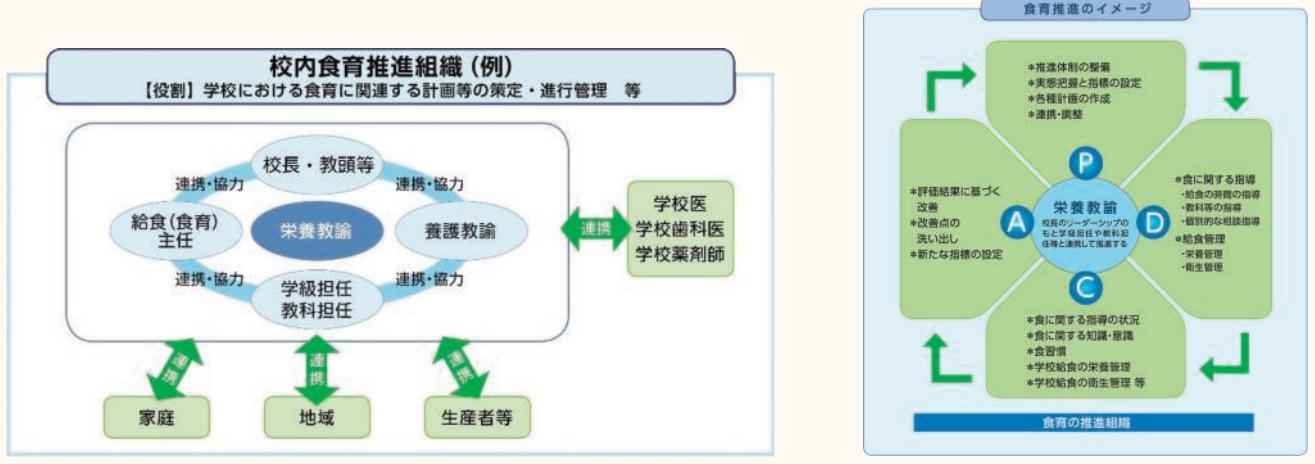
親子調理「すだちゼリー」の様子

## コラム 栄養教諭を中心としたこれからの学校の食育

文部科学省は、平成29年3月に資料「栄養教諭を中心としたこれからの学校の食育」を作成。

栄養教諭は、児童生徒等の「栄養の指導及び管理をつかさどる」教員として、その専門性を生かし、食に関する指導の全体計画作成や実践等での中心的な役割や、学校給食の栄養管理や衛生管理等を担うとともに、学校内における教職員間及び家庭や地域との連携・調整において要としての役割を果たす。

本資料では、各学校において栄養教諭を中心として食育を推進する際の一連の取組をPDCAサイクルに基づき明確化。文部科学省は、平成29年度に全国の教育委員会や小中学校等に本資料を配布するとともに、その考え方や活用方法などについて周知。



- 保育所を始めとする児童福祉施設の給食関係者を対象とし、子供の「食」を通じた健康づくりの一層の推進を図るため、毎年「ブロック別児童福祉施設給食関係者研修会」を全国4ブロックで開催。平成29年度は、平成29年3月に告示された新たな保育所保育指針について講演。
- 「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」も、平成29年に改訂が行われ、食育の観点からの充実が図られた。

## 事例 地域で取り組む「いきなり団子」プロジェクトの取組

熊本県幼保連携型認定こども園山東こども園では、給食室とランチルームを中央部に配置し、料理する音や匂いを感じながら生活。ランチルームではバイキング方式で食事を提供し、自分で食べる量を決定して自分で給仕。食卓を選んだり、色や形、味を選ぶセレクトメニューを取り入れたりして園児自身が決定。

熊本の郷土料理のいきなり団子（だご）作りでは、材料である小麦、さつまいも、小豆を園の農園で栽培し収穫。サトウキビを植えて、搾って煮詰めて黒砂糖を作ったり、塩を作るために海に出かけて塩水を大釜で煮詰めて持ち帰り、保育室で自然に結晶化。小豆で餡を練りいきなり団子を完成させ、保護者を招待するお茶会でのお菓子として提供。



バイキングの様子



海で塩を焼く様子

## 第3章 地域における食育の推進

- 「食事バランスガイド」は、食事の望ましい組合せやおおよその量をイラストで分かりやすく示したもの。「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるものとして平成17年に厚生労働省及び農林水産省が策定。健康づくりに関する事業や地域における食育に関するイベント等で普及・活用。
- 「健康日本21（第二次）」では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現を目指し、53項目の具体的な目標を設定。目標達成に向け、主要な項目については継続的に数値の推移等の調査や分析を実施。
- 若い世代は、食に関する知識や意識、実践状況等の面で他の世代より課題が多く、若い世代への食育を推進することが必要。

### コラム 若い世代の食育推進のために必要な支援等に関する意見交換

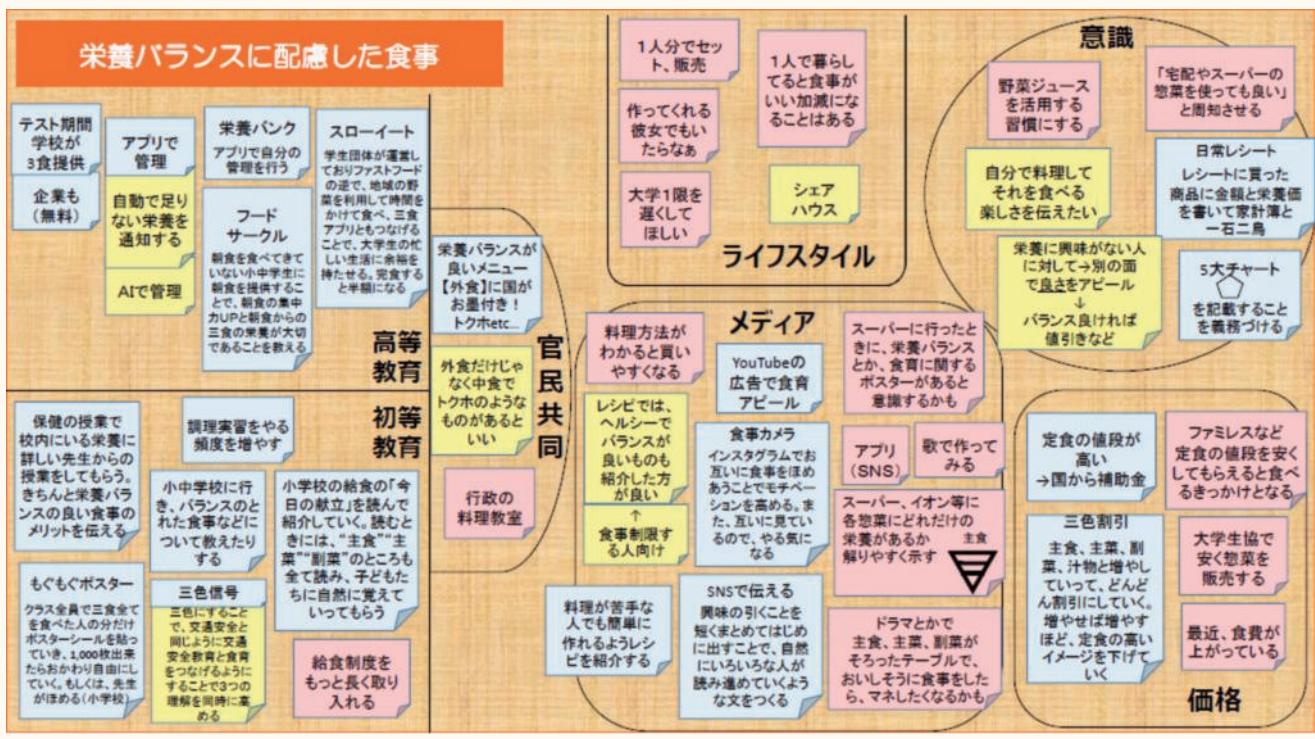
農林水産省は、内閣府の「青少年意見募集事業」を活用し、中学生から29歳までの子供や若者を対象に、「若い世代の食育」をテーマとした意見募集と意見交換（ユース・ラウンド・テーブル）を実施。

ユース・ラウンド・テーブルでは、「朝食摂取」、「栄養バランスに配慮した食事」、「食文化の継承」のグループに分かれ、それぞれを実践するために必要だと思う支援について、活発な意見交換が行われた。

参加者からは、この意見交換をきっかけに、食育への関心が高まったという声も多く寄せられた。



ユース・ラウンド・テーブルの様子



「栄養バランスに配慮した食事」のグループで出た意見

- 厚生労働省では、食生活や健康づくりに関する専門的な知識を有し、食育を推進する上で重要な役割を担う者として管理栄養士・栄養士の養成を行い、関係団体との連携等により、人材育成や食育推進の取組を実施。
- 内閣府を中心とした官公民の連携協働プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」では、子供食堂を含め貧困の連鎖の解消につながる活動を行うNPO等に対し、子供の未来応援基金を通じた支援や、支援を希望する企業等とのマッチングを推進。
- 農林水産省では、子供食堂と連携した地域における食育が推進されるよう、ホームページにおいて関連情報を整理するとともに、支援者・地域関係者に向けた事例集を作成。
- 高齢者については、健康寿命の延伸に向け、個々の高齢者の特性に応じて生活の質（QOL）の向上が図られるように食育を推進する必要。
- 「8020（ハチマル・ニイマル）運動」は、80歳になっても自分自身の歯を20本以上保つことを目標として実施。厚生労働省では、「8020運動・口腔保健推進事業」を通じて都道府県の取組を支援。

## コラム 高齢者の健康づくりを支えるための配食ガイドライン

高齢化が急速に進展する中、自宅等に住む高齢者の食生活を支える手段の一つとして、配食事業の果たす役割は非常に大きいことから、厚生労働省は平成28年度に「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理の在り方検討会」を開催し、平成29年3月に検討会報告書及び配食事業者向けガイドラインを公表。

### 〈整理された主な事項〉

#### ①配食事業における商品管理の在り方

- ・献立作成に係るものとして、対応体制、基本手順、栄養価のばらつきの管理等について整理。
- ・在宅療養者向けの食種として、エネルギー量、たんぱく質量、食塩相当量等を1つ以上調整した栄養素等調整食や、硬さ、付着性、凝集性等に配慮した物性等調整食への対応の在り方を整理。

#### ②配食利用者の身体状況等の把握に関する在り方

- ・適切な食種の選択の支援を行う観点から、配食事業者は配食注文時のアセスメント、配食継続時のフォローアップを行うこととし、そのための対応体制、確認項目、留意事項等を整理。
- ・配食利用者が自身の身体状況等を把握するため、基本となる確認項目等を整理。

地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の本格的な普及はこれからとなるが、平成30年1月に、本ガイドラインを踏まえた配食サービスの普及と利活用の推進に向けて、配食事業者と配食利用者それぞれに向けた普及啓発用パンフレットを作成し、ホームページで公表。



配食事業者向けパンフレット



配食利用者向けパンフレット

- 農林水産省では、「日本型食生活」の実践等を促進するため、地域の実情に応じた食育活動を支援。
- 食品関連事業者等は、CSR（企業の社会的責任）活動の一環としてなど、食育に取り組む。工場・店舗の見学、製造・調理体験、農林漁業体験、料理教室の開催のほか、店舗での食育体験教室の開催、出前授業、食生活に関する情報提供など、幅広く実施。

## 事例 「日本型食生活」の実践の推進に関する取組

富山県では、富山米と新鮮な魚介、野菜、肉などをバランスよく食べる「富山型食生活」を普及啓発するとともに、旬の地場産食材の活用や優れた食文化・郷土料理の継承につなげる活動を展開してきたが、他の世代と比べ、20～30歳代には依然として課題が残る。

そのため、若い世代や子育て世代を対象に、各市町村で「とろろ昆布ごはん」や「いとこ煮」などの富山に古くから伝わる郷土料理、「鶏肉のコーラ煮」や「ケーキサレ」など若者向けの料理などの調理講習会を開催。また、若者向け食育実践ガイドを活用した食育講座を開催。

地場産食材を使用した手軽で栄養バランスのとれた若者向けヘルシー丼レシピを一般から募集し、優秀作品によるレシピ集を作成してイベントや研修会などで配布。また、「若者による食育実践活動の取組事例」を作成し、食育推進団体等へ配布。



調理講習会の様子



ヘルシー丼レシピ集

- 平成28年の野菜摂取量は276.5g、果実摂取量は102.2gで、前年と比べ減少。

○ 厚生労働省では、「健康日本21（第二次）」において、健康寿命の延伸に向け、企業・団体・自治体と協力・連携した取組として「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。毎年9月に展開している食生活改善普及運動では、「食事をおいしく、バランスよく」を基本テーマに、野菜摂取量を350g以上にすることを目標とした「毎日プラス1皿の野菜」、「おいしく減塩1日マイナス2g」に加え、「毎日のくらしにwith ミルク」にも焦点を当て、自治体や企業とともに全国的な運動を実施。

- 農林水産省では、生産者団体と協力し「毎日くだもの200グラム運動」による家庭や学校給食等における果物の摂取を促進。果物の健康への有益性や機能性の周知、社会人（企業）を対象とした普及啓発（「デスクdeみかん」等）、小学生を対象とした出前授業に取り組み、果物の摂取が生涯にわたる食習慣となるよう、その定着を推進。



プラス1皿マーク



マイナス2gマーク



withミルクマーク



「毎日くだもの200グラム運動」ロゴマーク

## 事例 企業と協働した食生活改善普及運動の取組

北海道函館市は、平成29年度食生活改善普及運動の取組として、「毎日プラス1皿の野菜」キャンペーンを実施。70g以上の野菜が使われている飲食店のメニューを登録してもらい、市のホームページで、メニューや店舗を紹介。コンビニやスーパー等では、市の食育推進キャラクターをデザインした野菜普及啓発のポップを貼付してもらい、“もっと野菜を食べよう”を推進。

平成29年9月30日、10月1日には、市内の書店で健康づくりイベントを開催。楽しみながら健康について関心を持てるように、健康に関するクイズラリーや各種測定等を実施。食育ブースでは、北海道栄養士会函館支部や函館市食生活改善協議会が、地場産の昆布だしのとり方のデモンストレーションと試飲を実施し、減塩について普及啓発。また、1日の野菜摂取の目標量である350gの計量体験も実施。

今後も食育推進協議会等関係団体と連携を図りながら食育を推進していく。



だしのデモンストレーションの様子

## 事例 アイディアあふれる活動による健康増進や食文化の継承につながる食育の推進

(平成29年度食育活動表彰 農林水産大臣賞受賞)

富山県高岡市で食生活改善推進員として活動している横川照子さんは、32年もの間、アイディアあふれる数々の取組によって食育を推進。

食育寸劇劇団「チャンチキー座」では、生活習慣の改善やがん予防をテーマに出張公演。平成24年の「内食グランプリ」、平成27年の「男性食生活改善推進員による家庭自慢料理コンテスト」など市民参加型の活動を展開。平成27年には高岡市と射水市を結ぶ路面電車「万葉線」の車内で若者食育実践セミナーを開き、郷土食弁当の提供と食育講座を実施。

さらに、毎年実施している食生活アンケートの結果をもとに、スーパー・マーケットや学校・企業において、幅広い世代に「減塩」や「野菜1日350g摂取」など食に関する情報を発信。



電車内での食育活動の様子

## 事例 地域の子どもたちの心に届く食育プログラム「食育戦隊ゴハンジャー」の取組

(平成29年度食育活動表彰 農林水産大臣賞受賞)

山口県立大学では、平成18年度から、学校やスーパー・マーケット等、子供たちの生活の場において食育活動を実施。

三色食品群をイメージした自作のキャラクター「食育戦隊ゴハンジャー」や五感を用いて実際に体験できるよう工夫したオリジナル教材は、子供たちの興味を引いている。

スーパー・マーケットでは、子供たちに対し、買い物や調理体験に加え、食材の袋詰めやレジ打ち等、食べ物が消費者の手に渡るまでの工程を体験できるプログラムを実施。保護者へのアンケート結果や子供たちの発言記録等を分析、共有し、次のプログラムや継続的な食育につながるよう工夫。

活動で使用する教材は、参加者の年齢や活動目的に応じたものを作成。絵本やワークブックはプログラム参加者以外にも理解できる内容とし、無償配布。



食育戦隊ゴハンジャー

## 第4章 食育推進運動の展開

- 食育推進基本計画において、毎年6月を「食育月間」と規定。全国規模の中核的行事として、平成29年6月30日・7月1日に岡山県岡山市において「第12回食育推進全国大会inおかやま」を開催。平成30年度の第13回大会は、6月23日・24日に大分県で開催予定。
- 農林水産省では、広く国民の理解を深めるため、食育基本法や第3次食育推進基本計画等の食育に関する基本情報を始め、都道府県・市町村の食育推進計画の作成状況など、食育推進の施策に関する総合的な情報を提供。
- 食育の取組が全国で展開していくことを目的として、「食育活動表彰」を新たに実施。その他にも各種の表彰を実施。

食育推進の取組等に対する表彰の実施状況

| 実施省       | 食育に関する表彰制度               | 概要  |
|-----------|--------------------------|---|
| 農林<br>水産省 | 食育活動表彰                   | ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を表彰   |
|           | 地産地消等<br>優良活動表彰          | 地場産物の利用促進や国産農林水産物・食品の消費拡大、生産・加工技術の伝承・普及、消費者との交流促進等を持続的に行い地域へ寄与している者を表彰  |
|           | 地産地消給食等<br>メニュー<br>コンテスト | 学校給食・社員食堂、外食・弁当等において地場産物を活用したメニューの内容の工夫、生産者との交流、年間を通じた地場産農林水産物の活用の継続等を行っている者を表彰   |
| 文部<br>科学省 | 学校給食表彰                   | 学校給食の普及と充実に優秀な成果を挙げた学校、共同調理場、学校給食関係者、学校給食関係団体を表彰  |
|           | 栄養関係功労者<br>厚生労働大臣表彰      | 栄養改善と食生活改善事業の普及向上等に功労のあった個人、地区組織等を表彰  |
| 厚生<br>労働省 | 健康寿命を<br>のばそう！<br>アワード   | 従業員や職員、住民に対して、生活習慣病予防の啓発、健康増進のための優れた取組等をしている企業、団体、地方公共団体を表彰（生活習慣病予防分野）<br>食育を含む母子の健康増進を目的とする優れた取組を行う企業・団体・地方公共団体を表彰（母子保健分野） |

### コラム 「第12回食育推進全国大会inおかやま」を通じた食育の普及啓発

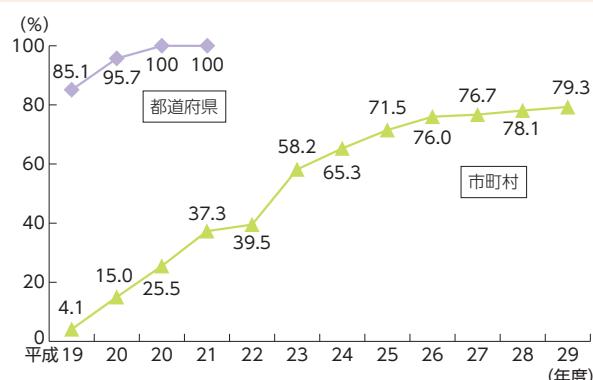
「第12回食育推進全国大会inおかやま」の大会テーマは、「食育は人づくり！みんなでええ『食』を次世代へ～桃太郎のまち岡山から未来へつなげる食と健康～」。17の講演会・シンポジウム、映画上映のほか、10のキッチンステージ、小学校での食育公開授業、屋外飲食コーナーを含む166団体149ブースの出展。来場者が楽しみながら食育を理解し実践する契機となるよう、様々なイベントが開催されるとともに、講演会やワークショップ、ブースによる多彩な展示等が行われ、2日間で約2万1千人が来場。



第12回食育推進全国大会  
inおかやまポスター

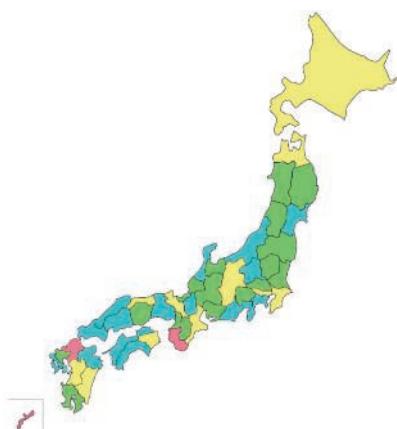
- 都道府県の食育推進計画の作成は、すでに平成20年度に目標値である100%を達成。
- 市町村の食育推進計画の作成は、基本法において努力義務となっているが、普及啓発等により、着実に増加。基本計画の目標が100%であるのに対し、8割に近づいた。
- 未作成市町村に対する作成支援を、引き続き、都道府県にお願いしているところ。国からは、都道府県に対し、市町村の作成率向上に必要な情報提供や研修会等への講師派遣などの支援を実施。

### 食育推進計画の作成状況



資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課（平成27年度までは内閣府）調べ  
注：平成20年度は平成20年6月現在及び平成21年3月現在の作成割合

### 都道府県管内市町村の作成率に該当する都道府県数



|           | 作成率       | 該当都道府県数 |
|-----------|-----------|---------|
| 100%      | 100%      | 16      |
| 75～100%未満 | 75～100%未満 | 17      |
| 50～75%未満  | 50～75%未満  | 11      |
| 50%未満     | 50%未満     | 3       |
| 作成済みの市町村数 |           | 1,380   |

資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ（平成30年3月末現在）  
注：作成率とは、都道府県内の全市町村数に対する計画作成済市町村の割合

### コラム 車座ふるさとトークを通じた食育実践者との意見交換 ～地域の連携を通じた食育の推進～

農林水産省は、平成29年12月に沖縄県糸満市において、「地域の連携を通じた食育の推進」をテーマとした「車座ふるさとトーク」を開催。政府から磯崎農林水産副大臣、宮腰内閣総理大臣補佐官が参加し、沖縄県内からは、大学や保育園等で食育に携わる教育関係者、大学で食生活や健康について学び地域で食育活動をする学生、農業体験等を提供する生産関係者、関係者の連携を推進し幅広い食育に取り組む報道機関や管理栄養士等の事業関係者が参加。



磯崎農林水産副大臣・宮腰内閣総理大臣補佐官と参加者

それぞれの参加者から、日頃行っている食育活動や課題等について、活発な発言があり、様々な意見交換。

#### 参加者の発言（一部抜粋）

- ・食への意識が低い家庭や働き世代への食育をどうするかが課題。
- ・働き世代の食育をどうするかが課題。平日に企業で食育についての時間を取りるようにしたい。
- ・大人の「食」への意識が低い。大人の意識を変えるのは困難なため、幼児のうちから意識付けすることが大切。
- ・小さい頃からの食育が大事。家庭環境が食育に大きく影響すると感じている。
- ・包丁を使い慣れていない親も多く、そうした家庭では、総菜や外食に頼ることが多くなり、食費の関係でジャンクフード等栄養が足りない食事が増える。親に対する調理教室の実施が必要。
- ・沖縄県には栄養教諭を導入していない学校が多い。栄養教諭を増やして、学校での食育を進め、その子供たちが大人になったときに長寿県となるようにしたい。
- ・方法は違っても、皆同じ課題のもと同じ目的を持って食育活動をしているので、これらの取組をつなぐことで大きな取組になる。

## 第5章 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

- 教育ファーム等農林漁業体験活動への支援（農林水産省）：補助事業のほか、どこでどのような体験ができるかについて情報を一元化した教育ファーム・データベースの提供等を実施。
- グリーン・ツーリズムを通じた都市住民と農林漁業者との交流促進（農林水産省）：農山漁村において行う体験プログラム作りや、受入体制構築、地域間交流拠点の整備等に対して支援。
- 「子ども農山漁村交流プロジェクト」（総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省）：子供の農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を推進。
- 「農泊」の推進（農林水産省）：ビジネスとして実施できる体制の整備、取組地域への人材派遣、地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ、古民家等を活用した滞在施設等の整備、優良地域の国内外へのプロモーション等を支援するための枠組みを構築。

### 事例 農業高校の生徒が、地域の子供たちに農業体験を提供

北海道中標津町計根別地区の中標津農業高等学校では、平成18年から、校内の農場に地元の幼稚園児・小学生・中学生を迎え、高校生が先生役となり農業体験等を提供する「計根別食育学校」を開催。

子供の発達段階に応じて高校生が体験内容を企画し、野菜の栽培・収穫、牛の搾乳、ソーセージの製造などの多彩な体験を提供。例えば、幼稚園児には、たくさん土に触れて楽しむことができるジャガイモの植付け・収穫の体験を提供し、小学生には、野菜の成長を算数で学んだ折れ線グラフで記録するなど、授業内容と関連付けた体験を提供。さらに、中学生には、ソーセージ製造の一連の作業を通じ、「命をいただく」ことの重さを感じられるような内容。

教える側の高校生にとっても、子供たちに作物の栽培、食育の意義などを教えることで、自らも食と命の大切さを学び、農業や食育への理解を深める機会に。開校から10年を超え、「計根別食育学校」に参加していた子供たちが成長して、中標津農業高等学校に入學し、次は先生役として、地域の子供たちに農業体験を提供するという良い循環も。



ジャガイモの収穫体験（幼稚園児）



肉の加工体験（中学生）

### ○ 地産地消の促進（農林水産省）

- (1) ホームページによる情報提供、メールマガジンの配信
- (2) 地場産物の利用促進などをテーマとしたフォーラムの開催
- (3) 農産物加工施設及び直売施設の整備に対する支援
- (4) 「地産地消等優良活動表彰」、「地産地消給食等メニューコンテスト」等の実施
- (5) 地産地消コーディネーターの育成や派遣

- 国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(2015年)において、小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減等の目標を設定。
- 関係省庁が連携して、食品ロスの一つの要因となっている製・配・販にまたがる商慣習の見直しについて、納品期限を緩和する取扱品目や取組企業の拡大のための実証実験や、賞味期限の年月表示化等の取組を推進。
- 食品関連事業者等が安心してフードバンク活動を行う団体に食品の提供を行える環境を整えるために、フードバンク衛生管理講習会やフードバンク活用促進セミナーを開催。
- 食品ロスを削減することを目的とした、自治体間のネットワーク「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」が平成28年10月に設立され、平成29年10月に「第1回食品ロス削減全国大会」(長野県松本市)を開催。

### 事例 食品ロス削減の必要性を全国に発信 (第1回食品ロス削減全国大会)

事業者や消費者を含めた食品ロス削減に関わる様々な関係者が一堂に会し、新たな連携を築き、フードチェーン全体で削減していくことの必要性を日本全国に発信することを目的に開催(松本市・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会主催、消費者庁・農林水産省・環境省共催)。

消費者、関連事業者、自治体などによるパネルディスカッション等を行ったほか、会場が一体となり、全国に向けて「食品ロスを減らそう!」と力強く宣言。



第1回「食品ロス削減全国大会」  
の様子  
(長野県松本市)

### コラム 映画「0円キッチン」とのタイアップによる食品ロス削減のための親しみやすい情報発信

農林水産省では、平成29年7月から映画「0円キッチン」とのタイアップにより、「食べものに、もったいないを、もういちど。」をキャッチフレーズに、食べ物を大切にすることの大切さについて情報発信。

食料危機に关心を持つ主人公が、食品廃棄削減のヒントを得るために、自身で製作した食品廃油で稼働する自動車で、欧州を旅する姿を描写。旅先で、事業者や消費者から廃棄予定のまだ食べられる食品を回収・調理し、廃棄される食品から作られるとは感じさせないような料理を振る舞うことで、食品廃棄を真摯に受け止め、「もったいない」意識を醸成するような内容。

今回のタイアップのように、多くの国民に親しみやすく共感しやすい媒体を通じた食品ロス削減のための情報発信が重要。



## 第6章 食文化の継承のための活動

- 食文化を大切にし、次の世代への継承を図るには、地域の食生活改善推進員など国民の生活に密着した活動を行っている食育ボランティアや、高度な調理技術を備えた専門調理師等の役割が重要。
- 地域の食文化を継承していくためには、伝統的な郷土料理や食文化を支えてきた地域の食材等の特徴を理解し、伝えていくことが大切。農林水産省では、地域において市町村や民間団体、JA、生協等が、子供達や子育て世代を始めとする消費者を対象に実施する地域の食文化や地場産物等への関心を高める取組を推進。
- 農林水産省では、平成29年度に小学生を対象として、和食に関するお絵かきや和食文化の知識と技を競うイベント「第2回全国和食王選手権」を開催。
- また、農林水産省では、行政栄養士向けに和食文化をテーマとした食育活動を実施するための研修会や、妊婦や子育て中の母親・父親を対象として、普段の子育ての中に和食文化を取り入れるための食育講座を実施するとともに、スマートフォン向けの情報発信を実施。

### 事例 だしで味わう和食の日

和食文化国民会議（略称：和食会議）は、平成27年から、全国の小・中学校、保育所等を対象として、和食給食を推進する「だしで味わう和食の日」という企画を実施。11月24日の「和食の日」を中心に、給食に和食を提供することで日本の食文化である「和食」とは何かを考えるきっかけに。

平成29年度は、全国で約6,500校、児童・生徒等約157万3,000人が参加。参加校では、旬の多彩な食材を使用したみそ汁や、地域の食材を取り入れたけんちん汁、郷土料理ののっpei汁など、「だし」のうま味が感じられる給食を提供。和食をテーマにした食育授業も実施し、だしについての話をするほか、触る、味わうなどの体験を実施。



食育授業の様子

### 事例 子育て世代や若い世代に向けた豆味噌料理の継承の取組

愛知県岡崎市は、家庭にある野菜を味噌で煮た「煮味噌」等が古くから家庭料理として継承されてきたが、近年、豆味噌や煮味噌などの岡崎の食文化を知らない市民が増加傾向。

平成29年度に、農林水産省の「地域の魅力再発見食育推進事業」を活用し、「豆味噌作り・煮味噌調理」の講習会を開催。

今後も、煮味噌にとどまらず、地元の食文化等の調査を行い、情報提供や講習会において、地域や家庭で継承できる取組を展開。



豆味噌作り

## コラム

## 明治期における食育及び食生活の転換



## 食育の大切さを指摘

明治31（1898）年に発行された石塚左玄著「食物養生法」では、食が人に及ぼす影響を強調。さらに、体育、智育、才育の基本となるものとして「食育」の重要性に言及。明治36（1903）年に「食道楽」を著した村井弦齋は、「小児には德育よりも智育よりも体育よりも食育が先き」と食育の大切さを指摘。

## 栄養の重要性を発見

高木兼寛は、明治13（1880）年に東京海軍病院院長に任命されると、脚気の予防と治療の研究を開始。脚気の原因は、今ではビタミンB<sub>1</sub>の欠乏であると明らかになっているが、当時は、細菌による伝染病説が支配的。高木は、脚気の原因は栄養欠陥であると考え、明治18（1885）年に海軍の主食に麦混合食を採用し、海軍の脚気患者を一掃。一方、伝染病説を支持していた陸軍軍医の森林太郎（鷗外）は、高木の説を受け入れず。日清戦争と日露戦争において、海軍では脚気による死者がほとんど発生しなかったのに対し、陸軍では多くの死者が発生。

## 肉類の普及

牛肉食は文明開化の象徴と信じられ、牛肉屋、牛料理屋の数が増加。明治4（1871）年の仮名垣魯文の小説「牛店雜談安愚樂鍋」、明治30（1897）年の「東京新繁昌記」等から、明治期の肉食の流行がみえる。福沢諭吉は、明治3（1870）年の「肉食之説」において、牛肉や牛乳が身体の養生に有効だと説き、肉食を啓蒙。さらに、明治15（1882）年には、「肉食せざるべからず」において、欧米人の精神と体力が日本人に比して勝っていることを挙げ、その違いは食べ物の違いにあるとしたし、肉食の利を力説。

当初の一般的な牛肉の食べ方は、牛肉を醤油や味噌で日本風に味付けし、箸で食べる「牛鍋」。牛鍋屋は比較的安価で、民衆でも気軽に利用することができたという。

## 西洋料理の広がり

西洋料理店が開業したほか、西洋料理は料理書によっても紹介。明治5（1872）年に仮名垣魯文「西洋料理指南」、敬学堂主人「西洋料理通」などの西洋料理書が刊行され、西洋料理に関する知識が徐々に広まる。

1880年代後半になると、「洋食屋」という民衆を対象にする西洋料理店が開業し始め、明治30～40年代には、東京の「洋食屋」は1,500～1,600軒に。「洋食屋」では、米飯と共にエビフライ、コロッケ等が提供されたほか、カレーライス等を提供。明治39（1906）年の東京府下326軒の主な飲食店の内訳は、和様料理207軒、西洋料理36軒、牛鳥屋81軒、支那料理屋2軒。

## 学校給食のはじまり

明治22（1889）年に、山形県鶴岡町の私立忠愛小学校で貧困児童を対象に無料で学校給食を実施。明治40（1907）年には、広島県大草村義務奨励会による給食、秋田県高梨尋常高等小学校での貧困児童のための給食等が実施。明治44（1911）年には岩手県、静岡県、岡山県下の一部で給食が実施され、学校給食の取組は徐々に拡大。



石塚左玄著  
「食物養生法」内表紙  
資料：国立国会図書館所蔵



高木兼寛  
資料：東京慈恵会  
医科大学所蔵



牛鍋屋の様子 (牛店雜談安愚樂鍋)  
資料：国立国会図書館ウェブサイト



明治22年の代表的な給食献立：  
おにぎり、塩鮭、菜の漬物  
資料：独立行政法人  
日本スポーツ振興センター

## 第7章 食品の安全性・栄養等に関する情報提供の推進

- 食品の安全性等に関する情報提供や消費者を始めとする関係者間での意見交換のため、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省等が連携して、意見交換会を開催。平成29年度は、「食品の安全を守る取組」、「食品中の放射性物質」、「健康食品」をテーマとした意見交換会を全国各地で開催。
  - 消費者庁は、消費者が正確な理解に基づき行動できるよう、情報提供や意見交換を実施。
  - 原発事故による被災地の食品に対する風評払拭については、政府一体となって取組を実施。平成29年12月に策定された「風評払拭・リスクコミュニケーション戦略」に基づき、福島県産品の魅力やその安全性などの情報発信を一層強化。

## コラム 子供と保護者への食品安全に関する情報提供の取組について

消費者庁では、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省と共に、夏休みの期間に「夏休み2017宿題・自由研究大作戦！」（東京3日間、仙台2日間）及び「おおさか食育フェスタ2017」（大阪2日間）に参加し、小学生とその保護者に、身近なテーマである「食と暮らしの安全」について改めて考えてもらう取組を実施。

「何ができるか考えよう！ 親子で学ぶ、食と暮らしの安全」をテーマとしてブース出展し、食品中の放射性物質を始め、生活に直結する食品安全や、暮らしの安全に関する6つのテーマについて、ミニセミナー、ポスター・パネル展示、オリジナルすごろくを作成するワークショップで情報提供。ワークショップでは、子供が食と暮らしの安全に関する問題から気になる3つを選び、小さな子供は保護者と共にその答えを調べて書き、自分だけのオリジナルすごろくを作成。

このイベントでは、通常の意見交換会等に参加しない方々に対しても広く情報提供を行うことができたことから、今後も、様々な手法を検討し、多くの消費者に対し、分かりやすい情報提供を継続。

- 平成27年に「食品表示法」が施行。食品衛生法、JAS法、健康増進法の3法の食品表示に関する規定を統合するだけでなく、①加工食品への栄養成分表示の義務化、②アレルギー表示に係るルールの改善、③機能性表示食品制度の創設等の必要な見直しを実施。消費者庁では、消費者、事業者への普及啓発を実施。
- 加工食品の原料原産地表示については、平成29年9月1日に新たな加工食品の原料原産地表示制度を定めた食品表示基準の一部を改正する内閣府令を施行。新たな制度では、全ての加工食品を対象にし、重量割合上位1位の原材料の原産地を原則として国別重量順で表示。

## コラム パンフレット「健康食品Q & A」及びリーフレット「健康食品5つの問題」を通じての消費者への情報提供

健康食品は、多くの消費者に利用されている一方で、消費者庁等には、健康食品による健康被害や経済的被害の報告が寄せられている。消費者庁では、平成29年10月に健康食品に関するパンフレット「健康食品Q & A」及びリーフレット「健康食品5つの問題」を作成。パンフレット等では、健康食品を理解し、利用する際に注意すべきポイントや、自分で調べる場合の信頼できる情報源を紹介。また、健康食品を使う上では、摂取目安量を守ること、自分の体調に悪い影響がないかを把握することが大事なので、健康食品を記録できるようメモの例を掲載。

健康の維持・増進の基本は、「栄養バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養」であり、健康食品を上手に使うには、健康食品で栄養の偏りや生活の乱れを安易に解決しようとせず、自分の生活を見直し、食生活や生活習慣が改善に向かうような使い方をすることが必要であることを啓発。



| 製品名         | 商品の概要 | 日付(曜日)   |          |          |          |          |          |          |
|-------------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|             |       | (一)<br>水 | (二)<br>火 | (三)<br>水 | (四)<br>木 | (五)<br>金 | (六)<br>土 | (日)<br>日 |
| 販売した健康食品の名前 |       |          |          |          |          |          |          |          |
| 体調          |       |          |          |          |          |          |          |          |
| 調子が良い       |       |          |          |          |          |          |          |          |
| 変わらない       |       |          |          |          |          |          |          |          |
| 調子が悪い       |       |          |          |          |          |          |          |          |
| 気付いたこと(※)   |       |          |          |          |          |          |          |          |

「健康食品Q & A」



「健康食品5つの問題」

## 第8章 調査、研究その他の施策の推進

- 文部科学省では、国民が日常摂取する食品の成分に関する基礎データを提供することを目的として日本食品標準成分表を作成。平成29年度についても引き続き充実を図り、148食品（うち16食品は新規）の成分値を公表。
- 農林水産省では、食育を推進する上で必要となる農林漁業の姿や食料の生産、流通、消費に関する基礎的な統計データや意識調査の結果等を広く国民に提供。
- 官民連携の「栄養改善事業推進プラットフォーム」が、平成28年9月に設立。約50の民間企業及び団体が加入し、営利事業として持続可能なモデルを構築することを目指して一体的に活動。平成29年にはインドネシアやカンボジアなど、東南アジアにて現地政府の協力の下、職場食を通じた栄養改善プロジェクトを発足。

### コラム オリンピック・パラリンピック栄養プロセス

平成24年に英国にてロンドン・オリンピック・パラリンピック競技大会が開催。英国政府はこの機会を利用して、国際社会における栄養改善への取組を加速させるために、国際的な取組として、「オリンピック・パラリンピック栄養プロセス」を開始。

我が国はこのプロセスに平成25年から参加。この年、英国が議長国となったG8ロック・アーン・サミットのサイドイベントとして、「成長のための栄養（N4G）：ビジネスと科学を通じた飢餓との闘い」が開催。本イベントの成果文書として「成長のための栄養コンパクト」が作成され、2020年までに、少なくとも2千万人の子どもを発育阻害（stunting）から守り、170万人の命を救う、という目標を設定。我が国はこのとき、官民連携のもと世界の栄養改善に取り組むことを約束し、この約束が「栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP）」の設立へと繋がった。

平成28年のリオ・デ・ジャネイロ・オリンピック・パラリンピック競技大会では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国である我が国も加わり、ブラジル政府、英国政府と共に「N4G：全ての人々の健康な食へのアクセス促進の為の行動で栄養不良に対する進捗を加速させること」を共催。

平成29年には、かねてから栄養問題に関心を払ってきたイタリア政府が、本プロセスに賛同し、G7ミラノ保健大臣会合のサイドイベントとして、「国際栄養サミット」を開催。我が国は2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催国として、この年に栄養サミットを開催予定。このように、栄養改善に対する国際社会の関心は年々高まってきている。



平成25年成長のための栄養、パネルディスカッションの様子

## コラム 平成28年国民健康・栄養調査結果の概要

厚生労働省では、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため、国民健康・栄養調査を毎年実施。平成28年には、地域格差を主要テーマとして調査地区数を拡大して調査を実施し、その結果を平成29年9月に公表。

平成28年の国民健康・栄養調査は、重点項目として体格や生活習慣に関する地域格差などを把握。

### 〈体格及び生活習慣に関する状況は、都道府県の上位群と下位群で有意な差〉

都道府県別に年齢調整を行い、高い方から低い方に4区分に分け、上位（上位25%）群と下位（下位25%）群の状況を比較した結果、BMI、野菜摂取量、食塩摂取量、歩数、現在習慣的に喫煙している者の割合（男性）で、それぞれ上位群と下位群の間に地域差。20歳以上の野菜摂取量の平均値は、上位群と下位群で男性59g/日、女性60g/日の差。また、男性の野菜摂取量及び男女の食塩摂取量は、平成24年の調査と比較した結果、都道府県間の格差が縮小。

#### 体格及び生活習慣に関する都道府県の状況

|                                       |             | 全国平均  | 都道府県の状況 |       | 上位群と下位群の差 |
|---------------------------------------|-------------|-------|---------|-------|-----------|
|                                       |             |       | 上位群     | 下位群   |           |
| 1. BMIの平均値 ( $\text{kg}/\text{m}^2$ ) | 男性 (20~69歳) | 23.8  | 24.4    | 23.4  | 0.9       |
|                                       | 女性 (40~69歳) | 22.6  | 23.3    | 22.1  | 1.2       |
| 2. 野菜摂取量の平均値 (g/日)                    | 男性 (20歳以上)  | 284   | 318     | 258   | 59        |
|                                       | 女性 (20歳以上)  | 270   | 302     | 242   | 60        |
| 3. 食塩摂取量の平均値 (g/日)                    | 男性 (20歳以上)  | 10.8  | 11.5    | 10.0  | 1.5       |
|                                       | 女性 (20歳以上)  | 9.2   | 9.7     | 8.5   | 1.1       |
| 4. 歩数の平均値 (歩/日)                       | 男性 (20~64歳) | 7,779 | 8,264   | 6,774 | 1,490     |
|                                       | 女性 (20~64歳) | 6,776 | 7,200   | 5,930 | 1,270     |
| 5. 現在習慣的に喫煙している者の割合 (%)               | 男性 (20歳以上)  | 29.7  | 35.2    | 25.4  | 9.9       |

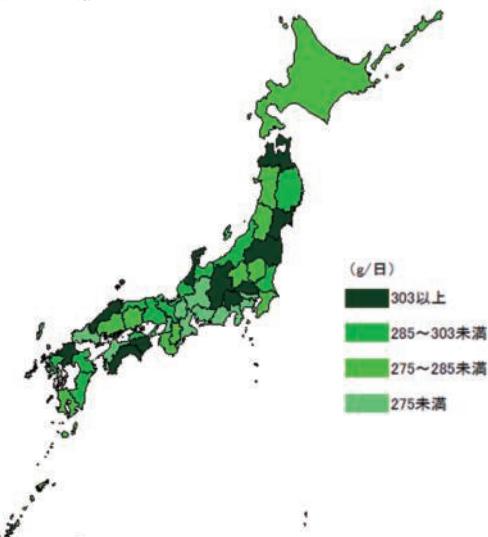
※都道府県別データを高い方から低い方に4区分に分け、上位25%の群を上位群、下位25%の群を下位群とした。なお、熊本県は除く。

※比較に用いた値は、各指標の年齢区分における平均年齢で年齢調整を行った値である。

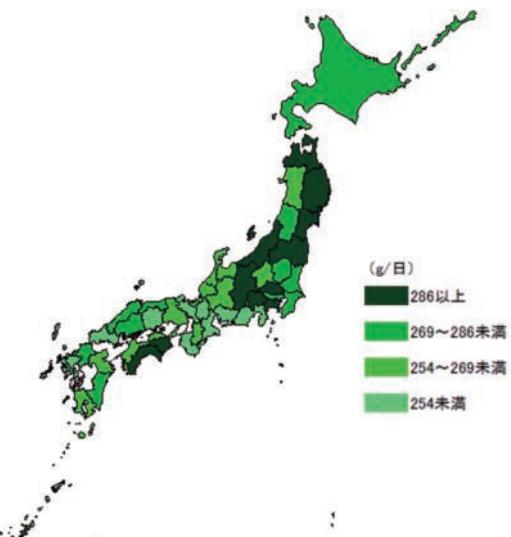
※上位群と下位群の差は、四捨五入のため上位群の平均値から下位群の平均値を引いた値とは一致しない。

#### 都道府県・男女別野菜摂取量

男性 (20歳以上)



女性 (20歳以上)



※平成28年4月の熊本地震の影響により、熊本県は調査対象から除く。

## 第3部 食育推進施策の目標と現状に関する評価

- 目標値と現状値を比較すると、「地域等で共食したいと思う人が共食する割合」、「中学校における学校給食実施率」、「食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数」は既に目標を達成。
- 「推進計画を作成・実施している市町村の割合」は着実に増加。一方で、「朝食を欠食する子供の割合」のように課題が残るものもある。

|   | 第3次基本計画<br>作成時の値<br>(平成27(2015)年度) | 現状値<br>(平成29(2017)年度) | 目標値<br>(2020年度) |
|---|------------------------------------|-----------------------|-----------------|
| ① 食育に関心を持っている国民の割合                                    | 75.0%                              | 78.4%                 | 90%以上           |
| ② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数                             | 週9.7回                              | 週10.5回                | 週11回以上          |
| ③ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合                                | 64.6%                              | 72.6%                 | 70%以上           |
| ④ 朝食を欠食する子供の割合  | 4.4%                               | 4.6%                  | 0%              |
| ⑤ 朝食を欠食する若い世代の割合                                      | 24.7%                              | 23.5%                 | 15%以下           |
| ⑥ 中学校における学校給食実施率                                      | 87.5%<br>(26年度)                    | 90.2%<br>(28年度)       | 90%以上           |
| ⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合                                 | 26.9%<br>(26年度)                    | 25.8%<br>(28年度)       | 30%以上           |
| ⑧ 学校給食における国産食材を使用する割合                                 | 77.3%<br>(26年度)                    | 75.2%<br>(28年度)       | 80%以上           |
| ⑨ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合              | 57.7%                              | 58.1%                 | 70%以上           |
| ⑩ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合            | 43.2%                              | 39.1%                 | 55%以上           |
| ⑪ 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合 | 69.4%                              | 68.2%                 | 75%以上           |
| ⑫ 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数                           | 67社<br>(26年度)                      | 103社<br>(28年度)        | 100社以上          |
| ⑬ ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合                                   | 49.2%                              | 50.2%                 | 55%以上           |
| ⑭ 食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数                    | 34.4万人<br>(26年度)                   | 36.0万人<br>(28年度)      | 37万人以上          |
| ⑮ 農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合                                | 36.2%                              | 36.3%                 | 40%以上           |
| ⑯ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合                          | 67.4%<br>(26年度)                    | 71.8%                 | 80%以上           |
| ⑰ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合             | 41.6%                              | 37.8%                 | 50%以上           |
| ⑱ 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合              | 49.3%                              | 50.4%                 | 60%以上           |
| ⑲ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合                     | 72.0%                              | 72.4%                 | 80%以上           |
| ⑳ 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合                   | 56.8%                              | 62.6%                 | 65%以上           |
| ㉑ 推進計画を作成・実施している市町村の割合                                | 76.7%                              | 79.3%                 | 100%            |

資料：①、②、③、⑤、⑨、⑩、⑪、⑬、⑰、⑱、⑲、⑳…「食育に関する意識調査」

④…「全国学力・学習状況調査」

⑥…「学校給食実施状況調査」

⑦、⑧…「学校給食栄養報告」

⑫…「Smart Life Project登録企業数」

⑭…内閣府食育推進室調べ（平成26年度）、農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ（平成28年度）

⑮…「食生活及び農林漁業体験に関する調査」

⑯…「消費者意識基本調査」（平成26年度）、消費者の意識に関する調査（食品ロス削減の周知及び実践状況に関する調査）（平成29年度）

㉒…内閣府食育推進室調べ（平成27年度）、農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ（平成29年度）

**平成29年度  
森林及び林業の動向**

**平成30年度  
森林及び林業施策**

**概要**

この文書は、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条第1項の規定に基づく平29年度の森林及び林業の動向並びに講じた施策並びに同条第2項の規定に基づく平成30年度において講じようとする森林及び林業施策について報告を行うものである。

---

## 目 次

---

# 平成29年度 森林及び林業の動向

## トピックス

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 森林環境税(仮称)の創設       | 1 |
| 2. 日EU・EPA の交渉結果等     | 1 |
| 3. 「地域内工コシステム」の構築に向けて | 1 |
| 4. 「日本美しの森 お薦め国有林」の選定 | 2 |
| 5. 明治150 年～森林・林業の軌跡～  | 2 |

## 第Ⅰ章 新たな森林管理システムの構築

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 1. 我が国の森林管理をめぐる課題             | 3 |
| 2. 森林・林業の再生に向けた取組の成果と現状       | 6 |
| 3. 新たな森林管理システムの構築の方向性         | 6 |
| 4. 新たな森林管理システムの構築に向けた川上と川下の連携 | 9 |

## 第Ⅱ章 森林の整備・保全

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1. 森林の適正な整備・保全の推進 | 10 |
| 2. 森林整備の動向        | 10 |
| 3. 森林保全の動向        | 11 |
| 4. 国際的な取組の推進      | 12 |

## 第Ⅲ章 林業と山村(中山間地域)

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1. 林業の動向        | 14 |
| 2. 特用林産物の動向     | 16 |
| 3. 山村(中山間地域)の動向 | 17 |

## 第Ⅳ章 木材産業と木材利用

|            |    |
|------------|----|
| 1. 木材需給の動向 | 18 |
| 2. 木材産業の動向 | 20 |
| 3. 木材利用の動向 | 21 |

## 第Ⅴ章 国有林野の管理経営

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1. 国有林野の役割      | 23 |
| 2. 国有林野事業の具体的取組 | 23 |

## 第VI章 東日本大震災からの復興

|                        |    |
|------------------------|----|
| 1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組 | 25 |
| 2. 原子力災害からの復興          | 26 |

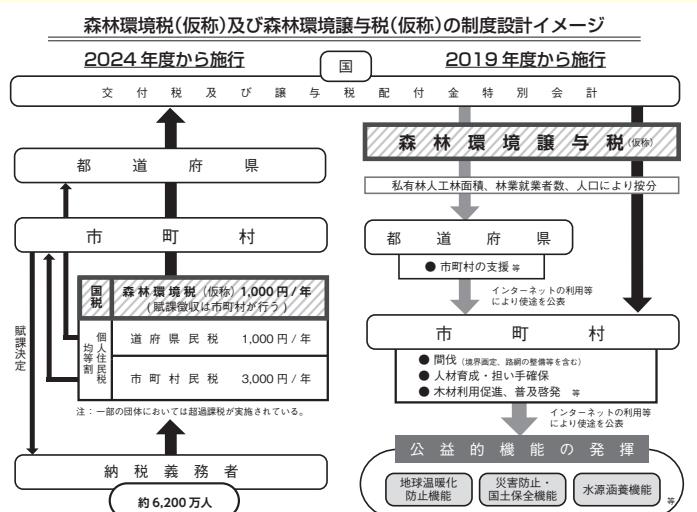
## 平成30年度 森林及び林業施策 ..... 27

注：本報告に掲載した我が国の地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではない。

## トピックス

### 1. 森林環境税(仮称)の創設

- 「平成30年度税制改正の大綱」において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31(2019)年度の税制改正において森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設することが決定。
- 森林の有する公益的機能は国民に広く恩恵を与えるものであり、国民一人一人が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組み。
- 森林環境税(仮称)の課税は2024年度から、森林環境譲与税(仮称)の譲与は、新たな森林管理システムの構築と合わせ平成31(2019)年度から行うこと、また、市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に、並びに都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないことが示される。



## トピックス

### 2. 日EU・EPAの交渉結果等

- 日EU・EPAについては、平成25(2013)年4月から交渉を開始し、平成29(2017)年12月に交渉妥結。
- 主な林産物については、構造用集成材等の即時関税撤廃を回避し、一定の関税撤廃期間を確保。(7年の段階的削減の後8年目に撤廃)
- 日EU・EPAの大枠合意及びTPP11の大筋合意を踏まえて平成29(2017)年11月に改訂した「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、木材加工施設の生産性向上、競争力のある品目への転換、効率的な林業経営が実現できると見込まれる地域における原木供給の低コスト化等を推進。

## トピックス

### 3. 「地域内エコシステム」の構築に向けて

- 農林水産省と経済産業省は、両省の大臣の合意により、副大臣及び大臣政務官による共同研究会を設置し、平成28(2016)年12月から平成29(2017)年6月にかけて、森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用できるようにするために、担い手確保から発電・熱利用に至るまでの「地域内エコシステム」の構築を目指した検討を実施。
- 研究会では、平成29(2017)年7月に木質バイオマスの新たな施策である「地域内エコシステム」の具体的な内容について整理し、日本の山村地域において同システムの実証、普及及び展開が図られていくよう、報告書「『地域内エコシステム』の構築に向けて～集落を対象とした新たな木質バイオマス利用の推進～」を取りまとめ。
- 同システムは、集落を主たる対象とし、行政を中心とした地域の関係者から成る協議会が主体となって、地域への還元利益を最大限確保するため、効率の高い熱利用や熱電併給等を行うものとして整理。

## トピックス

## 4. 「日本美しの森 お薦め国有林」の選定

- 林野庁では、平成28(2016)年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、平成29(2017)年度から国有林の「レクリエーションの森」<sup>うつく</sup>を核とした山村地域における観光地域づくりの取組を推進。
- 観光資源としての潜在的魅力があり、観光庁や環境省の施策、農泊と連携した取組が可能となるレクリエーションの森を、「日本美しの森 お薦め国有林」として、有識者の意見を踏まえ、全国で93か所選定。

※林野庁では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した国有林を「レクリエーションの森」に設定し、国民に提供。平成29(2017)年4月現在、全国983か所で設定。



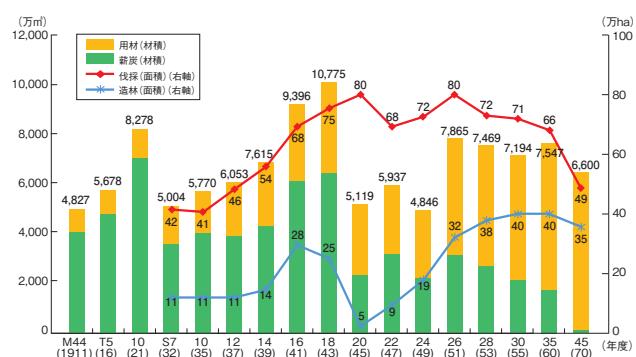
## トピックス

## 5. 明治150年～森林・林業の軌跡～

- 平成30(2018)年は、明治元(1868)年から起算して満150年。
- 明治9(1876)年から林野の官民有区分、明治30(1897)年の森林法制定、明治32(1899)年の国有林野法制定といった過程を経て、近代的な森林・林業行政を推進するための体制が確立。当時の国有林は、農林省山林局、宮内省帝室林野局、内務省北海道庁の所管に分かれしており、昭和22(1947)年に現在の国有林に統一。
- 明治期には鉄道用の枕木、マッチの軸木等が主要な輸出品目であったほか、クスノキから抽出される樟脳は重要な工業製品であるセルロイド<sup>\*</sup>の原料となるなど、木材や木材由来の製品が外貨獲得や我が国の工業生産に貢献。戦後には、復興や高度経済成長に必要とされた大量の木材供給に国有林が貢献。
- 戦後から著しく荒廃してしまった森林の復旧に取り組み、先人の多大な努力により多くの人工林を造成。その後、林業の採算性の悪化や森林の有する公益的機能への期待の高まり等、これまでの様々な状況を経て、今日の充実した人工林資源が成り立ち。これらを踏まえて、林業の成長産業化の実現に向けた施策を推進していく必要。

※硝酸セルロースに樟脳を混ぜて熱し圧縮した熱可塑性の樹脂。おもちゃや文房具等に使用。

戦前・戦中・戦後の木材伐採量の推移



注1：大正10(1921)年までと昭和7(1932)年からでは出典が違うため、連続したデータとはなっていない。

2：大正10(1921)年までは、薪炭材の材積は「1棚=100立方尺=2.7826m<sup>3</sup>」、用材の材積は「1石=0.27826m<sup>3</sup>」(明治44(1911)年のデータはそれぞれ、「1棚=108立方尺」「1尺メ=0.33392m<sup>3</sup>」)で換算。

3：造林は人工造林の数値。

資料：林野庁「林業統計要覧」、農商務省「農商務統計表」

# 第Ⅰ章 新たな森林管理システムの構築

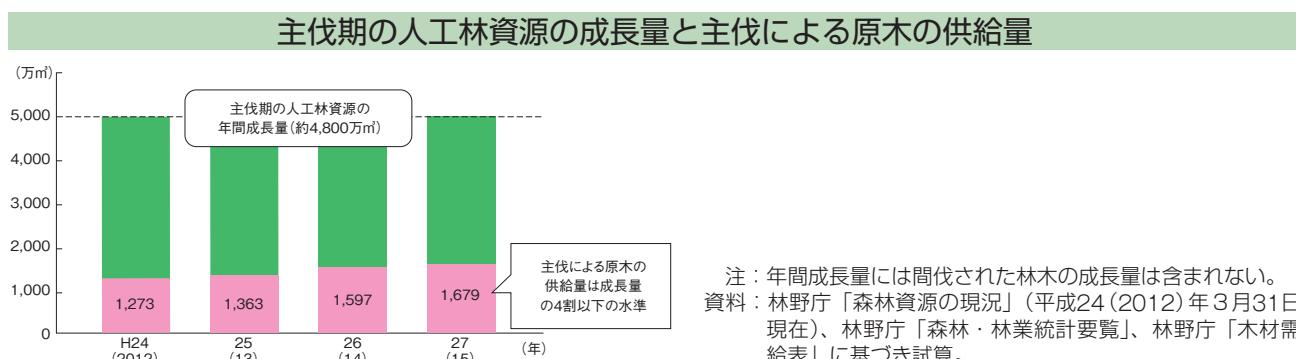
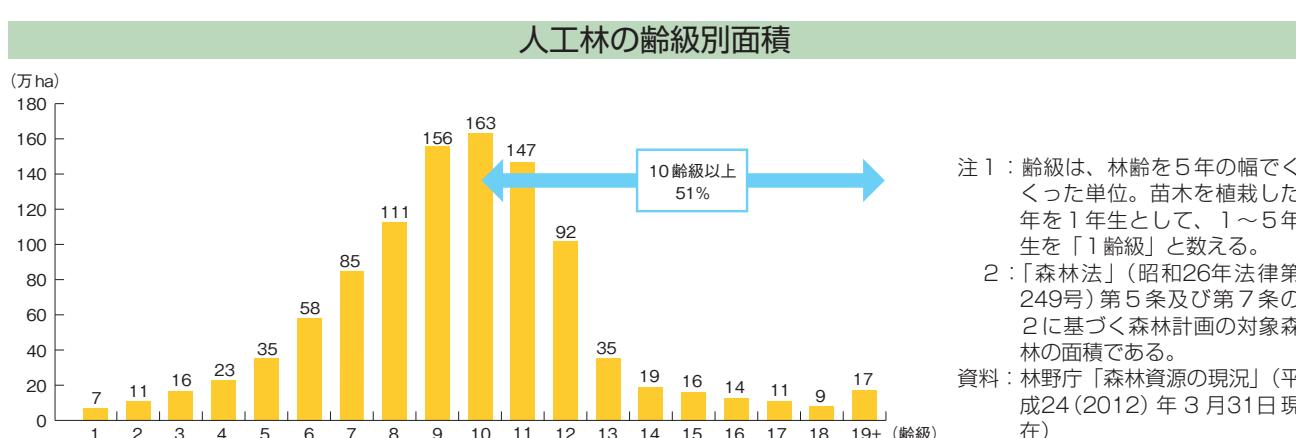
## 1. 我が国の森林管理をめぐる課題

### (1) 森林の多面的機能の発揮に向けた望ましい姿の実現に向けて

- 森林は地球温暖化防止や災害防止・国土保全、水源涵養、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、それぞれの森林に応じた望ましい姿に誘導され、健全な状態で維持されることによって、広く国民一人一人に対して機能を発揮。
- 持続可能な森林の経営は国際社会においても共通の認識であり、間伐を繰り返し実施したり、主伐・再造林によって循環的に利用していくなど、林業の成長産業化を実現するとともに、森林の有する公益的機能を将来に向けて持続的に発揮させていくことが重要。
- 私有林の人工林(約670万ha)の約3分の1は既に集積・集約化し経営管理されていると推計。新たな仕組みの導入により経営管理の集積・集約を促進し、林業経営に適した森林(約3分の1)は意欲と能力のある林業経営者により林業的利用を継続し、林業経営に適さない森林(約3分の1)は、市町村の管理により自然に近い森林に誘導。

### (2) 森林資源の充実とその利活用の状況

- 我が国の森林面積は国土面積の約3分の2にあたる約2,500万haであり、このうち約1,000万haが人工林。人工林の約半数が10齢級以上となり、主伐期を迎えている状況。
- 主伐期を迎えた人工林の直近5年間の平均成長量は、推計で年間4,800万m<sup>3</sup>であるが、主伐による原木の供給量は近年増加傾向にあるものの、平成27(2015)年は1,679万m<sup>3</sup>と平均成長量の4割以下の水準。
- このように、人工林資源はかつてないほど充実。人工林が本格的な利用期を迎えた今、「伐る、使う、植える、育てる」といった森林資源の循環利用を確立させながら、多様で健全な森林の整備及び保全の推進、効率的かつ安定的な林業経営に向けた施策を推進していく必要。



### (3) 我が国林業の構造的な課題

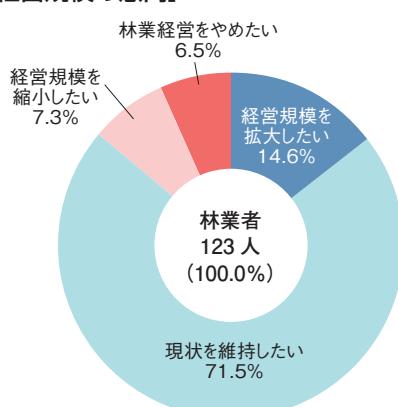
- 我が国の林業は、森林資源が十分に活用されていない現状にあり、これは、森林所有者の現状を維持したいとの意向や主伐、再造林、保育といった循環的な経営を行う意欲が低いことと林業経営者の規模拡大指向とのミスマッチ、路網整備や高性能林業機械の導入が進んでいないこと等が原因。これらの課題は海外との比較により、より具体化。これらの課題を解決するため、新たな森林管理システムの構築が必要。
- 欧州の代表的な林業国であるオーストリアは、欧州の中では森林所有規模が小さく、所有面積が50ha未満の森林所有者による森林面積が約3割であるのに対し、ドイツでは約1割。日本は更に所有規模が小さく、オーストリアにおける施業の集約化が参考。
- 同国では供給量の少なかった中小の森林所有者からの丸太供給を進めるため、1970年代から、公的な組織である農業会議所が主導して組織したWWG<sup>\*1</sup>（林業組合）やWV<sup>\*2</sup>（林業組合連合会）などにより、施業の集約化や丸太販売の協同化を推進。

\*1 WWGはWaldwirtschaftsgemeinschaftの略。

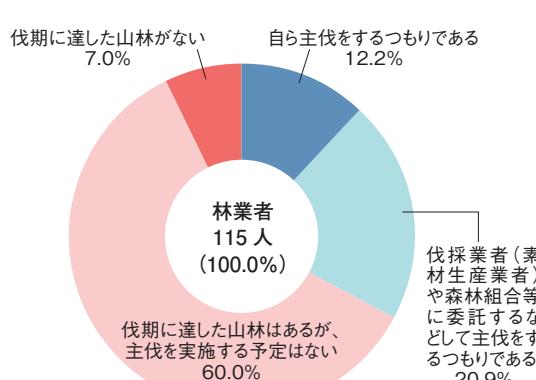
\*2 WVはWaldverbandの略。

#### 森林所有者の林業経営に関する意向

[林業経営規模の意向]



[今後5年間の主伐に関する意向]



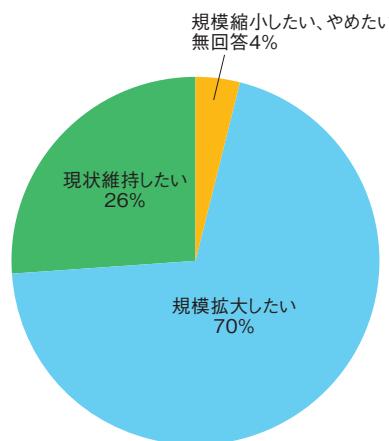
注1：計の不一致は四捨五入による。

2：「今後5年間の主伐に関する意向」は、「林業経営規模の意向」で「経営規模を拡大したい」、「現状を維持したい」、「経営規模を縮小したい」と回答した者に対して行われたもの。

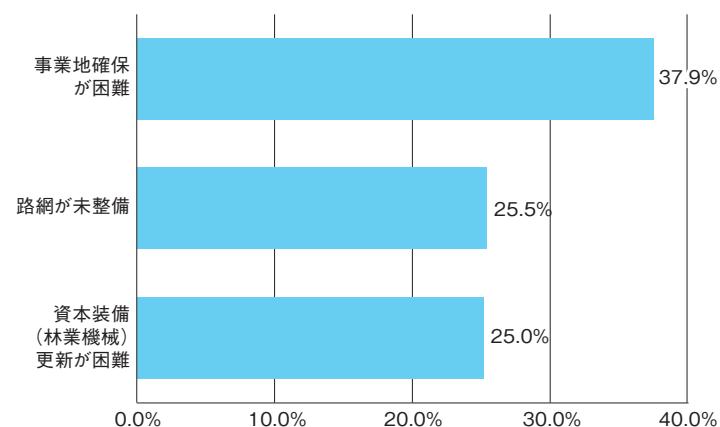
資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」（平成27（2015）年10月）

#### 林業経営者（素材生産事業者）の意向

[今後の経営規模に関する意向]



[事業を行う上の課題]

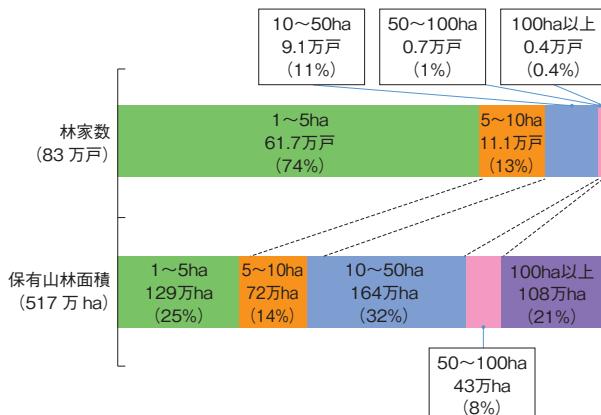


注：事業を行う上の課題については、複数回答可。また、雇用関係の課題は除く。

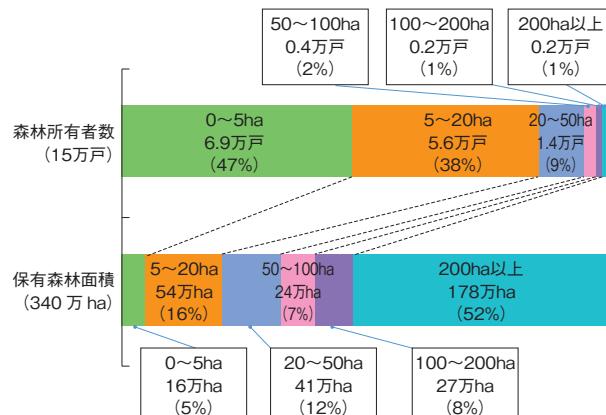
資料：林野庁木材産業課調べ。

## 日本とオーストリアの森林所有規模

### [日本]



### [オーストリア]



注1：( )内の数値は合計に占める割合である。

2：計の不一致は四捨五入による。

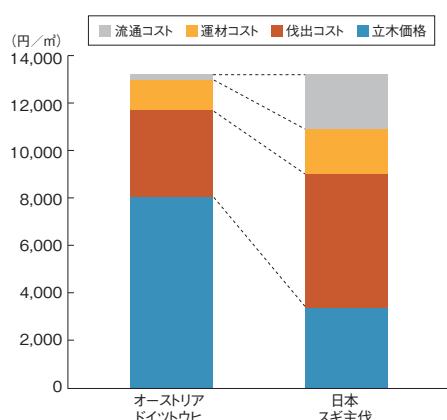
3：日本の林家とは保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

4：日本は平成27（2015）年、オーストリアは2010年の数値である。

資料：農林水産省「2015年農林業センサス」、Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management（オーストリア連邦農林環境水管理省）「Sustainable Forest Management in Austria, Austrian Forest Report 2015」

- オーストリアの木材産業では、製材技術の革新により製材工場の大規模化が進んでおり、現在では、丸太消費量50万m<sup>3</sup>/年以上の大型製材工場が各地で出現し製品輸出を促進。このため、丸太の需要は大幅に増加しており、針葉樹丸太生産量も1970年代と比べてほぼ倍増。日本においても大型製材工場の出現により国産材の需要が増加しており、今後一層、丸太の供給体制を整える必要。
- オーストリアでは、これまでに高密度の路網整備や高性能林業機械の導入も進展し、効率的な素材生産を確保。また、ヨーロッパトウヒを主体とした森林では天然更新が主。日本は、地形が急峻であり多種多様な地質が複雑に分布していること、主要樹種であるスギ・ヒノキには植栽が必要であることなど、状況に違いがあるものの、一層の効率化を進める必要。
- オーストリアと日本の木材価格に占める丸太生産や流通、立木価格といったコストの構成割合を比較すると、我が国では丸太生産や流通に占めるコストが大きい傾向。このため、我が国の林業では、丸太生産のみならず、流通の効率化にも取り組む必要。

### 丸太価格におけるコスト比較

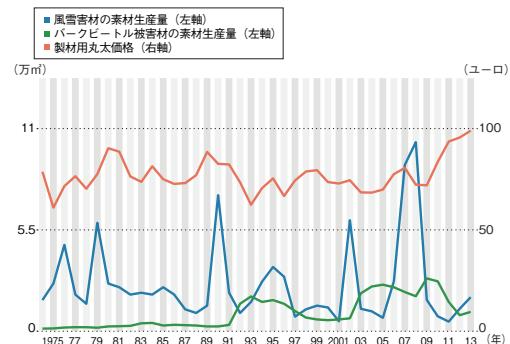


注：「ドイツトウヒ」は本文中の「ヨーロッパトウヒ」を示す。

資料：久保山裕史(2013)森林科学, No.68:9-12に基づき試算。

### 《コラム》 オーストリアの自然災害と木材価格の関係

オーストリアではしばしば風水害等の自然災害が生じており、2008年には約1,000万m<sup>3</sup>を超える被害が発生。翌年には、キクイムシの一種であるBark beetleによる被害量が前年から約1.5倍の約300万m<sup>3</sup>に増加。被害木の処理により大量の丸太が供給されることに連動して、材価も2009年には70€/m<sup>3</sup>に下落。自然災害が少ない2011年以降には100€/m<sup>3</sup>まで上昇。同国から日本に輸入される木材の価格にも影響する可能性。



## 2. 森林・林業の再生に向けた取組の成果と現状

- 我が国においては、間伐等の森林整備の推進や国産材の需要拡大により、供給量についても大幅に増加しており、平成28(2016)年には木材自給率が34.8%に達するなど森林・林業の再生に向けた兆し。
- 一方で、森林経営計画の認定率について約3割にとどまっているほか、路網整備や人材の育成・確保等の更なる取組が必要。
- 林業の生産性は向上しておらず、山元の利益が十分に確保されない中、再造林費用を負担することが難しく、循環的な林業が実現できる状況には至っていない。

## 3. 新たな森林管理システムの構築の方向性

### (1) 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

- 我が国の人工林の約半数が主伐期を迎えており、森林の有する公益的機能を持続的に発揮しつつ、林業の成長産業化を実現させていくためには、森林所有者による森林の経営管理の責務を明確化した上で、我が国林業の課題を打破していくための仕組みを構築し、適切な森林管理が行われていくことが必要。

#### 《事例》 西粟倉村百年の森林構想

岡山県の西粟倉村は村の面積5,800haのうち93%を森林が占めており、人工林の多くが50年生を迎えており。これを村ぐるみで適切に管理し、美しい森林に囲まれた上質な田舎を実現するとの「百年の森林構想」を村の方針として打ち立て。

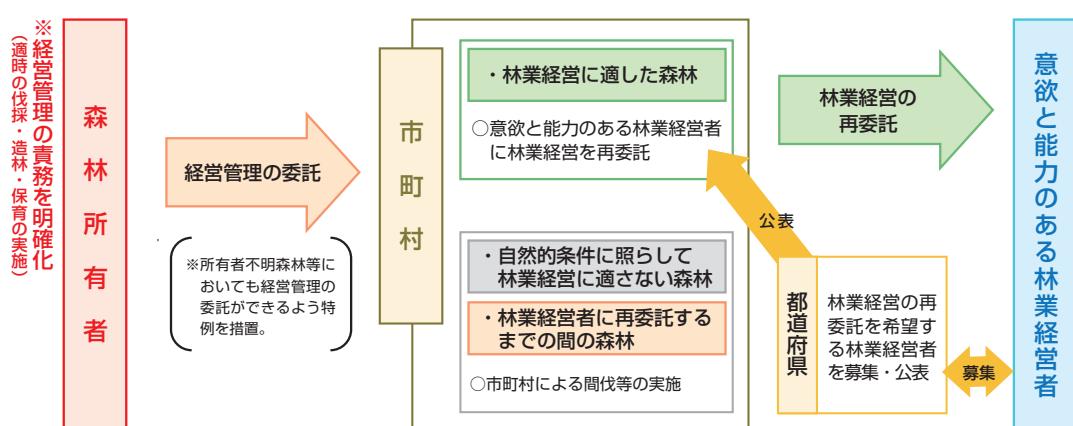
この中では、個人所有の森林を村が預かって管理・整備を行う「長期施業管理に関する契約」を進めることとしており、契約目標の私有林3,000haに対して、平成29(2017)年12月現在約1,500haの契約を締結。地元の地方公共団体が主体的に森林管理に関わるとの安心感により、契約を伸ばしているところ。



### (2) 意欲と能力のある林業経営者への森林の経営管理の集積

#### (ア) 森林所有者自らが森林の経営管理ができない森林の市町村への経営管理権限の集積

- 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託等を受け、意欲と能力のある林業経営者につなぎ、森林の経営管理の集積・集約化を行うとともに、自然条件が悪く再委託ができない等の森林は市町村が管理を行う仕組みの構築。



## (イ)意欲と能力のある林業経営者の育成

- 森林所有者・林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有することや、主伐後の再造林の実施体制を有するなど林業生産活動の継続性を確保できることといった、効率的かつ安定的な林業経営を実現できることなどが、意欲と能力のある林業経営者に求められている。
- 森林組合や素材生産業者、自伐林家等がこうした林業経営者の対象と見込まれ、地域の実情に応じて、育成・確保を図ることが重要。

### 《事例》伐採搬出ガイドラインサミット

宮崎県の素材生産事業体を中心に設立された「ひむか維森の会」では、平成20(2008)年に素材生産を行う際の「伐採搬出ガイドライン」を策定し、素材生産に係る環境負荷の低減や、再造林支援を促す等の取組を推進。平成23(2011)年には、環境配慮や資源循環(主伐後の再造林)、労働安全に関する、「責任ある素材生産事業体」の認証制度を発足。

同会ではこうした取組の全国への普及にも努めており、「伐採搬出ガイドライン」の活動を広げるため平成29(2017)年9月に、「伐採搬出ガイドラインサミットin宮崎・九州」を開催。全国から73の事業体等が参加し、ガイドラインを九州全域への展開を目指す新たな連携協議会の設置等に取り組むことを宣言。



## (ウ)自然的条件等が不利な森林の適切な管理

- 自然的条件等から経済ベースで自立した林業経営を行うことが困難な人工林については市町村の公的管理により適切な施業が実施されることが必要。その際には、管理コストが小さくなるよう、針広混交の育成複層林等の公益的機能を發揮する森林へと誘導する必要。
- 市町村が自らの事業として実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、国民皆で森林を支える仕組みとして、森林環境税(仮称)の創設が「平成30年度税制改正の大綱」において取りまとめ。
- 奥地の天然林については、引き続き天然力を活用して維持。里山林については、期待する多面的な機能に応じて手入れを実施するなど、引き続き適切な管理を実施。

## (3)森林の経営管理を積みしていく上での条件整備

### (ア)所有者不明森林への対応

- 所有者が不明である土地は、国土交通省の調査によると全体の約2割。特に森林については、4分の1を超えている状況。これまで、新たに森林の土地の所有者となった者の届出制度により把握に努めてきたほか、平成28(2016)年の森林法改正では、市町村が所有者情報等を記載した林地台帳を作成する制度を創設。
- 平成23(2011)年の森林法改正により、所有者が不明であっても、早急な間伐を行うことが必要な森林の間伐の代行ができる要間伐森林制度を措置。平成28(2016)年の同法改正により、共有林の所有者の一部が不明な場合でも、伐採・造林ができる共有者不確知森林制度を措置。

- 新たな森林管理システムにおいても、所有者不明森林も含めて適切な森林管理が促進されることが必要。

| 平成28年度地籍調査における土地所有者等 <sup>*1</sup> に関する調査<br>(平成28年度に一筆地調査を実施した地区を対象に調査) |  |              |         |         |         |
|--|--|--------------|---------|---------|---------|
|  | 地域別 <sup>*2</sup> の調査結果<br>【()内の数字は調査対象筆数に対する割合】 |              |         |         |         |
|  | 全体   | 都市部<br>(DID) | 宅地      | 農地      | 林地      |
| 調査対象筆数   | 622,608  | 79,783       | 98,775  | 200,617 | 243,433 |
| ①登記簿上で所在確認   | 497,549  | 68,203       | 81,610  | 166,648 | 181,088 |
|  | (79.9%)  | (85.5%)      | (82.6%) | (83.1%) | (74.4%) |
| ②登記簿のみでは所在不明   | 125,059  | 11,580       | 17,165  | 33,969  | 62,345  |
|  | (20.1%)  | (14.5%)      | (17.4%) | (16.9%) | (25.6%) |

※1 土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人  
 ※2 1調査地区には、様々な地帯(DID、宅地、農地、林地)が含まれるため、地区内で最も割合の多い地帯で区分

資料：国土交通省「国土審議会土地政策分科会特別部会第1回資料」より抜粋

## (イ)境界不明森林への対応

- これまで森林GISの導入等を進めるとともに、境界不明森林における境界の明確化に取り組んできたところ。森林の境界確認に空中写真と森林GISのデータを利用するなど、業務の効率化を図る取組も実施。

### 《事例》 境界の確認等におけるドローン(無人航空機)活用の取組

(公社)徳島森林づくり推進機構では、「儲かる林業のためのドローン技術による高精度森林情報整備事業」を実施。同事業では、ドローンを活用した図面を作成し、高齢者や不在村者など現地での境界確認が困難であったり、森林資源の把握と経済価値の判断が難しいなど、地域の森林・林業が抱える課題解決のために活用。



## (ウ)路網整備の推進

- これまで、路網作設に係る技術の蓄積や技術者の育成等を進め、路網整備の推進を図ってきたところ。路網の現況延長はいまだ低位にあることから、路網整備を一層進める必要。

## (エ)市町村の体制の整備

- 新たな森林管理システムの下では、市町村が新たな事務を担うことになるものの、施策を開発するための体制が十分ではない市町村が多い状況。
- このため、国や都道府県による支援や、森林総合監理士(フォレスター)等の技術者の地域林政アドバイザー<sup>\*</sup>としての活用、地方公共団体間の連携を進めていくことが重要。

※森林・林業に関して知識や経験を有する者を市町村が雇用等することを通じて、森林・林業行政の体制支援を図る制度。  
平成29(2017)年度に創設。

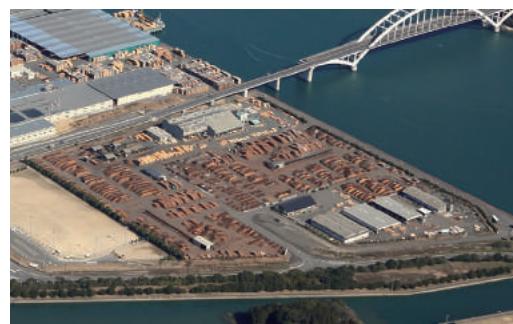
## 4. 新たな森林管理システムの構築に向けた川上と川下の連携

- 新たな森林管理システムを活かし林業の成長産業化を進めるためには、木材の生産流通構造改革を進めていく必要。
- 素材生産業者等と製材業者との間、また、製材業者と木材需要者との間には、原木・製品市場や木材問屋、商社など様々な主体が介在している現状。
- このため、川上から川下までの連携を進め、流通コストの削減や木材需要の拡大を図るため、マーケットインの発想によるサプライチェーンの再構築の促進等の取組が必要。
- 製材工場や木材市場等による森林の購入や経営受託など、新たな担い手による林業への参入の動き。

### 《事例》 伊万里木材市場の取組

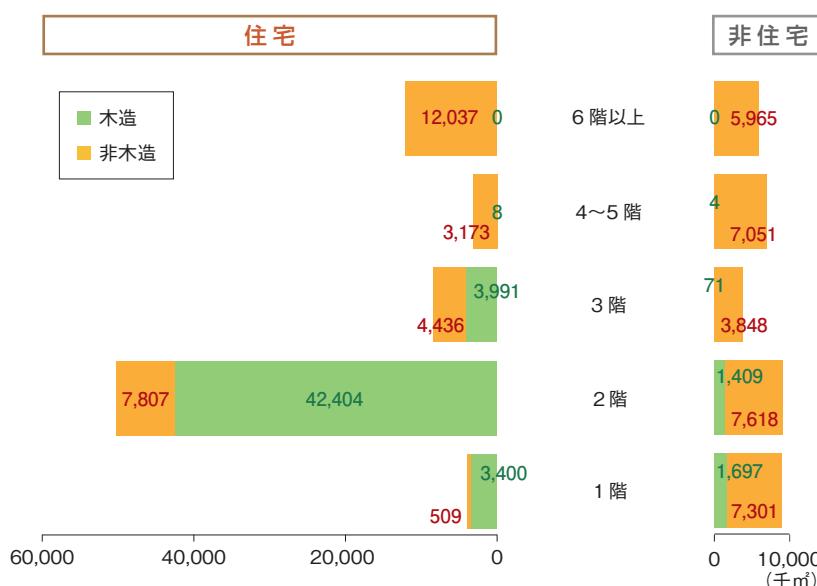
(株)伊万里木材市場は佐賀県伊万里市に本社、また、九州各地に営業所を持ち、約54万m<sup>3</sup>(平成28(2016)年)の原木(丸太)を取り扱う木材市場。同時に、森林整備や原木の安定供給のためのサプライチェーンの構築等、川上から川下までの様々な事業を実施。

同社では、原木調達の強化を目的として、森林所有者と契約期間を40~50年とする「長期山づくり経営委託契約」を結び、森林の管理経営の実務を同社と協力素材生産業者が実施。契約期間中に生産された原木は同社は全量買い取ることとし、この間の収益を育林の費用に積み立て、主伐・再造林を進めながら、安定的な丸太の調達とともに、山元への収益の還元も行える取組を実施。



- 合板や木質バイオマス利用によるB材、C材の需要が増加する一方で、今後は住宅着工戸数の伸びが期待できることなどから、木造率が低位である非住宅分野において、A材需要を生み出していくことが重要。
- 比較的大規模であることが多い非住宅建築物等において、厳密な構造計算を行う際には、JAS製品を用いる必要。非住宅分野におけるA材の需要拡大のためには、JAS製材品を安定的に供給していく必要。

階層別・構造別の着工建築物の床面積



注：住宅とは居住専用建築物、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、非住宅とはこれら以外をまとめたものとした。

資料：国土交通省「建築着工統計」(平成28(2016)年)

## 第Ⅱ章 森林の整備・保全

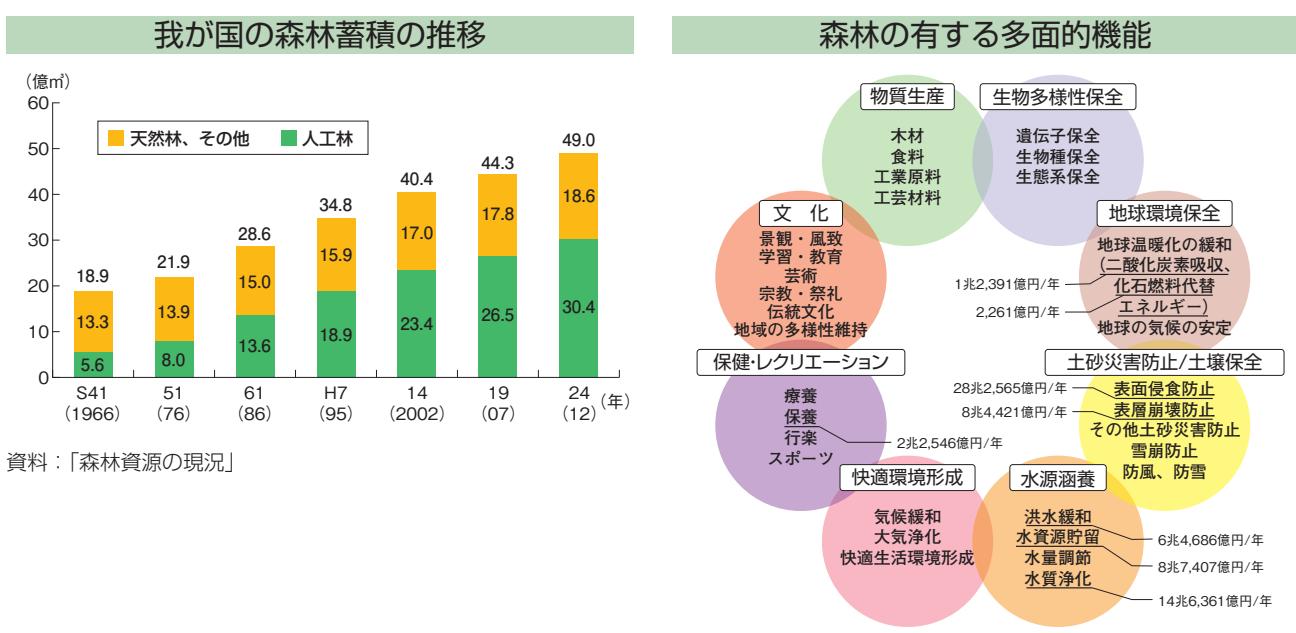
### 1. 森林の適正な整備・保全の推進

#### (1) 我が国の森林の状況と多面的機能

- 我が国の森林面積は約2,500万ha(国土の約3分の2)で、このうち約4割の約1,000万haが人工林。森林蓄積は約49億m<sup>3</sup>(平成24(2012)年3月末現在)。
- 森林は、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止等の多面的機能を通じて、国民生活・国民経済に貢献。

#### (2) 森林の適正な整備・保全のための制度

- 「森林・林業基本法」に基づき「森林・林業基本計画」(平成28(2016)年5月)、「森林法」に基づき「全国森林計画」(平成25(2013)年10月策定、平成28(2016)年5月変更)等を策定し、森林の整備・保全等を推進。
- 新たな森林管理システムを構築した後も、森林法の役割は今後とも必要。森林の適正な整備・保全は、森林計画制度の下で推進。

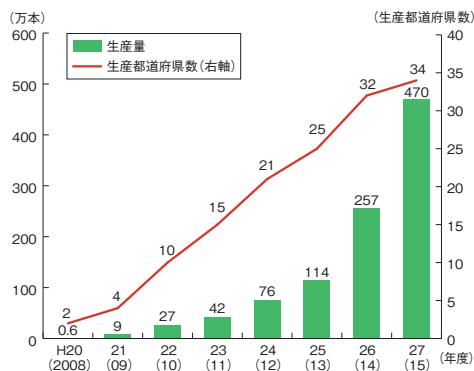


### 2. 森林整備の動向

#### (1) 森林整備の推進状況

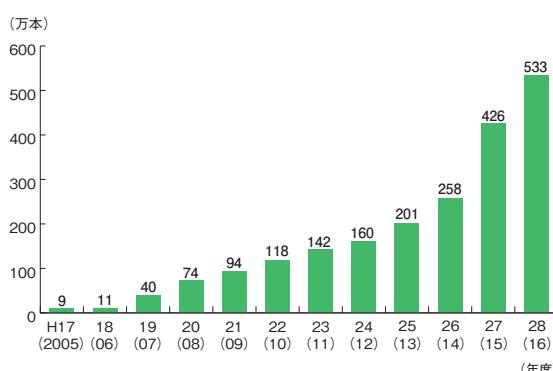
- 森林の有する多面的機能が十分発揮されるようにするために、資源の適切な利用を進めつつ、主伐後の再造林や間伐等を着実に行うことが必要。
- 森林整備を推進するため、森林所有者等による主伐後の再造林、間伐等の森林施業や路網整備に対して、「森林整備事業」により支援。
- 森林所有者等が市町村長へ伐採後の造林に係る森林の状況を報告する制度を整備(平成28(2016)年の森林法改正)。また、外国資本による森林買収の事例について調査を実施(平成28(2016)年は29件、計202ha)。
- 主伐後の再造林に必要な苗木の安定供給が重要。「コンテナ苗」の生産拡大や第二世代精英樹の開発、早生樹の利用のほか、花粉発生源対策(少花粉スギ等の苗木の供給等)を推進。

## コンテナ苗の生産量の推移



資料：林野庁整備課調べ。

## スギの花粉症対策苗木の生産量の推移



資料：林野庁整備課調べ。

## (2)社会全体に広がる森林づくり活動

- 平成29(2017)年5月に富山県において「第68回全国植樹祭」を開催し、同11月に香川県において「第41回全国育樹祭」を開催。
- NPO（民間非営利組織）や企業等による森林づくり活動が拡大。経済界でも林業の成長産業化を通じた地方創生への期待が高まり。
- 「緑の募金」で森林整備等の寄附金を募集(平成28(2016)年は約21億円)。

## (3)研究・技術開発の推進

- 森林・林業・木材産業分野の課題解決に向けて、「森林・林業基本計画」に示された対応方向を踏まえ、「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」を策定。
- 同戦略を踏まえ、国や国立研究開発法人森林研究・整備機構、都道府県、大学、民間組織等が相互に連携しながら、研究・技術開発を実施。

## (4)普及の推進

- 「林業普及指導員」は全国で1,287人(平成29(2017)年4月現在)、「森林総合監理士(フォレスター)」の登録者は1,169人(平成30(2018)年3月末現在)。
- 市町村の森林・林業行政について、森林総合監理士による支援や市町村が林業技術者を「地域林政アドバイザー」として雇用するなどの取組を推進。

## 3. 森林保全の動向

### (1)保安林等の管理及び保全

- 公益的機能(水源涵養、土砂流出防備等)の発揮が特に要請される森林は「保安林」に指定(平成28(2016)年度末で1,218万ha)。保安林以外の森林も「林地開発許可制度」で適正な利用を確保。

### (2)治山対策の展開

- 国・都道府県の「治山事業」により、荒廃山地の復旧・予防対策、津波に強い海岸防災林の保全等を推進。
- 山地災害が発生した場合には、被害状況の調査、災害復旧事業等により迅速に対応。特に、大規模な災害が発生した場合には、地方公共団体への「山地災害対策緊急展開チーム」等の職員派遣や、被災都道府県等と連携した被害状況調査等の支援を緊急的に実施。
- 「平成29年7月九州北部豪雨」による流木災害の発生を受け、林野庁内に「流木災害等に対する治山対策検討チーム」を設置し、今後の事前防災・減災に向けた効果的な治山対策について検討し、「中間取りまとめ」として公表。さらに、緊急的・集中的に流木対策が必要な約1,200地区を選定し、今後おおむね3年間で流木対策を推進。

## 《コラム》「流木災害等に対する治山対策検討チーム」中間取りまとめの概要

中間取りまとめでは、今回の災害の発生メカニズムについて、記録的な豪雨による多量の雨水が凹地形へ集中し、立木の根系が及ぶ範囲より深い部分で表層崩壊が発生したものと分析。

このことを踏まえ、今後、流木による被害を防止・軽減するため、間伐等による根系の発達促進、流木捕捉式治山ダムの設置等の治山対策を一体的に実施。



流木捕捉式治山ダム

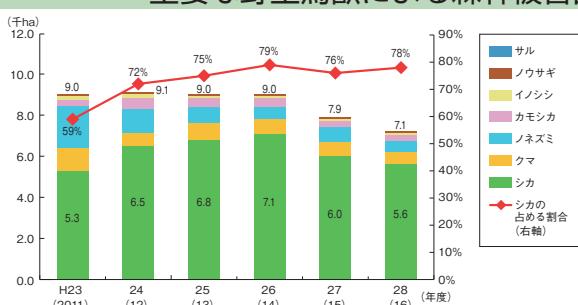
## (3) 森林における生物多様性の保全

- 「生物多様性国家戦略 2012-2020」(平成 24 (2012) 年 9 月閣議決定) を踏まえ、適切な間伐等や多様な森林づくり、原生的な森林生態系の保護・管理等を推進。
- 我が国の世界遺産等における森林の保護・管理を推進。平成 29 (2017) 年 6 月、ユネスコエコパークに「祖母・傾・大崩」及び「みなかみ」の登録が決定。国内のユネスコエコパークは計 9か所に。

## (4) 森林被害対策の推進

- 近年、野生鳥獣による森林被害面積は減少傾向にあるものの依然として深刻。平成 28 (2016) 年度には、全国で約 7,000ha の森林で野生鳥獣被害が発生し、約 8割がシカによる被害。
- 被害の防除や個体群管理等を推進。平成 28 (2016) 年 5 月の「森林法」の改正により市町村森林整備計画等において「鳥獣害防止森林区域」を設定し対策を推進。
- 松くい虫被害は、ピーク時の約 5 分の 1 (平成 28 (2016) 年度は約 44 万 m<sup>3</sup>) であるが、依然として我が国最大の森林病害虫被害。マツノザイセンチュウ抵抗性品種の開発や抵抗性マツの苗木生産に取り組むとともに、薬剤等による「予防対策」や被害木くん蒸等の「駆除対策」等を実施。

### 主要な野生鳥獣による森林被害面積の推移



注 1：国有林及び民有林の合計。  
2：森林及び苗畠の被害。  
3：数値は、森林管理局及び都道府県からの報告に基づき、集計したもの。  
4：計の不一致は四捨五入による。  
資料：林野庁研究指導課調べ。



囲いわなによるシカの捕獲

## 4. 國際的な取組の推進

### (1) 持続可能な森林経営の推進

- 2015年の世界の森林面積は 40 億 ha (陸地面積の約 31 %) で、5 年間で年平均 331 万 ha 減少。森林の減少は依然として続いているものの、他の土地利用への転用速度の減少等により、森林面積の減少は減速傾向。
- 森林は、「2030 アジェンダ」において採択された 17 の「持続可能な開発目標 (SDGs)」の多くに関連。我が国では、「SDGs 実施指針」に基づき、資源の循環利用に向けた林業の成長産業化、森林の有する多面的機能の発揮等に向けた持続可能な森林経営、官民連携による REDD+ 活動等の国内外の施策を推進。

- 森林認証(持続性等の基準により認証された木材等の購入を促す仕組み)には、国際的な「FSC(森林管理協議会)」と「PEFC」、我が国独自の「SGEC(一般社団法人緑の循環認証会議)」等による認証が存在。平成28(2016)年6月にSGECとPEFCとの相互承認が実現。

## (2) 地球温暖化対策と森林

- 地球温暖化対策は「気候変動枠組条約」等の国際的枠組みの下で推進。
- 2015年のCOP21では、先進国、開発途上国を問わず全ての締約国が参加する法的枠組みである「パリ協定」が採択。本協定は、2016年11月に発効。
- 平成28(2016)年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、2020年度の温室効果ガス削減目標を2005年度比3.8%減以上、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比26%減と設定。各削減目標のうち、それぞれ約3,800万CO<sub>2</sub>トン(2.7%)以上、約2,780万CO<sub>2</sub>トン(2.0%)を森林吸収量で確保することを目標。このため、平成25(2013)年度から2020年度までの間において年平均52万ha、2021年度から2030年度までの間において年平均45万haの間伐の実施や地域材の利用等の森林吸収源対策を着実に実施する必要。平成28(2016)年度の間伐面積は44万ha。
- 開発途上国の森林減少及び劣化に由来する排出の削減等(REDD+)への対応や、政府の「気候変動の影響への適応計画」(平成27(2015)年11月)等に基づく適応策にも取り組み。

### 「パリ協定」の概要

#### パリ協定とは

- 開発途上国を含む全ての国が参加する2020年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組み。
- 2015年のCOP21(気候変動枠組条約第21回締約国会議)で採択され、2016年11月に発効。

#### 協定の内容

- 世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して2℃より十分下方に抑制及び1.5℃までに抑える努力を継続。
- 各国は削減目標を提出し、対策を実施。  
(削減目標には森林等の吸収源による吸収量を計上することができる)
- 削減目標は5年ごとに提出・更新。
- 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成。
- 開発途上国への資金支援について、先進国は義務、開発途上国は自主的に提供することを奨励。

#### 森林関連の内容(協定5条)

- 森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動を実施。
- 開発途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)の実施及び支援を奨励。

資料：林野庁森林利用課作成。

## (3) 生物多様性に関する国際的な議論

- 我が国は、平成29(2017)年8月に、生物多様性条約の下での遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」(2010年採択)の98か国目の締約国に。

## (4) 我が国の国際協力

- 我が国は、技術協力や資金協力等の二国間協力、国際機関を通じた多国間協力等により、持続可能な森林経営の推進等に貢献。

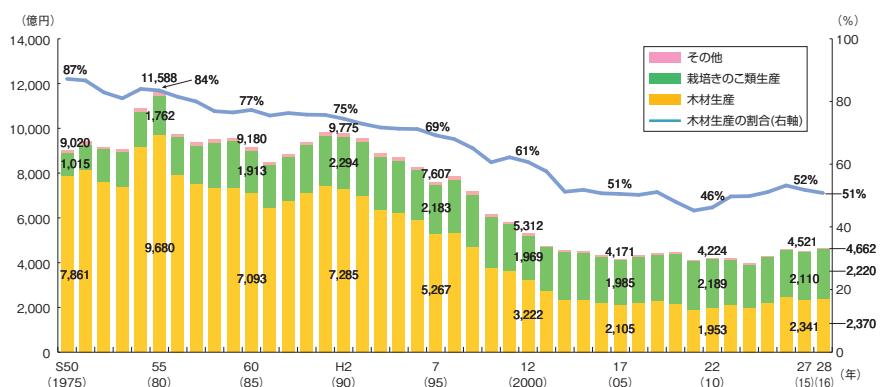
## 第三章 林業と山村(中山間地域)

### 1. 林業の動向

#### (1) 林業生産の動向

- 林業産出額は、近年はほぼ横ばいで推移。平成28(2016)年は前年比3%増の4,662億円と、平成14(2002)年以降で最も高い水準となった。
- 国産材の生産量は平成14(2002)年の1,509万m<sup>3</sup>を底に増加し、平成28(2016)年は2,066万m<sup>3</sup>。樹種別ではスギが1,185万m<sup>3</sup>(57%)、ヒノキが246万m<sup>3</sup>(12%)、カラマツが231万m<sup>3</sup>(11%)。地域別では東北(25%)、九州(24%)、北海道(16%)等が多い。

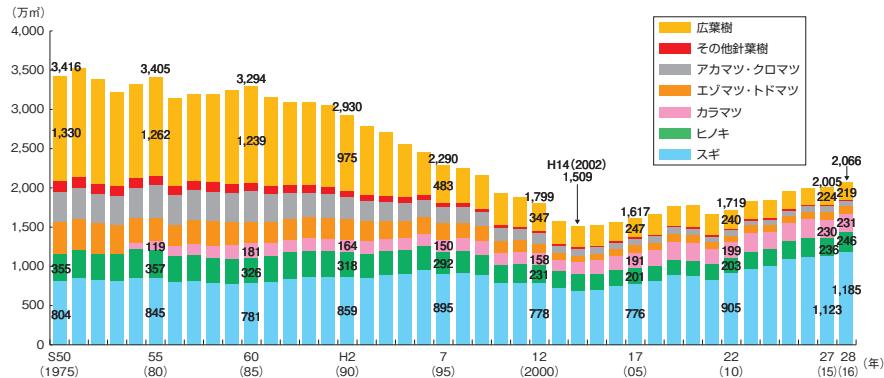
林業産出額の推移



注：「その他」は、薪炭生産、林野副産物採取。

資料：農林水産省「林業産出額」

国産材の生産量の推移



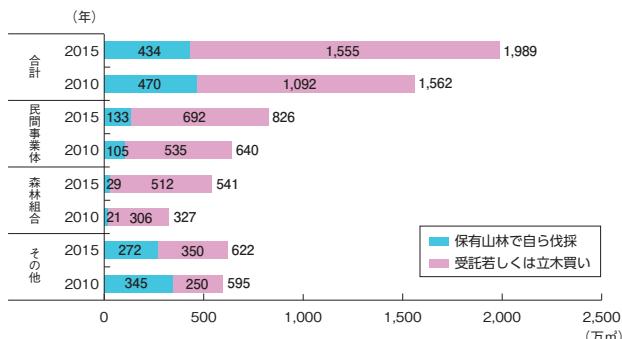
注：製材用材、合板用材及びチップ用材が対象(パルプ用材、その他用材、しいたけ原木、燃料材、輸出を含まない。)。

資料：農林水産省「木材需給報告書」

#### (2) 林業経営の動向

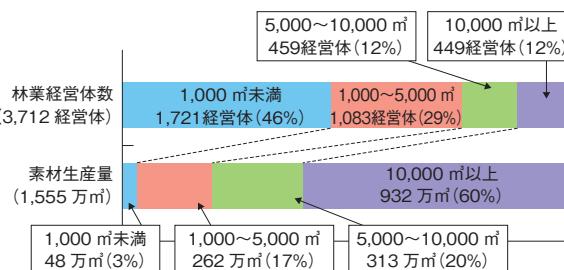
- 「2015年農林業センサス」によると、林家の数は約83万戸。保有山林面積が10ha未満の林家が88%を占め、小規模・零細な所有構造。
- 林業経営体による素材生産量は1,989万m<sup>3</sup>で5年前の前回調査から27%増加。民間事業体と森林組合による素材生産量の合計は1,367万m<sup>3</sup>で41%増加し、素材生産量全体に占める割合は、62%から69%に上昇。
- 素材生産量のうち、受託若しくは立木買いによる素材生産量の合計は1,555万m<sup>3</sup>で、その割合は70%から78%に上昇。
- 5年前の前回調査から素材生産量規模が大きい林業経営体の割合は増加しているが、素材生産量規模が小さい林業経営体が多い状況。
- 平成29(2017)年度税制改正により相続税の立木評価に関する標準価額の引下げ等の見直しを実施。

## 組織形態別の素材生産量 (平成22(2010)年と平成27(2015)年の比較)



資料：農林水産省「農林業センサス」

## 受託若しくは立木買いにより素材生産を行った林業経営体の素材生産量規模別の林業経営体数と素材生産量

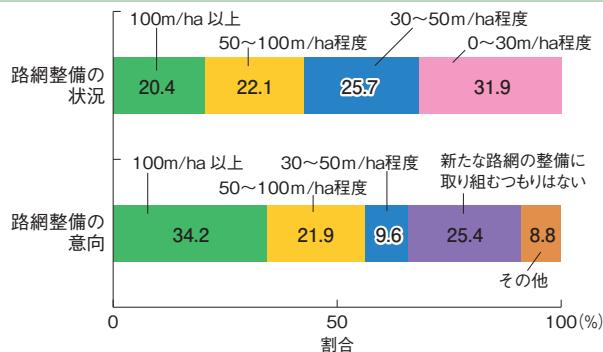


資料：農林水産省「2015年農林業センサス」

### (3) 林業の生産性の向上に向けた取組

- 効率的な作業システムにより生産性向上を図るために、複数の森林所有者の森林を取りまとめ、森林施業を一体的に実施する「施業の集約化」が必要。このため、提案型集約化施業を担う「森林施業プランナー」の育成、森林経営計画制度の現場の状況に応じた運用、集約化に必要な調査や合意形成等を推進。
- 林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を推進。
- 林業機械を活用した効率的な作業システムを普及するとともに、我が国の森林に対応した林業機械を開発・改良。
- 近年は情報通信技術(ICT)の活用が進展。出材する木材の数量や出荷量等について、瞬時に把握する取組、レーザ計測やドローンにより把握した森林資源量の解析や丸太の計測作業、路網整備や間伐等の森林整備の計画策定等に活用。

## 路網整備の状況と意向



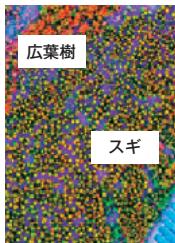
注1：林業者モニターを対象とした調査結果。

2：計の不一致は四捨五入による。

資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

### 《事例》 航空レーザ計測データを活用した施業集約化と林業経営の効率化の取組

山形県の金山町森林組合は、航空レーザ計測の実施により詳細な森林資源情報を整備。これらの情報を活用することで、森林のゾーニングや机上での路網計画の検討、木材生産量の予測が可能になりました。



タブレット端末等により取得した現場の画像を組み合わせて共有し活用することで、効率的な業務が実行可能となり、組織全体の生産性も向上。

### 《事例》 製造業と連携した林業の収益性向上に向けた取組

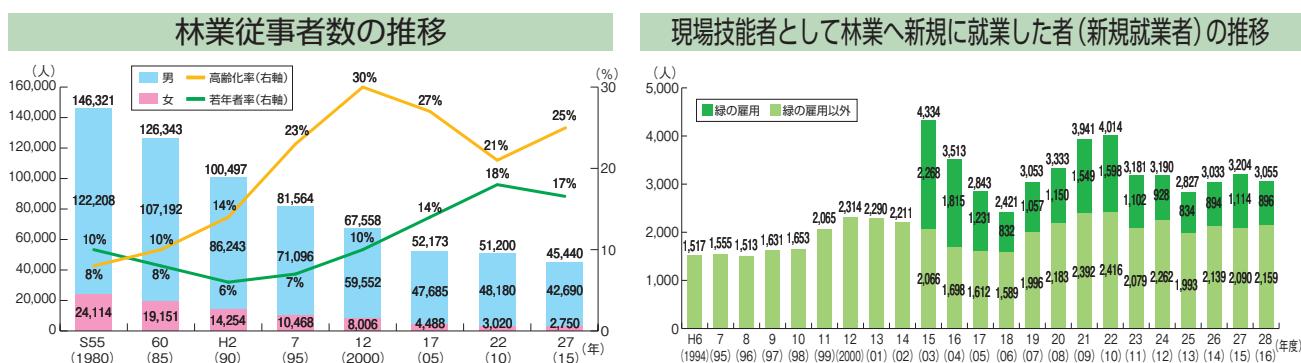
石川県では、コマツと連携し、低コスト作業システムの構築による林業の収益性向上のモデルづくりを推進。



伐採前の森林資源量調査では、コマツが建設現場で実用化しているドローンの3D計測技術の活用により森林資源量を解析し、作業を省力化。また、丸太の計測装置を取り付けた高性能林業機械の活用により、造材時に自動的に直径や材積を計測し、作業を省力化。

## (4) 林業労働力の動向

- 林業従事者数は減少傾向。伐木・造林・集材従事者は近年増加している一方で、育林従事者は長期的に減少傾向で推移。高齢化率(65歳以上)は平成22(2010)年には21%まで低下したが、平成27(2015)年は25%に上昇。若年者率(35歳未満)は平成22(2010)年には18%まで上昇したが、全産業の若年者率が低下する中、平成27(2015)年はほぼ横ばいの17%に。平均年齢は若返り傾向。
- 平成15(2003)年度から、林業就業に意欲を有する若者に対して基本的な技術の習得を支援する「緑の雇用」事業を実施。平成28(2016)年度までに同事業活用による新規就業者は約1万7千人。平成23(2011)年度以降、新規就業者数は3千人前後で推移。
- 全国各地で、就業前の若手林業技術者の教育・研修機関を新たに整備する動きが活発化。
- 林業の労働災害発生率は依然として高水準であり、安全な労働環境の整備が課題。



注1：高齢化率とは、65歳以上の従事者の割合。

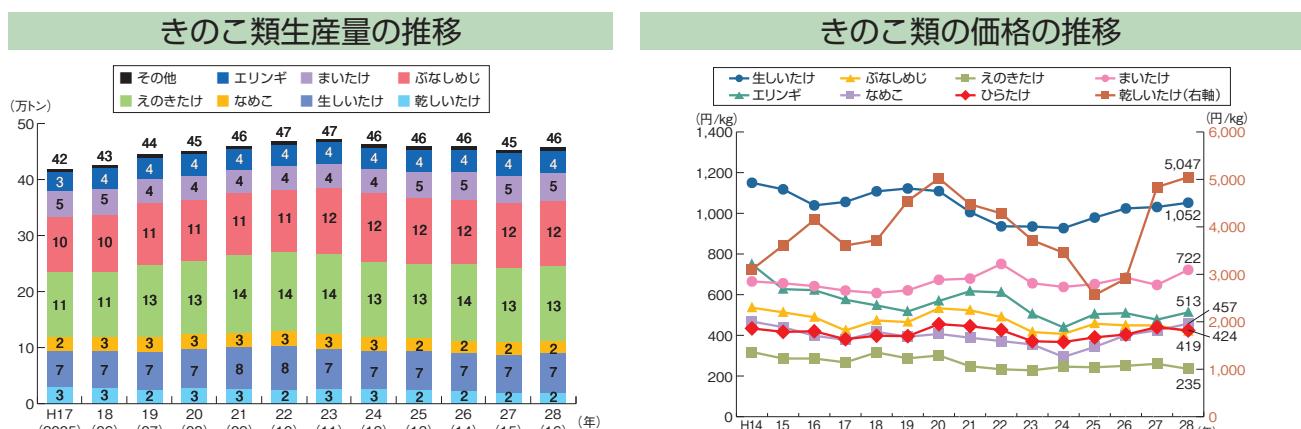
2：若年者率とは、35歳未満の従事者の割合。

資料：総務省「国勢調査」

資料：林野庁ホームページ「林業労働力の動向」

## 2. 特用林産物の動向

- 特用林産物は林業産出額の約5割を占め、地域経済の活性化や雇用の確保に貢献。
- 特用林産物の生産額の9割近くがきのこ類。きのこ類の生産量は平成23(2011)年以降はほぼ横ばい。きのこ生産者戸数は減少傾向。
- きのこ類の価格は、平成28(2016)年は全体的に上昇し、平成27(2015)年に前年から大幅に上昇した乾しいたけについても引き続き上昇。きのこ類の消費拡大・安定供給等に向けた取組を支援。
- 木炭の生産量は長期的に減少傾向(平成28(2016)年は2.4万トン)。竹材(竹紙等の原料)の生産量は平成22(2010)年以降増加(同127万束)。薪の生産量は平成25(2013)年以降5万m<sup>3</sup>(丸太換算)前後で推移。このほか、山菜、薬草、漆等も生産。



資料：林野庁「特用林産基礎資料」

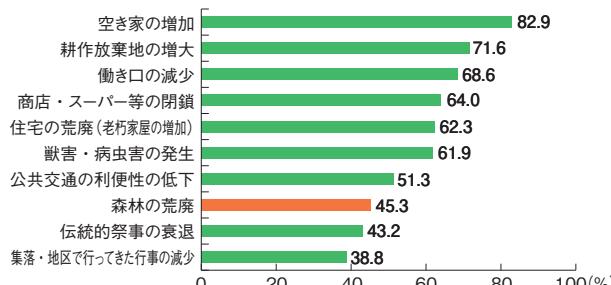
資料：林野庁「特用林産基礎資料」

### 3. 山村(中山間地域)の動向

#### (1)山村の現状

- その多くが中山間地域に位置する山村は、住民が林業を営む場であり、森林の多面的機能の発揮に重要な役割。林業は、雇用の確保を通じて山村の振興に貢献する産業であり、これらの地域の振興を図る上でも、林業の成長産業化が大きな政策的課題。
- 「山村振興法」に基づく振興山村は国土面積の5割、林野面積の6割を占めるが、過疎化・高齢化が進行し、里山林等が荒廃。
- 一方、山村には豊富な森林資源、水資源、美しい景観、伝統・文化等があり、都市住民の関心も高まり。

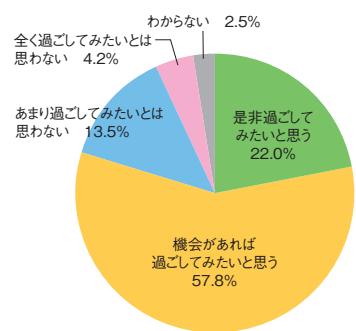
過疎地域等の集落で発生している問題  
上位10回答(複数回答)



注：市町村担当者を対象とした調査結果。

資料：国土交通省及び総務省「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」(平成28(2016)年3月)

農山村滞在型の余暇生活への関心度



注：消費者モニターを対象とした調査結果であり、この調査での「消費者」は、農林水産行政に関心がある20歳以上の者で、原則としてパソコンでインターネットを利用できる環境にある者。

資料：農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27(2015)年10月)

#### (2)山村の活性化

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)」(平成29(2017)年12月)等において、地方創生の基本目標達成のための施策の一つとして林業の成長産業化が位置付け。森林資源の循環利用を図りつつ、成長産業化を実現することが必要。
- 里山林等の保全管理を進めるためには、地域住民が森林資源を活用しながら持続的に里山林等と関わる仕組みをつくることが必要。地域住民による里山林の保全管理や森林資源利用等の取組を支援。
- 自ら伐採等の施業を行う「自伐林家」が、近年、地域の林業の担い手として、特に地域活性化の観点から注目。
- 都市との交流を促進するため、森林空間を観光資源として活用する「農泊」の取組や環境教育、体験活動等の場として総合的に利用する取組を推進。

#### 《事例》 住民自ら伐採等の施業を行い地域の山を守る活動を実施

島根県津和野町の「高田里山を守る会」は、里山林に侵入してきた竹の伐採や間伐等の森林整備を実施。里山林の景観が改善されるとともに、獣害も軽減。地区の自治会が主体となって立ち上げた同会の活動には、様々な世代が参加。地域のつながりを強めるとともに、高齢者にとっての生きがいにも。



#### 《事例》 森林組合が中心となって農泊を推進

岐阜県中津川市加子母(旧加子母村)では、加子母森林組合が中心となり、地域が一丸となって「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備に向けた取組を実施。マーケティングに基づく体験プログラムの開発等を行い、プロモーションの強化によってインバウンドを含む観光客の増加を目指す。



## 第IV章 木材産業と木材利用

### 1. 木材需給の動向

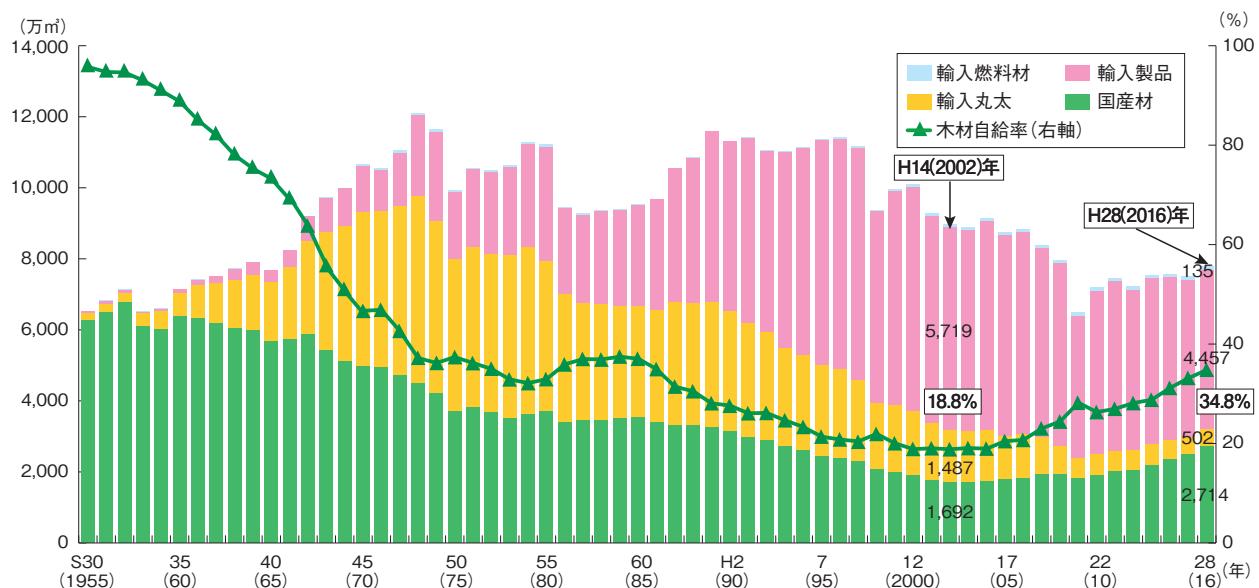
#### (1) 世界の木材需給の動向

- 世界の木材消費量は2008年秋以降減少したが、2010年以降は再び増加傾向。
- 北米では針葉樹製材の消費が回復傾向。欧州では針葉樹製材の生産が主要生産国で軒並み増加、中国、米国向けの輸出も大幅に増加。ロシアでは針葉樹製材の輸出が過去最高を更新、最大の輸出先は中国。中国は16年連続で世界第一の針葉樹丸太輸入国。
- 平成29(2017)年11月にはTPP11協定が大筋合意に至り、平成30(2018)年3月に署名。平成29(2017)年12月には日EU・EPAが交渉妥結。

#### (2) 我が国の木材需給の動向

- 木材需要量は、平成21(2009)年を底に回復傾向で、平成28(2016)年には7,808万m<sup>3</sup>(丸太換算、以下同じ)。
- 国産材供給量は、平成14(2002)年を底に増加傾向で、平成28(2016)年には2,714万m<sup>3</sup>。燃料用チップを含む燃料材は前年比59%増の446万m<sup>3</sup>となり、大幅に増加。
- 木材輸入量は、平成8(1996)年をピークに減少傾向も、平成28(2016)年には微増し5,094万m<sup>3</sup>。約9割が製品での輸入。
- 木材自給率は、平成28(2016)年には6年連続で上昇し、34.8%。

木材供給量と木材自給率の推移



資料：林野庁「木材需給表」

#### (3) 木材価格の動向

- 平成28(2016)年には、国産材の素材価格、製材品価格とともに、やや上昇。
- 国産木材チップ価格は上昇傾向。輸入木材チップ価格は2年連続で下落。

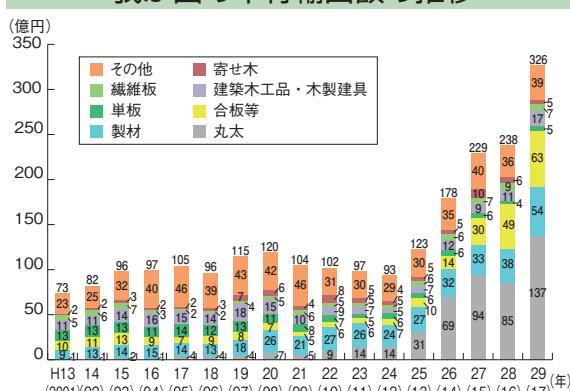
## (4) 違法伐採対策

- 平成29(2017)年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(クリーンウッド法)が施行。全ての事業者に、合法伐採木材等を利用するよう努力を義務付け。特に木材関連事業者は、取り扱う木材等について「合法性の確認」等の取組を実施。
- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に行う木材関連事業者は、登録実施機関に登録を行い、「登録木材関連事業者」という名称を使用可能。同10月から順次5機関が登録業務を開始(同年末時点)。
- 木材の合法性を適切に確認できるよう林野庁ホームページ「クリーンウッド・ナビ」を通じた情報提供のほか、木材関連事業者の登録促進等の取組を実施。

## (5) 木材輸出対策

- 木材輸出額は平成25(2013)年以降増加し、平成29(2017)年は前年比37%増の326億円。
- 中国の「木構造設計規範」の改定が、平成29(2017)年11月に公告され、平成30(2018)年8月に施行予定。この改定には、日本のスギ、ヒノキ、カラマツを構造材として規定するとともに、木造軸組構法を新たに位置付ける予定。これを見込んで、日中の木材関係者等が共同で、設計・施工に当たっての現場向けの具体的な指針の作成を実施。
- 平成29(2017)年12月に、ベトナムに続き、台湾に「ジャパンウッドステーション」を設置。日本産木材製品を展示・PRするとともに、市場動向等の情報を収集・提供。
- 平成29(2017)年6月に中国、韓国、台湾及びベトナムを対象とした「木材・木材製品の輸出拡大に向けた取組方針」を取りまとめ。

### 我が国の木材輸出額の推移



注：HS44類の合計。

資料：財務省「貿易統計」

### 《事例》 プレカット加工等の技術を活かした製品輸出(「林産物の輸出取組事例集」(平成29(2017)年6月)より)

株式会社中東(石川県能美市)は、海外からの引き合いに応じて、プレカット加工した大断面構造用集成材等を韓国、中国、台湾、シンガポールに輸出。部材は駅舎、共同住宅、寺院、校舎、レストラン等に使用されており、現地での建方指導も実施。

加工技術に裏打ちされたブランド力を活かし、海外の業者に対してスギ・能登ヒバ・カラマツ等の地域材利用を提案。



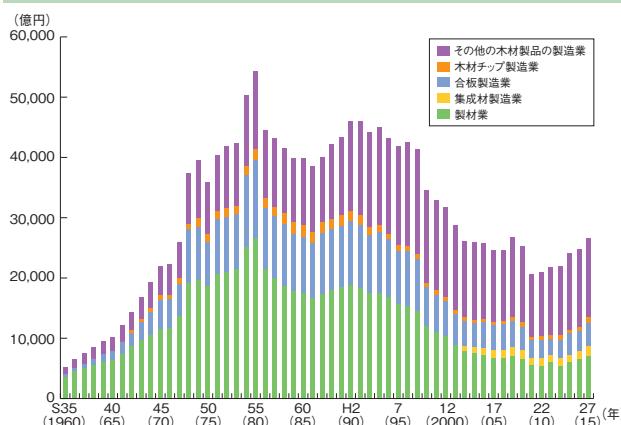
### 「木材・木材製品の輸出拡大に向けた取組方針(平成29(2017)年6月)」の概要

| 国・地域 | ターゲット  |                | 今後の取組方針  |
|------|--|----------------|--|
|      | 品目   | 対象者            |  |
| 中国   | ①家具等に加工するための板材・合板等の半製品<br>②内装・外装用材としての熱処理木材、床暖房対応フローリング材、内装用CLT及びLVL、DIY材としての着色木材など日本の加工技術を活かした木材製品(最終製品)<br>③構造部材(プレカット材)としての集成材、合板、LVL、CLT | ②及び③について富裕層    | (短期的な取組)<br>○日本の加工技術を活かした木材製品の認知度向上とブランド化の推進<br>○日本産木材製品の販売促進活動<br>○日本産木材を利用した内装施工における技能者の育成 |
| 韓国   | ①内装・家具用としての板材、床材(最終製品)<br>②住宅の構造部材(プレカット材)としての集成材、合板、LVL、CLT   | 若い富裕層          | (内装・家具用材)<br>○日本産木材製品の認知度向上とブランド化の推進<br>○日本産木材製品の販売促進活動<br>○日本産木材を利用した内装・住宅建設における技能者の育成      |
| 台湾   | ①下地材やフローリング基材に利用されるLVL、合板<br>②内装材・家具用材としての床材、内装用CLT及びLVL、外装用材の熱処理木材<br>③住宅の構造部材(プレカット材)としての集成材、合板、LVL、CLT                                    | ②及び③について富裕層    | (短期的な取組)<br>○日本産木材製品の認知度向上とブランド化の推進<br>○日本産木材製品の販売促進活動<br>○日本産木材を利用した内装施工の技能者の育成             |
| ベトナム | (海外への輸出製品の原料としての需要がほとんどのため)家具・内装材の材料となる製材、MDF、合板等の半製品<br>(ニーズを正確に把握できた段階で、ターゲットとする最終製品を絞り込む)   | (短期的な取組)<br>同上 | (中・長期的な取組)<br>○公共建築物の木造化への普及・PR  |

## 2. 木材産業の動向

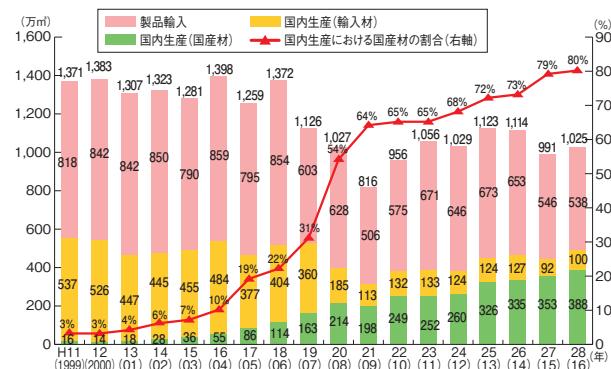
- 木材産業は、原木の購入を通じて林業や森林整備を支え、需要者のニーズに応じた様々な木材製品の供給・開発等を通じて木材利用を推進。
- 我が国の木材産業では、競争力のある木材製品を供給できる体制の構築が課題。林野庁では、品質及び性能の確かな製品を低コストで安定供給するため、木材加工・流通施設の整備等に対応して支援。
- 大型の製材・合板工場等の整備の進展や木質バイオマスのエネルギー利用の拡大に対して、安定的かつ効率的な原木供給体制が課題。施業及び林地の集約化、主伐・再造林対策の強化等による原木供給力の増大、地域の核となる者が原木を取りまとめて供給する体制への転換、川上・川中・川下のマッチングの円滑化を推進。
- 製材業では、素材入荷量に占める国産材割合は7割。大規模工場に生産が集中する傾向。消費者ニーズや非住宅分野への対応等のため、JAS(日本農林規格)製品等の品質・性能の確かな製品の供給が必要。出荷量に占める人工乾燥材の割合は増加傾向。
- 集成材製造業では、国産材を原料とした集成材が徐々に増加しているものの、輸入製品を含む供給量全体に占める割合は15%。工場は大規模化の傾向。
- 合板製造業では、素材入荷量に占める国産材の割合は8割まで上昇。輸入製品を含む合板用材全体に占める国産材の割合は38%。工場は大規模化の傾向。
- 木材チップ製造業では、原料のうち木材チップ用素材のほとんどが国産材である一方、輸入木材チップを含む木材チップ消費量全体に占める国産木材チップの割合は3分の1程度。工場は大規模化の傾向。
- プレカット加工業では、木造軸組構法におけるプレカット材利用率が92%まで拡大し、施工時に使用される木材の選択に重要な役割。工場は大規模化の傾向。

木材・木製品製造業の製造品出荷額等の推移



資料：経済産業省「工業統計表」、総務省及び経済産業省「経済センサス-活動調査」

合板用材の供給量の推移



資料：林野庁「木材需給表」

### 《事例》 品質・性能の確かな国産材製材の供給拡大の取組

二宮木材株式会社(栃木県那須塩原市)は、スギ平角製材をJAS認証に基づく品質・性能が明らかな製品として生産し、供給拡大に向けた取組を実施。製品の全量測定によるデータ管理と在庫保有により、強度指定や短納期の発注にも対応。地域材の需要拡大と高付加価値化に期待。



### 《事例》 国産材への原料転換

株式会社ノダは、富士川工場(静岡県富士市)において、国産材合板を生産。従来、南洋材合板が多くを占めていたフロア台板を国産材から生産。

株式会社オービス(広島県福山市)は、輸入丸太の調達価格上昇から国産材への原料転換の取組を実施。

- CLT(直交集成板)を用いた中高層建築物等の木造化に期待。CLTの利用と普及に向け、CLTを用いた建築への支援、生産体制の整備等に加え、需要の一層の拡大に向けた取組を実施。木質耐火部材や、地域材を活用した横架材等の開発・普及も進展。
- 木質バイオマスについては、効率的なエネルギー変換・利用、セルロースナノファイバーや改質リグニン等を活用した高付加価値製品の開発が進展。
- 日EU・EPAやTPP11の交渉結果を受けた「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、加工施設の生産性向上、競争力のある品目への転換、原木供給の低コスト化等を推進。

#### 《事例》 CLTによる2時間耐火床構造の6階建てビル



松尾建設株式会社(佐賀県佐賀市)は、鉄骨造6階建ての事務所棟と木造2階建ての会議室棟からなる本店新社屋を建設。

事務所棟の2～6階には2時間耐火構造のCLT床を採用。高層建築物における新たな木材需要の開拓には、床へのCLTの活用も有効。

会議室棟においては異樹種構造用集成材とLVLの合成梁等を使用。

### 3. 木材利用の動向

#### (1) 木材利用の意義

- 木材利用は、快適で健康的な住環境等の形成に寄与するだけでなく、地球温暖化の防止、森林の多面的機能の持続的発揮や地域経済の活性化にも貢献。
- 木材には、調湿作用、高い断熱性等の特徴。木材の香りによるリラックス効果など、木材による嗅覚、触覚、視覚刺激が生理・心理面に与える影響についても科学的根拠の蓄積等が進展。

#### (2) 建築分野における木材利用

- 我が国における木材需要の約4割、国産材需要の半数が建築用材。新設住宅着工戸数の約半分は木造。住宅向け建築用材の需要が、特に国産材の需要にとって重要。
- 関係事業者が連携した地域で流通する木材を利用した家づくり(「顔の見える木材での家づくり」)を推進。
- 低層住宅分野の需要減退が見込まれる中、中高層及び非住宅分野の木造化や内外装の木質化を進め、新たな国産材需要を創出することが重要。非住宅分野における木材利用の拡大に向けたシンボル性の高い取組として「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」における木材利用を推進。設計者等の人材の育成も支援。

#### 《事例》 ツーバイフォー工法による5階建て商業ビル



株式会社リヴ(京都府向日市)は、同市内に、2～5階がツーバイフォー工法による木造(耐火建築物)となっている大型商業ビルを建設。

同社は、地域材を活用したツーバイフォー工法の採用により、品質・性能を確保しながら一般的な鉄骨造、鉄筋コンクリート造と比べて低コスト化を実現。地域の工務店による木造大型商業ビルの建築事例として注目。

### (3) 公共建築物等における木材利用

- 公共建築物等木材利用促進法に基づき公共建築物等における木材の利用を促進。平成29(2017)年6月に同法に基づく基本方針を変更。3階建ての学校等の木造化の促進、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に積極的に取り組むことなどを規定。
- 平成28(2016)年度に着工された公共建築物の木造率(床面積ベース)は、前年度と同程度の11.7%。うち低層では前年比0.4ポイント上昇の26.4%。都道府県ごとの公共建築物の木造率は、都市部では低位など、ばらつきがある状況。
- 低層の公共建築物では民間事業者が整備するものが全体の6割以上、うち約9割が医療・福祉施設であり、これらの木造化・木質化を推進するための取組が必要。
- 地盤改良用の木杭やコンクリート型枠用合板など土木分野における木材利用を推進。

#### 《事例》 木質材料による医療施設が都市部で実現 (「公共建築物における木材利用優良事例集」より)

医療法人社団中郷会新柏クリニック(千葉県柏市)は、医院の新築移転に当たり、木の癒し効果に着目。新たな建物は、鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造の混構造で、木質構造部材にはモルタルによる燃え止まり層を持つ長野県産カラマツの耐火集成材を、内装材には静岡県産ヒノキを使用。



### (4) 木質バイオマスのエネルギー利用

- エネルギー利用された間伐材・林地残材等は年々増加し、平成28(2016)年には前年比61%増の433万m<sup>3</sup>。薪、炭等を含めた燃料材の国内生産量は446万m<sup>3</sup>(自給率76.8%)。
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した木質バイオマス発電施設が各地で整備され、主に間伐材等由来のバイオマスを活用した発電施設については、平成29(2017)年3月末現在、出力2,000kW以上の施設35か所、出力2,000kW未満の施設11か所が稼働。
- 木質バイオマスの熱利用・熱電併給は、初期投資の少ない小規模な施設であっても高いエネルギー変換効率を実現可能。近年、公共施設、一般家庭、施設園芸等において、木質バイオマスを燃料とするボイラーやストーブの導入が進展。「地域内エコシステム」の構築に向けた先行的なモデル事業を実施し、成果や課題を検証。

### (5) 消費者等に対する木材利用の普及

- 一般消費者を対象に木材利用の意義を普及啓発する「木づかい運動」を展開。
- 「ウッドデザイン賞」では、木の良さや価値を再発見させる製品や取組について、特に優れたものを消費者目線で評価、表彰。平成29(2017)年度は250点が受賞。
- 子どもから大人までが木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進。ワークショップ等を通じた実践的な活動や、関係者間のネットワーク構築の取組等が全国で展開。

#### 《事例》 地域の活性化につながる木材利用の取組



3回目となる「ウッドデザイン賞」では、東日本旅客鉄道株式会社等による「ノーザンステーションゲート秋田プロジェクト」が農林水産大臣賞を受賞。秋田駅周辺施設のリニューアルにおいて、産学官が連携し、県産材を活用して木の持つ「親しみやすさ」や「心地よさ」を引き出し、集客効果にも寄与。

# 第V章 国有林野の管理経営

## 1. 国有林野の役割

### (1) 国有林野の分布と役割

- 国有林野(758万ha)は、我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割。奥地脊梁山地や水源地域に広く分布し、国土の保全、水源の涵養等の公益的機能を発揮。
- 多様な生態系を有する国有林野は、生物多様性の保全を図る上でも重要。我が国の世界自然遺産(知床、白神山地、小笠原諸島、屋久島)の陸域の95%は国有林野。

### (2) 国有林野の管理経営の基本方針

- 国有林野は重要な国民共通の財産であり、「国有林野事業」として一元的に管理経営。
- 国有林野事業では、平成25(2013)年度の一般会計化等を踏まえ、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、林業の成長産業化に向けた貢献等の取組を推進。

## 2. 国有林野事業の具体的取組

### (1) 公益重視の管理経営の一層の推進

- 個々の国有林野を、重視すべき機能に応じて「山地災害防止」「自然維持」「森林空間利用」「快適環境形成」「水源涵養」の5つのタイプに区分し管理経営。
- 国有林野の90%は「水源かん養保安林」等の保安林。国民の安心・安全確保のため、治山事業により荒廃地や保安林を整備。また、民有林でも直轄で災害復旧を実施したほか、被災した地方公共団体に対する調査職員の派遣等の協力・支援を実施。
- 森林吸収源対策として、間伐等の森林整備、治山施設等における木材利用等を推進。
- 生物多様性の保全を図るため、「保護林」や「緑の回廊」を設定するとともに、希少な野生生物を保護。また、シカ等の鳥獣による森林被害への対策等を実施。
- 「公益的機能維持増進協定」により、国有林に隣接介在する民有林を一体的に整備・保全(平成29(2017)年度3月末現在で14件(430ha)の協定を締結)。

#### 《事例》 「平成29年7月九州北部豪雨」への対応

「平成29年7月九州北部豪雨」では、福岡県と大分県において山腹斜面が多数崩壊し甚大な被害が発生。九州森林管理局では、両県の災害対策本部への職員派遣、ヘリコプターやドローンによる被害箇所の概況調査等を実施。また、全国の森林管理局等の技術職員からなる「山地災害対策緊急展開チーム」を編成し、民有林の復旧に係る調査等の支援のため、延べ274名を派遣。九州森林管理局は福岡県知事からの要請を受け、同県朝倉市内の民有林において直轄治山災害関連緊急事業に着手。



現地調査の様子

#### 《事例》 保護林がユネスコエコパークに

国有林では、これまでに、大分県と宮崎県の県境地域や群馬県と新潟県の県境地域に保護林等を設定し、生物多様性保全等の森林の有する多面的機能を高めるための保護・管理を実施。

こうした中、平成29(2017)年6月、これら保護林等を含む地域である「祖母(そぼ)・傾(かたむき)・大崩(おおくえ)」(大分県及び宮崎県)及び「みなかみ」(群馬県及び新潟県)がユネスコエコパークに登録されることが決定。



みなかみユネスコエコパーク

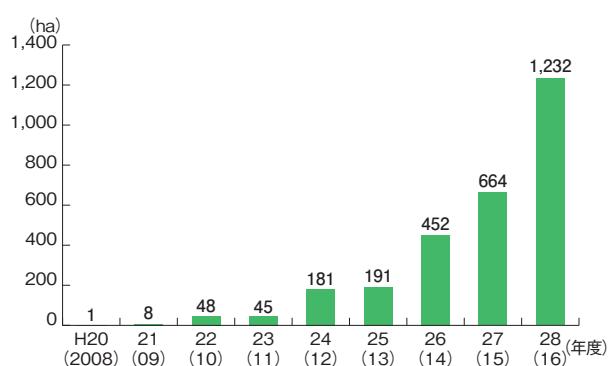


祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク

## (2) 林業の成長産業化への貢献

- 国有林野事業の組織、技術力及び資源を活かし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム等、林業の低コスト化等に向けた技術を実証・普及。また、林業事業体や森林総合監理士(フォレスター)等の人材育成を支援。
- 「森林共同施業団地」を設定し、路網整備、森林施業等において民有林と連携。
- 新たな森林管理システムが効率的に機能するよう、上記の民有林との連携を一層推進することに加え、意欲と能力のある林業経営者に対して、国有林野事業の受注機会が増大するような配慮や林業経営者の情報提供等について検討。
- 製材・合板工場等と協定を締結し、国有林材を安定供給する「システム販売」を実施(平成28(2016)年度には国有林からの素材販売量の68%)。
- 「未来投資戦略2017」に基づき、国有林における木材の販売方法について、長期・大口ツトなど木材の安定的な調達等の観点から民間事業者等へ提案募集を実施。

コンテナ苗の植栽面積の推移



資料：林野庁業務課調べ。

### 《事例》 信州産カラマツのブランド化の取組

中部森林管理局は、長野県と共同で、県内産の林齢80年以上の高齢級カラマツ人工林から、径級30cm以上の良質な大径材丸太を厳選し、「信州プレミアムカラマツ」と称して供給・販売を開始。

高齢級カラマツは、強度に優れ、心材部分は飴色となるなど無垢の横架材(梁桁など)に適した特徴。平成29(2017)年10月の初出荷では、国有林から21本、民有林から12本を出品。



記念発表会の様子



信州プレミアムカラマツ

## (3) 「国民の森林」としての管理経営等

- 森林環境教育や森林づくり等に取り組む多様な主体に対して、「遊々の森」、「ふれあいの森」、「木の文化を支える森」、「法人の森林」を設定し、フィールドを提供。また、地域の関係者や自然保護団体等と連携した「モデルプロジェクト」を実施。
- 地方公共団体や地元住民等に対して国有林野の貸付け等を実施。また、「レクリエーションの森」(自然休養林など6種類)においては、地域関係者と連携して管理運営。
- 東日本大震災からの復旧・復興に向け、海岸防災林の再生、国有林野の除染等に取り組むほか、除去土壤等の仮置場用地を提供。

### 《事例》 社会貢献の森「陸奥湾の海と山をつなぐ森」の取組

東北森林管理局青森森林管理署(青森県青森市)は特定非営利活動法人白神山地を守る会と「社会貢献の森」の協定を締結し、平内町の国有林をフィールドとして活動。

平成22(2010)年に発生した海水温の上昇により、陸奥湾でホタテが大量斃死(へいし)したことをきっかけに、環境問題への意識の高まりから、翌年よりブナ、ミズナラ、イタヤカエデの植樹を実施しており、平成29(2017)年6月に開催された「第7回陸奥湾の海と山をつなぐ植樹祭」には、市内の高校生や大学生も含め約140名が参加。

# 第VI章 東日本大震災からの復興

## 1. 復興に向けた森林・林業・木材産業の取組

### (1) 森林等の被害と復旧状況

- 東日本大震災により、15県で林地荒廃、治山・林道施設の被害等が発生。そのうち災害復旧等事業により実施する箇所の大部分が工事に着手済みで、94%の工事が完了。
- 被災した木材加工・流通施設(全国115か所)について、廃棄・復旧・整備等を支援し、97か所が操業を再開済み。林業生産や木材製品の生産は、おおむね震災前の水準にまで回復。

### (2) 海岸防災林の復旧・再生

- 被災状況や地域の実情、地域の生態系保全の必要性に応じた再生方法等を考慮しながら、海岸防災林の復旧・再生に向けた取組を実施。2020年度までの復旧完了を目指。
- 津波により被災した海岸防災林の要復旧延長は約164km。帰還困難区域等を除き、約161kmで復旧工事に着手済み(うち約82kmで工事完了)。
- 植栽・保育に当たっては地域住民や企業、NPO等も参加。苗木が計画的に確保されるよう、抵抗性クロマツを含む苗木の安定供給体制の確立に向けた取組を実施。

#### 《事例》 民間活力を導入した海岸防災林の再生の取組



宮城県名取市の海岸防災林等では、平成23(2011)年から、「名取市海岸林再生の会」及び「公益財団法人オイスカ」が「東日本大震災復興支援 海岸林再生プロジェクト10ヵ年計画」により、クロマツ等の苗木の育苗、植栽、下刈り・除伐・つる切り等の保育作業等を実施。民間資金を活用するとともに、地域住民による苗木の自家生産や地元への保育作業の委託等を通じて地域の雇用を創出。

平成29(2017)年には、海岸防災林を重要なインフラと考え、将来にわたる保全を視野に活動を行ってきたことが評価され、「第1回インフラメンテナンス大賞」の農林水産大臣賞を受賞。

### (3) 復興への木材の活用と森林・林業の貢献

- 応急仮設住宅の4分の1以上(約1万5千戸)を木造で建設。災害公営住宅(構造判明戸数)の約3割(約9千戸、平成29(2017)年9月末時点)を木造で建設又は建設予定。
- 被災者の住宅再建に向けた「地域型復興住宅」を提案する取組、非住宅建築物や土木分野の復旧・復興事業に地域の木材等を活用する取組も進捗。
- 地震と津波により発生した大量の災害廃棄物のうち、木質系災害廃棄物は木質ボードの原料やボイラー燃料、発電等に利用。
- 被災地には震災以前から、人口減少や産業空洞化といった全国の地域にも共通する課題。解決に向け、林業・木材産業分野でも森林資源の活用を通じた取組を実施。

#### 《事例》 CLTパネル工法による復興公営住宅が完成

平成30(2018)年2月、福島県いわき市に、CLTパネル工法による3階建ての復興公営住宅が完成。燃えしろ設計により1時間準耐火構造とし、2,295m<sup>3</sup>のCLTを含む合計2,512m<sup>3</sup>の木材を使用。

CLTパネル工法の採用により、CLTの普及促進や施工ノウハウの蓄積を図るとともに、一般的な鉄筋コンクリート住宅の6割程度にまで工期を短縮し、早期の住宅供給に貢献。



## 2. 原子力災害からの復興

### (1) 森林の放射性物質対策

- 「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」(平成28(2016)年3月)に基づき、国は県・市町村と連携しつつ、生活環境の安全・安心の確保、住居周辺の里山の再生、奥山等の林業の再生に向けた取組や、調査研究等の将来に向けた取組、情報発信等の取組を実施。
- 避難指示解除区域等においてモデル地区を選定し、里山再生に向けた取組を総合的に推進する「里山再生モデル事業」を実施。間伐等の森林整備については、平成30(2018)年3月末時点で、川俣町及び広野町で作業完了、川内村、葛尾村、伊達市、富岡町、浪江町及び飯舘村で実施中。
- 公的主体による森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う林業再生対策を、平成29(2017)年度までに福島県内42市町村で実施。
- 森林内の放射性物質の分布状況の推移等について調査・研究を実施。
- 森林における放射性物質の分布等に係る知見を始めとした、森林・林業再生のための取組等について、シンポジウムや展示等の普及啓発活動を通じた、最新の情報の提供やコミュニケーションを実施。

#### 《事例》 東京都内で福島県産の木材・木製品・林産物等の展示を実施

平成29(2017)年12月、農林水産省「消費者の部屋」(東京都千代田区)及び「日本橋ふくしま館MIDETTE(ミデッテ)」(東京都中央区)において、福島県産の木材・木製品・林産物等を紹介する展示を開催。木製品、きのこ加工品の展示や、福島県内で林業・木材産業等の分野で活躍している人を紹介する映像の上映等を実施。

同展示品の一部は、同11月及び12月に福島県と東京都の2か所において開催された「福島の森林・林業再生に向けたシンポジウム」の会場でも紹介。これらの情報発信により、福島における森林の現状への理解の促進、幅広い関係者の参画・連携の下での福島の森林・林業再生に向けた取組の進展に期待。



### (2) 安全な林産物の供給

- 食品中の放射性物質の基準値(一般食品は100Bq/kg)に基づき、特用林産物23品目に出荷制限(平成30(2018)年1月現在)。
- 「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」に基づき栽培管理を行い、基準値を超えるきのこが生産されないと判断された場合に出荷制限を解除。きのこ等の生産継続・再開に向けて支援。また、野生のきのこ・山菜等の出荷制限の解除も進みつつある状況。
- 福島県産きのこ原木の減少に対応し、原木の安定供給に向けて需給のマッチング等を推進。

### (3) 樹皮やほだ木等の廃棄物の処理

- 燃料や堆肥等に利用されていた樹皮(バーク)は、放射性物質の影響により製材工場等に一部滞留したが、廃棄物処理場での処理を支援し滞留量が減少。使用できなくなったほだ木等の処理も必要。

### (4) 損害の賠償

- 林業関係では、避難指示等に伴う事業への支障や原木しいたけの減収等に関する損害賠償が実施。平成26(2014)年9月からは避難指示区域内の森林に係る財物賠償の請求受付、平成27(2015)年3月からは避難指示区域以外の福島県内の立木についても財物賠償の請求受付が実施。

# ○平成30年度 森林及び林業施策 概要

## 概説

森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図ることの重要性等を踏まえ、森林・林業基本計画等に基づき、所要の財政措置等を講じながら、各種施策に取り組む。

## I 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

### (面的まとめをもった森林経営の確立)

- 「新たな森林管理システム」の下で意欲と能力のある林業経営者に森林経営を集積・集約化し、林業の成長産業化を図るため、森林情報の収集、境界の明確化、既存路網の簡易な改良等に対して支援する。
- 市町村において、森林の土地の所有者等に関する情報を一元的に取りまとめる林地台帳の整備を推進する。

### (再造林等による適切な更新の確保)

- 伐採と造林の一貫作業システムの導入を推進するとともに、低コスト造林に資する成長に優れた品種の開発を進めるほか、苗木生産施設等の整備への支援、再造林作業を省力化する林業機械の開発に取り組む。
- 野生鳥獣による被害対策として、市町村森林整備計画等における鳥獣害防止森林区域の設定を通じて、防除対策等を推進する。

### (適切な間伐等の実施)

- 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」等に基づき、間伐等の森林の適切な整備を推進する。

### (路網整備の推進)

- トラック等の走行する林道等と、主として林業機械が走行する森林作業道がそれぞれの役割等に応じて適切に組み合わされた路網の整備や、大型車両が通行可能な幹線となる林道の整備を推進する。

### (多様で健全な森林への誘導)

- 育成複層林等の多様で健全な森林への誘導を進めるとともに、原生的な森林生態系等の保護・管理及び連続性の確保、シカによる植生被害対策等の推進により、森林における生物多様性の保全を図る。
- 自然条件や社会的条件が悪く、自助努力によっては適切な整備が見込めない森林等について、水源林造成事業や治山事業等の公的主体による整備を推進する。
- 花粉の少ない森林への転換や花粉症対策に資する苗木の生産施設の整備など花粉発生源対策を推進する。

### (地球温暖化防止策及び適応策の推進)

- 温室効果ガス削減目標の達成に向け、間伐や造林等を通じた健全な森林整備、保安林等の適切な管理・保全、木材及び木質バイオマスの利用等の森林吸収源対策を推進する。
- 森林吸収量を算定し報告するため、土地利用変化量や伐採木材製品の炭素蓄積変化量等、必要な基礎データの収集等を行う。あわせて、パリ協定の詳細ルール合意を見据えた技術的課題の分析・検討を行う。

### (国土の保全等の推進)

- 保安林の適切な管理の推進を図るとともに、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模な山地災害の発生するおそれがあることを踏まえ、効果的かつ効率的な治山対策を推進する。
- 「流木災害等に対する治山対策検討チーム」中間取りまとめを踏まえた総合的な流木対策を推進する。
- 松くい虫等の森林病害虫防除対策等を総合的かつ効率的に実施するとともに、野生鳥獣による森林被害について、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ効果的かつ効率的な技術開発等を行う。

### (研究・技術開発及びその普及)

- 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略等を踏まえ、产学研官連携を図りつつ、研究・技術開

発を戦略的かつ計画的に推進する。

- 国と都道府県が共同して効率的かつ効果的な林業普及指導事業を推進する。

#### (山村の振興及び地方創生への寄与)

- きのこ生産に必要な資材の安定供給、新たな需要の創出を通じた竹材の利用拡大等を図るとともに、東日本大震災の被災地等において、特用林産物の生産効率の向上を図るため、生産、加工及び流通施設の整備等に対して支援する。
- 山村に豊富に存在する森林資源を活用し、山村の活性化を図るため、薪炭・山菜等の地域資源の発掘・活用を通じた所得・雇用の増大を図る取組や林家等への安全指導等に対する支援を実施する。

#### (社会的コスト負担の理解の促進)

- 森林・林業の諸施策の着実な推進を図るため、社会的コスト負担の在り方について検討する。
- 「平成30年度税制改正の大綱」において、森林環境税(仮称)、森林環境譲与税(仮称)を創設するとされたことを受け、必要な検討を行う。

#### (国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進)

- 多様な主体による森林づくり活動を促進するとともに、森林環境教育や木育を推進する。

#### (国際的な協調及び貢献)

- 国際対話に積極的に参画するほか、開発途上国の森林保全等のための調査及び技術開発や、独立行政法人国際協力機構(JICA)等を通じた開発途上国等に対する協力を実施する。
- 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号)に基づき、合法伐採木材等の円滑な供給及び普及拡大に対する取組を推進する。

## II 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

#### (望ましい林業構造の確立)

- 効率的かつ安定的な林業経営の育成、スケールメリットを活かした林業経営、効率的な作業システムによる生産性の向上、経営感覚に優れた林業事業体の育成を推進する。

#### (人材の育成及び確保等)

- 「緑の雇用」事業等を通じた現場技能者の育成を進めるとともに、森林施業プランナーや森林総合監理士(フォレスター)の育成のための研修等を行う。

#### (林業災害による損失の補填)

- 国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う森林保険の普及に努める。

## III 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

#### (原木の安定供給体制の構築)

- 施業の集約化に加え、面的にまとまった共有林での施業促進等の取組を通じて、作業ロットの拡大を図る。また、木材製品の安定的な供給のための木材加工流通施設整備や森林経営の基盤となる路網整備、間伐材生産や主伐・再造林の一貫作業などを推進する。

#### (木材産業の競争力強化)

- 木材加工・流通体制の整備のため、需用者ニーズに適確に対応した地域材の安定的かつ効率的な供給体制の構築に資する木材加工流通施設等に対して支援するとともに、品質及び性能の確かな製品の供給のため、乾燥施設の整備等を支援する。また、A材丸太を原材料とする付加価値の高い構造材等の製品や技術の開発、普及啓発等の取組に対して支援する。

#### (新たな木材需要の創出)

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国自らが率先して木材利用を推進するとともに、民間事業者が整備する医療・福祉施設等の木造化・木質化を推進するための取組に支援する。
- CLTを用いた建築物の設計及び建築等の他、企画から設計段階に至る課題解決のための専門家派遣の

取組や、品質及び性能の確かなJAS構造材を積極的に活用する工務店等の登録及び公表を行い、利便性や効果等を実証する取組を支援する。

- 「地域内エコシステム」の構築に向け、技術者の現地派遣や相談対応等の技術的サポートを行う体制の確立、実現可能性調査、協議会の運営、小規模な技術開発等に対して支援する。

**(消費者等の理解の醸成)**

- 「木づかい運動」を開催するため、森林づくり活動の促進に向けた取組と連携を図りつつ、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした日本の「木の文化」の情報発信、木育の取組等を支援する。

## **IV 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策**

- 東日本大震災により被災した治山施設、林道施設の着実な復旧を図るとともに、被災した海岸防災林の復旧及び再生を推進する。
- 放射性物質の影響がある被災地の森林・林業の再生を図るとともに、放射性物質の影響に対応した安全な特用林産物の供給確保を支援する。

## **V 国有林野の管理及び経営に関する施策**

**(公益重視の管理経営の一層の推進)**

- 森林・林業施策全体の推進に貢献するよう「森林・林業基本計画」等に基づき、多様な森林整備、治山事業、生物多様性の保全を推進する。

**(林業の成長産業化への貢献)**

- 森林施業の低コスト化の推進と技術の普及、森林共同施業団地の設定等による民有林との連携、木材の安定供給体制の構築を推進する。

**(「国民の森林」としての管理経営と国有林野の活用)**

- 国民の要請の適確な把握とそれを反映した管理経営の推進に努めるとともに、貸付け、売払い等による国有林野の活用を積極的に推進する。

## **VI 団体の再編整備に関する施策**

- 森林組合の経営基盤や業務執行体制の強化等に向けた指導を行うとともに、施業集約化の促進や生産性向上等による効率的な事業基盤の整備等を内容とする森林組合系統運動方針の実行性の確保に向けた指導を行う。